

第2回共同シンポジウム  
ネットワークとプライバシー  
インターネットと法情報  
— 講演等要旨集 —

共同主催

明治大学学術フロンティア推進事業  
「社会・人間・情報プラットフォーム・プロジェクト」  
サイバー法研究会  
法情報学研究会

後援

大阪大学大学院法学研究科

日時・場所

1999年11月27日  
大阪大学吹田キャンパス「コンベンションセンター」

## 目 次

主催者等挨拶（中山 勲）	p. 3
--------------	------

### 第1部：サイバー法研究会「情報ネットワークとプライバシー」

新保史生	米国における個人情報のネットワーク利用と保護方策の現状	p. 4
米丸恒治	E U個人情報保護ディレクティブとその影響	p. 16
坂東俊矢	ネットワーク社会における個人情報と消費者保護 —国際消費者法学会での議論を踏まえて—	p. 30
鈴木正朝	わが国におけるコンピュータと個人情報保護の現状と課題 —JIS Q 15001を中心に	p. 40
第1部パネルディスカッション		p. 69

### 第2部：法情報学研究会「インターネットと法情報」

小松 弘	法情報XMLに関するアメリカ合衆国の研究開発動向	p. 85
門 昇	わが国における法情報学教育の現状と課題	p. 97
立山紘毅	情報公開メディアとしてのインターネット 公開・報道・開示請求	p.101
指宿 信	流れ星に名前を付けられるか？ ネット文献の引用方法について	p.111
夏井高人	SHIP—project と法情報学の展望	p.121
第2部パネルディスカッション		p.129
閉会の挨拶（岡村久道）		p.143

## 資 料

町村泰貴	SHIP-Project 1999年夏期研究合宿における討議結果要旨	p.145
------	------------------------------------	-------

[注記] 鈴木正朝「わが国におけるコンピュータと個人情報保護の現状と課題」は、同氏がシンポジウム開催日当日に予期せぬやむを得ない事情により出席不可能となったため、この要旨集のために作成・提出された報告書を掲載した。

[注記] 資料は、第2回共同シンポジウム予稿・資料集収載の資料と同一のものを再録した。

## 主催者等挨拶

開催校・後援者代表 中山 勲（大阪大学法学部長）

インターネットでも買い物ができるというようなことで、およそ国際社会から個人の実用生活に至るまで、人類の進歩発展を支えているのは、今やコンピュータだということでございます。大学のほうもこれを利用しない手はないということでございますが、研究の方面では、もちろんこれは活用しておりますも、どうも教育方面では、まだまだ活用の余地は残っているようでございます。

それで、ご案内のとおり、今年（1999年11月）18日に、中曾根文部大臣が審議会に対して、コンピュータを教育にどのように生かしていったらいいのかについて諮問したようでございます。

それで、この時期に、同じく国の対応がまだまだ不十分な領域でございますコンピュータのいわば影の部分、個人情報等の保護の問題とあわせまして、教育にコンピュータをどのように生かしていくかの問題を取り上げられましたことにつきましては、まことに時宜を得た有意義なことだと存じております。

阪大法学部は、この点につきまして予めから力を入れておったわけでございますけれども、この度、明治大学、サイバー法研究会、法情報学研究会の皆さん方が、そういうことで研究なさるシンポジウムをお開きになるということございまして、喜んでお手伝いをさせていただいた次第でございます。

しかし、何分にも交通が非常に不便なところでございますし、不行き届きもあるかと思えます。何かご不便がございましたら、何なりとお申し付けくださいますと、できるだけ快適にお過ごしいただければというふうに存じております。ご成果を期待しております。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。（拍手）

## 「米国における個人情報のネットワーク利用と保護方策の現状」

(財) 国際通信経済研究所嘱託研究員 新保史生

### 概要

米国における個人情報のネットワーク利用は、1993年12月21日にゴア副大統領が、情報スーパーハイウェイ構想の実現のため、国家情報基盤の構築を提案してから急速に高まってきました。つまり、個人情報のネットワーク利用は、インターネットの発展と同時に急激な拡大を見せてきたものと言えます。

### 1. 個人情報のネットワーク利用の類型

インターネットの普及に伴い、様々な個人情報がネットワークを介して収集又は利用されています。その利用の現状は、以下のように9つに類型化して考えることが可能です。

- ① まず1つ目に「個人識別徴表としての個人情報」の利用及び検索があげられます。個人の氏名・住所・電話番号などの個人を識別する徴表としての情報は、オンラインで検索可能な個人の所在照会サービスなどを利用することにより、ネットワーク上で直接検索または入手することができます。個人情報そのものが、いわば商品として取引されているわけです。
- ② 2つ目に「金融関連情報」があげられます。特に最近では、インターネット・バンキングまたは実体的な店舗を有さずにネット上にのみ存在する銀行等が出現しております。それらのサービスを利用する際には、取引関連の情報のみならず、詳細な個人情報ネットワークを介してやりとりされることとなります。また、ネット上で様々なオンラインショッピング（電子商取引）の利用が可能になるにつれ、決済手段としてはクレジットカードが利用されていますが、カード番号は決済手段としてのみならず、個人信用情報自体もネットワーク上でやりとりされています。
- ③ アメリカでは、個人を識別する手段として社会保障番号が広く用いられており、「社会保障関連情報」もネットワーク上で流通しております。本来、社会保障番号は年金等の徴収・支給を目的として個人に割り当てられる番号ではありますが、現在ではネットワーク上で、本人確認のための有力な認証手段として機能しています。
- ④ 我々は様々な保険に加入していますが、「保険関連情報」としては、最近では潜在的な顧客の加入を促進することができ、他社の商品との比較を画面上で容易に行うことができるなどのインターネットの特性を活かして、オンラインで保険に加入することができるサービスが提供されており、その際には、詳細な個人情報がネットワークを介してやりとりされることとなります。
- ⑤ 電気・水道・ガスにとどまらず、最近ではケーブルTV (CATV)、インターネット

への接続サービス等を提供しているプロバイダーなど、様々な公益設備がインフラとして構築されております。これら「公益設備」を利用する際には必然的に個人情報を提供しなければならないため、その際に収集・蓄積される個人情報は膨大な量にのぼります。そのため、大量の個人情報を収集することになる公益設備提供機関から個人情報の漏洩が生ずるような事態が発生した場合には、深刻な漏洩事故になる危険性が高いのです。

- ⑥ 個人信用情報を扱っている信用情報機関は、同時に消費者調査を行っている消費者調査機関としての役割を担っております。オンラインでクレジットカードを利用すると、「消費者情報」も収集されてマーケティングに利用されています。
- ⑦ 「雇用関係情報」のネットワーク利用や、社内のネットワークにおけるプライバシーも近時問題となってきています。最近では社内 LAN が大半の企業で整備され、従業員の個人情報もネットワークを介してやりとりされる機会も増えております。その他、従業員のネットワーク設備利用状況の監視や電子メールの内容等の監視等についても問題が生じております。
- ⑧ 「教育個人情報」については、アメリカの教育省が **SPEEDE/ExPRESS** という情報ネットワークシステムを構築しております。これは、学生の教育個人情報を電子情報として処理してネットワーク利用するものです。例えば、学生が転校した際に、転校先の学校に対して電子的に教育個人情報を移転することが可能となっております。
- ⑨ 最後に「法情報」も従来からネットワーク上で利用されており、判例のオンライン検索は広く利用されていますが、最近では訴訟事件一覧表などもネットワーク上で見ることができるようになっており、訴訟当事者や代理人の氏名等の個人情報もネットワーク上で閲覧することが可能です。

## II. 個人情報のネットワーク利用の現状

実際に個人情報はネットワーク上でいかなる利用がなされているのか。その実例を挙げたいと思います。

### a. 個人情報のオンライン検索

はじめに「個人識別情報」のネットワーク利用についてです。AT&T が提供している **AnyWhoINFO** というサービスは、インターネットで電話番号の検索のみならず、電話番号から個人名の逆引きすることも可能となっております。我が国にも、職業別電話帳の検索が可能なインターネット・タウンページを Web 上で利用することができますが、電話番号から個人名を Web 上で検索することはできません。電話番号の逆引きを利用すると、例えば、アメリカでは **Caller ID** と呼ばれ、我が国においても導入されている発信者番号

通知サービスと組合わせて利用した場合、表示された電話番号を入力して検索すると、発信者の氏名のみならず、同時に住所と地図も表示されるようになっており、まさにネット上で相手方の所在地までもが確認できるのです。

また、個人識別情報そのものもオンラインで検索することが可能となっています。最も大規模な個人識別情報の検索サービスとしては、判例、法令や法律論文などの法情報を提供している Lexis-Nexis の運営する P-TRAK、P-FIND 及び P-SEEK という 3 つの個人の所在照会サービスがあげられます。

P-TRAK は 3 億件以上の個人情報を収録しており、合衆国の人口は 2 億 7,000 万人ですから、全国民数以上の個人情報が蓄積されていることになります。さらに P-FIND は 1 億 4,600 万件の個人の電話番号が収録されています。こちらは、合衆国内の約 3,400 の電話帳から情報を収集して作成されたものです。また、最近開始された P-SEEK では、電話帳や公共機関が保有する各種の個人情報の検索が可能となっています。

実際に提供されている個人情報の内容は、P-TRAK については、一般には公開されていない氏名・現住所・前住所・生年月日・電話番号の検索が可能となっています。なお、情報の提供方法は、インターネット上での検索ではなく、オンライン接続による検索によってセキュリティを確保する形態がとられています。

P-TRAK の利用対象者は、法律実務家、訴訟当事者、その他の法律家、法執行機関や警察当局となっており、その利用目的は、訴訟当事者、証人、債権者、債務者及び信託受益者等の所在照会です。例えば訴訟を提起する際に相手方の所在を特定する必要があるような場合、Lexis-Nexis の P-TRAK を用いて相手方の所在を照会することが可能なのです。

## b. 個人信用情報

「個人信用情報」は、三大信用報告機関である Equifax, Experian, Trans Union が扱っています。個人信用情報の保有量が最も多い Experian で、約 1 億 7,000 万件程度の情報を保有しています。また、個人信用情報を取り扱う信用情報機関は、信用報告を行うのみならず、個人の経済活動に関する詳細な情報を収集して分析を行う消費者調査も行っており、さらに、ネットワーク上で個人信用情報の照会も行われております。

例えば Equifax のサイトでは、個人の氏名などの個人情報を入力し、さらに本人確認のための個人識別情報として社会保障番号の入力を行うことにより、個人の信用情報をネットワーク上で閲覧することが可能です。

実際の個人信用情報の提供態様は、個人識別情報、収集機関及び使用履歴等が一覧で表示されるようになっております。個人識別情報としては、個人の氏名・住所・社会保障番号・生年月日等が表示されます。また、破産宣告を受けたといった情報や、訴訟が提起されているといった情報も同時に表示されます。さらに、これらの情報を収集した

機関についても明示されております。その他、一般的に我が国においてもカードを使用した際に請求書等に記載されて送付されてくるクレジットカードの使用履歴についても、明細を閲覧することができるようになっております。

### c. 社会保障番号

以上において具体例としてあげた Lexis-Nexis や信用情報機関の情報を照会する際に、本人を確認するために必ずと言ってよいほど入力求められる情報として「社会保障番号」があります。つまり、いわば身分証明番号として社会保障番号が機能しているわけですが、実際に本人確認手段としての社会保障番号はどのように利用され、それに対する利用規制はどのような形で行われてきたのでしょうか。

はじめに、Lexis-Nexis の例を挙げますと、Lexis-Nexis は、個人情報照会サービス提供団体(IRSG)という団体に加盟しております。こちらの団体では、個人識別情報の収集、取扱及び公開に関する自主規制を行い、その結果、96年度6月以降、社会保障番号の提供を自主的に中止いたしております。つまり、Lexis-Nexis で検索を行っても、現在では社会保障番号は表示されなくなっております。

しかしながら、ちょうどこの時期に、社会保障番号の提供をめぐる議論が起こり、「社会保障番号のオンライン利用におけるプライバシー保護法案」(Social Security Online Privacy Protection Act of 1996[H.R.1287])という法律案が提出されています。この法案の主な内容は、Lexis-Nexis のような商用オンライン検索サービスが行っているインタラクティブなコンピュータ・サービスにおいて、①個人の社会保障番号、②社会保障番号を用いて個人の身元を確認することができる個人識別情報を事前に書面による本人の同意を得ずに開示してはならないという規制を試みております。

結果的に、Lexis-Nexis 側は自主的に社会保障番号の表示を中止しましたが、現実には社会保障番号はネットワークにおいて本人を確認する際に有効な認証手段として一般的に用いられており、個人情報の流通が拡大するにつれ、その利用も一層高まっております。

社会保障番号の沿革についてですが、社会保障番号は、1935年の社会保障法に基づき社会保障局が管理しております。社会保障局では1930年代から60年代に至るまで、社会保障カードには「本番号を身分証明書として利用してはならない」という文言を付記しておりました。しかし、現在では、そのような文言は記されておられません。その後、1960年代に入ると社会保障番号は急激にその利用領域を拡大しております。例えば、1961年には、公務員人事委員会が連邦政府職員の身分証明番号として社会保障番号を利用したのをきっかけとし、翌年の1962年には、社会保障番号を納税者が所得申告の際に記入することが求められています。その後、なし崩し的に社会保障番号が様々な場面で本人確認の手段として利用されるようになりますが、その主な要因には、コンピュータの急速な発展により、個人情報の大規模な収集・蓄積・利用が行われ、本人確認を行う

ために有効な認証手段として社会保障番号が利用されるようになったことがあげられます。またこの時期は、ジョンソン大統領が、「偉大な社会」(Great Society)という国家政策を推し進めていた時期でもあり、公的扶助システムが急成長したことも社会保障番号の利用拡大に関係していると言われております。

1970年代に入ると、公的機関のみならず民間企業も広く社会保障番号を利用するようになります。例えば、クレジットカードへの加入、雇用、電気、ガス、水道、電話等の公益設備の利用、預金口座の開設や保険への加入などの際に、本人確認のために社会保障番号が広く用いられるようになるのです。

そのため、社会保障番号の利用については、その潜在的危険性について様々な指摘がなされてきました。例えば、社会保障局自体も、1971年に「社会の潜在的脅威について」というレポートを出しております。また、1973年には、保健教育福祉省が、社会保障番号のような一般的身分証明の利用に対する警鐘を鳴らし、それらを利用することによって容易に個人が捕捉可能であることを指摘しております。

そのような中、1974年には、「プライバシー法(Privacy Act [1974])」が制定されましたが、プライバシー法制定後も、社会保障番号の利用状況は拡大の一途をたどっております。例えば、1976年の「税制改革法」(Tax Reform Act [1976])においては、車両登録・運転免許・納税書類・社会福祉サービスなどの適用を受ける際に社会保障番号の入力が求められ、1984年の「財政再建法(Deficit Reduction Act [1984])」においては、預金者に社会保障番号の申告を求めています。

その後も、1996年の「個人責任及び雇用機会調停法(Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act of [1996])」においては、養育権及び養育費に関する手続きに関してプライバシー保護のために必要な措置を定めたガイドラインの策定を州に義務づけた上で、子供の養育費の支払の執行を目的として、専門職の免許状、婚姻届、離婚届、運転免許証、資格を要する職業の免許状発行の際に申告した社会保障番号を収集することが認められております。

### Ⅲ. 個人情報保護制度の特色

次に、米国の「個人情報保護制度の特色」についてです。

個人情報保護制度には、公的部門および民間部門の両者を対象とした包括的な保護制度、公的部門及び民間部門の両者を、それぞれ別個の法律で対象とする制度、さらに、対象領域ごとに個別に立法を行う制度の3つの形態があり、それぞれ、オムニバス方式、セグメント方式、セクトラル方式と呼ばれております。アメリカでは、包括的な個人情報保護法が制定されていない一方で、公的部門と民間部門を別個の法律で規制するセグメント方式を採用し、セクトラル方式による個別の立法が多数制定されております。

## ① セクトラル方式による個別領域別保護

### a. 連邦法

連邦法については、1974年に行政機関の保有する個人情報を対象とした法律として「プライバシー法」(Privacy Act [1974])が制定されております。「プライバシー法」は、政府機関が保有する記録システムに適切な個人情報保護措置を講ずることを義務づけ、情報主体には、記録システムに登録されている個人情報へのアクセス権を認めております。

次に、金融関連の個人情報についてですが、この分野における個人情報は、個人の経済活動と密接に関わる情報であるため、その取扱いの如何によっては多大な経済的損失をもたらすのみならず、社会生活上も大きな支障を来すおそれもあります。特に、クレジット社会が進んでいるアメリカでは、個人信用情報の保護に対する取組みが早くから行われ、個人信用情報の保護を目的として、「公正信用報告法」(Fair Credit Reporting Act [1970])が1970年に制定されています。この法律は、個人情報の保護に関する法律としては、最初に制定された法律です。同法では、信用報告機関に対して、消費者のプライバシーの権利を尊重することを求め、さらに消費者の同意に基づかなければ、与信判断情報の収集・蓄積・提供を行ってはならないとしております。しかし、その一方で、同法では、提供先企業が許容目的の範囲内で情報を利用すると信ずるに足る理由を有している場合には、信用報告機関は消費者に関する情報を提供することができるとされております。この「許容目的」というのは、例えば信用枠の拡大等が挙げられています。また、その際には、合理的な業務上の必要性も要求されております。

また、クレジットカードとの提携も将来的に見込まれているものとして、ICカード化された運転免許証があります。既に運転免許証へのスマートカード利用を開始している州もあります。今後、通行料金の収集、バスや列車などの公共輸送機関の運賃支払いとの共用のみならず、クレジットカードや銀行カードとの提携も見込まれており、さらには、運転免許証保持者の指紋を登録するなど、犯罪経歴、医療記録、車両登録情報といった情報の登録も将来的には行われることが予想されています。現時点において運転免許証は、1994年の「運転免許プライバシー保護法」(Driver's Privacy Protection Act[1994])によって保護されています。

金融機関が保有する個人情報については、1978年の「金融プライバシー権法」(Right to Financial Privacy Act [1978])により、本人の同意または令状によらなければ、預金口座の記録を連邦政府は入手できないとされております。電子資金移動についても、1980年の「電子資金移動法」(Electronic Fund Transfer Act [1980])により、金融機関による加入者取引情報の第三者への開示状況や、電子振替確認書及び取引記録を加入者が受領する権利などの説明義務が課されております。その他、1976年の「税制改革法」においては、政府が収集した税務情報の目的外利用が禁止されております。

ケーブル通信およびビデオ・レンタルに関する個人の視聴傾向情報については、それぞれ、1984年の「ケーブル通信政策法」(Cable Communications Policy Act [1984])において、本人の同意を得ずに加入者の視聴傾向情報の開示が禁止され、1988年の「ビデオ・プライバシー保護法」(Video Privacy Protection Act [1988])により、ビデオ・レンタル業者は、裁判所の発する令状による場合を除き、本人の同意を得ずに個人に関する情報を開示することが禁じられ、無断で開示した場合には4000ドルを上限とする損害賠償を求めることができるようになっております。

一般的な通信については、1934年の「通信法(Communications Act [1934])」第605条により、通信の傍受及び通信内容等の漏洩が禁止され、1968年の「総合的犯罪防止及び街路の安全に関する法律」によって私人による盗聴器の所持、使用及び販売等が禁止されています。さらに、その後のコンピュータ通信等の電子通信にも適用対象を拡大するために、1986年には「電子通信プライバシー法」(Electronic Communications Privacy Act [1986])が制定されています。

また、通信関連の個人情報として、個人が通信を利用する際に通信事業者に登録する加入者情報や通信の利用にまつわる情報があります。最近では、様々な通信手段が利用されるようになってきているため、通信の利用状況から、個人の趣味嗜好や生活パターンを知ることある程度可能と思われます。そのため、通信事業者が保有している個人情報は情報化社会において重要な個人情報であると言えますが、現に我が国においては、通信事業者からの加入者情報の漏洩が大きな社会問題となっております。加入者に関する個人情報は、1996年の「電気通信法(Telecommunications Act [1996])」により、通信事業者が保有する加入者情報の機密保持が義務づけられており、通信関連の個人情報も保護の対象となっております。

コンピュータおよびネットワーク関連では、1987年の「コンピュータ安全法(Computer Security Act [1987])」により、政府のコンピュータ内に蓄積されているセンシティブな情報、つまり個人に関する高度に私的な情報の安全に対する措置が講じられております。

また、最近では、1998年の「子供のオンライン上のプライバシー保護法(Children's Online Privacy Protection Act [1998])」が制定されています。同法では、商業サイトおよびオンラインサービスが、違法又は欺瞞的な行為を用いて、13歳以下の子供から個人情報を収集することを禁じています。また、同法に基づき、2000年4月21日には、子供の個人情報の収集、利用及び開示を行う前に、両親の同意確認の実施を義務づけることを定めた連邦取引委員会規則が施行されることとなっております。

近年、特にコンピュータによって検索を行い、様々な情報を照合することが容易にできるようになっておりますが、1977年にアメリカではプロジェクト・マッチという計画がありまして、その計画によってコンピュータのマッチング・プログラムが開発されました。その後、1979年4月18日に、行政管理予算庁が、マッチング・プログラムの管理方法に関するガイドラインを発行しましたが、マッチングに対しては様々な議論が巻

き起こりました。そこで、1988年に、コンピュータ・マッチング・プログラムを利用して生成される情報の公開及び利用に際し、他の政府機関又は非政府機関との書面による同意を義務づけ、データの完全性維持を目的とした委員会を設置することなどを定めた「コンピュータ・マッチング及びプライバシー保護法(Computer Matching and Privacy Protection Act [1988])」が制定されております。

そのほか教育個人情報、従業員の個人情報、または報道機関の保有する情報についても、それぞれ法律が制定されています。

## b. 州 法

次に、州レベルでの個人情報保護に関する法律ですが、州の中には、州憲法にプライバシーの権利の明文規定がある州もあります。そのような州憲法としては、アラスカ州憲法第22条、カリフォルニア州憲法第1条、ハワイ州憲法第6条、モンタナ州憲法第10条などがあげられます。

また、個人情報保護に関する法律としては、マサチューセッツ州やニューヨーク州には個人信用情報の保護に関する法律、カリフォルニア州やコネチカット州には従業員の個人情報保護に関する法律、デラウェア州やペンシルバニア州には電気通信関連の個人情報保護に関する法律、そして、ニュージャージー州にはケーブル通信加入者及びその視聴傾向情報の保護に関する法律が制定されております。

Massachusetts Annotated Laws ch. 214, § 1B (1996)

Wisconsin Statutes Annotated § 895.50 (1995).

Massachusetts Annotated Laws ch. 93, § § 50-68(1996)

New York General Business Law § 380(1996)

Delaware Code Annotated title. II, § § 1335-36(1996)

Pennsylvania Consolidated Statutes Annotated § § 5701-775(1996)

New Jersey Statutes Annotated § 48:5A-54 to-63 (1996)

California Labor Code § 1198.5 (1996)

Connecticut General Statutes Annotated § 31-128e (1996)

以上、連邦法および州法における個人情報の保護に関する法律を概観しました。

## ② 第三者認証制度を活用した自主規制

米国の個人情報保護制度の特徴として、法規制による個人情報保護だけではなく、第三者認証制度を活用した自主規制も行われていることをあげることができます。

第三者認証制度とは、適正な個人情報保護措置を講じているか否かを一定の基準に基づいて第三者が判断し、その基準に適合している場合にマーク等を付与する制度のことをいいます。これは、法律による包括的な規制によらずに、個人情報保護について一定の効果を期待できるという側面も有するものです。

現在では複数のマーク制度が実際に運営されておりますが、中には取得要件が甘く、申請さえすればマークを与える制度もあることが指摘されております。これに対し、著名なマーク制度は厳格な取得要件を定めており、それらの中でも一般的に信頼できる認証機関として認知されているものとしては、BBB オンライン(Better Business Bureau Online)< <http://www.bbbonline.org/businesses/privacy/index.html>> , Trust-e <<http://www.truste.org>>, アメリカ公認会計士協会の運営する American Institute of Certified Public Accountants (CPA WebTrust)<<http://www.cpawebtrust.org>>といったマーク制度があります。

BBB オンラインは、1998年6月にプライバシー・シール・プログラムを開始し、実際にこのシールの利用が可能になったのは、1999年の3月からです。このプログラムへ参加できるのは、アメリカ及びカナダに対してマーケティング等の企業活動を行っている企業となっております。現在では、約100強の企業が、既にBBB オンラインのプライバシー・シールの取得を認められています。また、現在500以上の申請が行われているとのことです。

同時に、子供の個人情報保護に関する認証制度も運営されております。これは、前に述べました「子供のオンライン上のプライバシー保護法」に準拠し、13歳以下の子供を対象として個人情報の収集を行う場合、個人情報保護に関してより厳格な条件を付しております。

その他、Trust-e 及び CPA WebTrust も同様のマークを提供しており、取得要件をみたしてマークを付与されると、認証されたことを示すシールを Web サイト上に掲示することができるようになっております。

我が国においても、第三者認証制度が実施されており、「プライバシーマーク」制度が既に運営されています。我が国では、公的部門については個人情報保護法に基づいて個人情報の保護が図られる一方で、民間部門については同法の適用の対象外となっていたため、民間部門の個人情報保護について、財団法人日本情報処理開発協会(JIPDEC)が、1988年に「民間部門における個人情報保護のためのガイドライン」を策定しています。

その後、通商産業省が「民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護について(指針)」を策定しましたが、後ほど米丸先生からご報告がありますEUの「個人データ保護指令」が採択されたことを受けて、プライバシー問題検討ワーキンググループが国際的な動向も視野に入れて検討を行った結果、1996年に「民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護に関するガイドライン」が策定されました。しかし、その後も個人情報の漏洩が頻発したために、この「ガイドライン」を補完する制度として、1998年4月1日から、同ガイドラインに基づき個人情報の適切な取扱いを行っている事業者を認定

して「マーク」を付与する「プライバシーマーク制度」の運用が開始されています。

さらに、1999年3月20日に、日本工業規格（JIS規格）として「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項（JIS Q 15001）」が制定されました。現在では、こちらがプライバシーマークの取得要件となっております。

プライバシーマーク制度の最大の特徴は、個人情報の保護を行いながらも、情報の自由な流通を確保することが可能な点にあります。つまり、高度情報通信社会の整備に向けて、情報の自由な流通は不可欠である一方、個人情報の漏洩事件が報告されているため、それらを一律に、例えば包括的な法規制により規制を行った場合、情報の自由な流通に対して萎縮効果を及ぼすことにもなりかねないと指摘されております。そのため、プライバシーマーク制度を活用した自主規制により、個人情報保護のために必要な措置を講じ、情報の自由な流通を担保しながらも、実効的な個人情報保護を目指すというのがプライバシーマーク制度の目的なのです。

#### IV. 個人情報保護への立法政策傾向

最後に、米国における個人情報保護をめぐる立法政策についてです。

米国の個人情報保護政策は、情報公開を前提としたものとなっております。つまり、一般的に情報を公開した上で、非公開にする情報または個人情報の保護を考えるという前提に基づいています。さらに、情報の自由な流通の確保も重視しており、包括的な規制によって個人情報を保護するという形をとらずに、個別の領域毎の保護法を制定する個別立法と、民間の機関が運営する自主規制の組合せによって個人情報の保護をはかろうとしています。よって、諸外国の多くに見受けられる個人情報保護に関する法律とは異なり、米国には包括的な保護法は存在していません。

しかし、個別分野別の立法には矛盾が多いことも指摘されております。例えば、個人情報保護に関する法律を制定する際に、個別領域ごとに様々な利権や利益のぶつかり合いが生じます。必然的に関連業界からの規制反対に対する活動や、またロビー活動もアメリカは非常に活発であります。ですから、法案の成立の可否のみならず、法案の内容、規制内容についても、関連業界や利益団体からの圧力や法案の提出時点における政治状況などが非常に大きく作用することにもなるわけです。

具体的には、先ほど触れましたビデオのレンタル記録のプライバシーに関する1988年の「ビデオ・プライバシー保護法」は、当時の最高裁判事の候補であったロバート・ボーグ裁判士のレンタル・ビデオ貸出記録の調査結果が明るみになってしまった結果、法案が提出されたという背景があります。この事例にもみられるように、個別領域毎の立法は、極めて政治的な影響を受けやすいのが特徴といえます。

また、1988年の「コンピュータ・マッチング及びプライバシー保護法」のように、法律の名称からは、プライバシーの保護が主な目的であるように思えるものの、実際には、マ

マッチングによってもたらされる政府の利益と個人のプライバシーとの利益衡量の結果、直接的にプライバシーを保護するというよりはむしろ、記録されている個人情報を相互にマッチングする際の適正な手続きを行政側に要求することにより、結果的にプライバシーの保護を実現しているといったものも見受けられます。

これらの他、米国では、個別領域毎に問題に対応してきたものの、法案の提出時の政治状況や様々な利害関係により、未だに対応できていない領域も残す結果となっております。例えば、以前から医療におけるプライバシー保護を目的とする取組みがなされており、既にカーター政権時代には検討が行われておりました。しかし、現在に至るまで医療分野における個人情報の保護を目的とした法律は制定されておられません。そのため、1999年10月29日に、連邦規則によってとりあえず保健福祉省が医療における個人情報の保護を打ち出しておりますが、現在に至るまで個人情報保護の未対応領域となっているわけです。

また、法律の内容と名称が乖離している点が見受けられるのも、米国の個人情報保護に関する法律の特徴の一つです。それは、個人情報やプライバシーの保護を目的とした法律の名称として一般的に用いられている「プライバシー」や「個人データ」といった用語の概念的な区別を一切せずに、一緒くたに「プライバシー」という用語を法律名に使用していることから生じている問題と言えます。つまり、1974年の「プライバシー法」をはじめとして「プライバシー」という用語を用いた法律が多く見受けられますが、それらの法律は「プライバシー」一般の保護に関する法律ではなく、実際には「個人情報」の保護に関するものである場合が多いのです。

対照的に、イギリスの「データ保護法」では、「プライバシー」という文言は一切用いられておりません。同法では、「個人データ」の保護を目的とすることが、法律の名称や規定内容からも明確にされております。

この問題については、カナダのデビッド・フラハーティ教授が、「プライバシー法」の根本的な問題点は、その法律名にあるという指摘をされています。つまり、「プライバシー法」という名称により、連邦のプライバシー問題が全て扱われているような法律であるという誤った印象を一般に与える結果となっているということなのです。

その他、米国の個人情報保護をめぐる最近の動向としては、EUの個人データ保護指令、特にその第25条への対応が注目されつつあります。EU指令25条は、十分なレベルの個人データ保護の措置を講じていない国に対して、個人データの移転を禁止することができると規定しています。これはEUの指令ですから、EU加盟各国への国内法の転換を求めるところを目的としたものでありますが、加盟国が法整備を行う際に、十分なレベルの保護措置を講じない国に対する個人データの移転を禁ずる規定を設けるような場合や、データ移転の条件に適合していない国に該当すると判断された場合は、個人データの移転が禁止されるのではないかとということが懸念されています。

米国も、我が国同様に、公的部門、民間部門両者を対象とした包括的な法律によらず、セクター方式による個別領域毎の立法によって対応しているわけですが、このような個

個人情報保護制度が、EU指令第25条の示す条件に適合しているかどうかという点を、どのようにクリアするのかという点が、現在様々な形で議論がなされているのです。

最後に、サーベイランスからデータベイランスへという問題についてです。

従来から「サーベイランス」という言葉は、捜査機関による盗聴など、国家による個人の監視によるプライバシー侵害として論じられてきた問題において広く用いられておりますが、近時、コリン J.ベネット氏によって創られた「データベイランス」という造語があります。

「データベイランス」とは、大量の個人情報の収集および蓄積を容易にするサーベイランスの実施または実行とされております。つまり、従来は、一か所に記憶または収集蓄積されているデータの利用が問題になっていたわけですが、先ほどのマッチング・プログラム等を利用し、分散して存在するデータの検索、さらには相互参照や照合を行うことによって個別の情報を結合し、新たな情報の集合を創出することが問題となってきております。日常生活上も様々な個人情報が日々収集されているわけですが、個別に収集されて蓄積されている情報を、検索又は相互に照合することによって、個人に関する新たなプロフィールを作り出すことがデータベイランスと考えられます。つまり、データベイランス社会においては、大規模な個人情報の収集および蓄積が行われ、個別に記録されている情報を結合することによって新たな情報の集合が創出されことにより、最終的には情報自体が管理できない情報が創出されて利用される危険性があるのがデータベイランス社会と言えるのではないのでしょうか。

以上で報告を終わらせていただきます。ご静聴ありがとうございました。(拍手)

## 「EU 個人情報保護ディレティブとその影響」

立命館大学法学部教授 米丸恒治

立命館大学の米丸でございます。私に与えられましたテーマは、「EU個人情報保護指令」です。先ほどの新保先生のご報告中にも出てまいりましたけれども、EUで1995年に制定されました「データ保護指令」は、国際的にもかなり大きな影響を与えつつあります。そうした95年のデータ保護指令の内容と、その後が続いております電気通信分野での指令の内容等を簡単にご紹介いたします。そして、それが日本のまさに今制定されようとしておりますデータ保護の法制、あるいはデータ保護のための取組みに対して、どういう影響を与えているのかということをお話したいと思います。

私の用意しました資料についてですが、予稿・資料集の10ページからレジメは入れてございますけれども、EU指令の本文等を入れておりませんので、若干わかりにくい点もあるかと思いますが、進めさせていただきたいと思います。

### 1 はじめに

レジメに沿ってお話をしてまいります。最初に3点ほどお話をしたいと思います。

#### ① 第一の論点：EUにおける個人情報保護の現状～最近までの事情

先ほどの話の中にも出てまいりましたが、EUにおきましては、データ保護については、かなり古くからの歴史がございます。現在国際的に問題になっておりますのは、一般的なデータ保護の原則を定めました1995年の個人データ保護に関する指令でございます。それに先立ちまして、1970年には、ドイツの1つの州であります、ヘッセン州というところで、データ保護についての法律ができておりますし、その後、国のレベルでも、73年のスウェーデンのデータ保護法を皮切りに、各国が個人データの保護についての法規制をしてきて現在に至っております。

EUの中では、そうした各国の取組みが先行した形で取り組まれてまいりましたけれども、それが1995年のデータ保護法に結実する過程では、EUの共通市場への取組みというのが大きな要因としてありました。ご存じのように、現在EUは、構成国の国境を、法制度の上では取り払いまして、人・物・サービス・資本、といった社会活動の多くの部分で国境の壁を取り払って、EU全域を大きな市場とみなす共通市場をつくりあげる試みを続けてきております。その中で、EU域内の企業が、自らの保有するデータを処理するのに、外国の労働力の安い企業にデータ処理を委ねたり、あるいは国際的な活動を行っております企業ですと、当然のことながら、国境をまたいで個人的な情報をやり

とりする必要が出てくるわけです。そうした国境を越えたデータ処理に関して、前提としてのデータ保護の必要性を確保するために、1995年の個人情報保護のための指令が制定されてまいったわけでございます。

1995年のデータ保護指令につきましては、レジメの「2：EU個人情報保護指令の特徴と概要」というところで、その内容に従ってお話をする予定でおりますけれども、1995年のデータ保護指令が成立する過程について触れておくと、まず1990年前後に指令の案が出まして、各国の法制度のすり合わせをするのにかなり長期間を要した後に、やっと1995年の指令の制定という運びになりました。

その後、この一般的なデータ保護指令の内容に加えて、それぞれの経済活動部門毎にさらに特則を置いて特別の対応をする必要がある部分については、別途対応するというようになっております。私のレジメでは2の(3)のところで、その概要を紹介しております。例えば、特に電気通信部門を対象とするデータ保護指令というものが1997年に制定され、現在に至っております。

1995年、1997年と、EU全域に適用されるデータ保護についての基本原則が一般的なデータ保護指令、あるいは電気通信指令という形で制定されるに至っておりますけれども、実際のところは、現在EUの構成各国でも、その指令を国内措置に取り込む動きは遅れております。1995年のデータ保護指令につきましては、ドイツなどの例を見ましても、まだ国内法化はできていないという現状にありまして、当初指令で予定しておりました期限を過ぎて、現在に至っているという状況であります。

EUの中でも、そのように構成国間ではかなり足並みが乱れておりまして、国内法の中に、指令の中で定められた一般原則を取り込んで、さらに強制的な措置なども盛り込んで法制度をつくりあげるという作業自体が遅れてきているわけです。そうした事情と並んで、国際的にもかなり大きな影響が出ているところであります。

先ほど新保先生のお話の中でも扱われましたが、EUの指令の中には、EUと同等レベルの個人データ保護の措置をとっていない国に対しては、個人データの移転をしてはならないという原則を定めた条文があります。そうした原則に従って、EUの構成国がそれぞれの国内法で対応いたしますと、当然のことながら、そうした対応をとっていない国に対してはデータの移転ができない。データの移転ができないと、これは経済活動上非常に大きな支障が出るということでありまして、経済界をも巻き込んで、国際的な一大争点を引き起こしているわけでございます。それがEUの個人情報保護の現状であります。

日本もEUとの関係では、EUと同等の個人情報保護の現状を作り出さないことには、EUから個人データの保護の移転をしてもらえないということになりますので、日本の産業界も政府も、そうしたまさに現実問題を目前に突きつけられるような形で、今回大きく動いておりますデータ保護法制の立案、制定という方向に動き出したわけだろうと考えております。それが第1の論点といたしますか、最近までの状況であります。

## ② 第2の論点：日本の最近の動向 - データ漏出事件

ここにいらっしゃる方には一々あげる必要もないぐらいのことですが、目を日本に向けますと、日本では官民を通じて、データ漏洩の事件が起こっております。最近でもNTTの職員がNTTの顧客データを漏洩したというので問題になっていたケースもございました。行政機関のほうでは、私がおります京都の隣の宇治市で、宇治市の住民データを、その処理することを委託された業者の手からデータが漏洩して問題になったというケースがございました。[以上の例のうち、前者は、NTTの職員に対して「みなし公務員」規定が入れられていたために、収賄罪の適用により制裁が加えられ、後者は、宇治市の個人情報保護条例がたまたま外部委託先の職員についても規制を及ぼしていたために、罰則が課されることとなったが、こうした特別の規定がない限り、法的に制裁手段がない。]

このような事例に象徴されますように、日本でも、データ漏洩事件は後を絶たないわけでありまして、そうしたデータ漏洩事件からも、わが国でのデータ保護がいかに急務かということが一目瞭然というところであろうと思います。

以上のように、EUの国際的な動向、それからわが国での情報漏洩の事件等がございまして、わが国でもデータ保護の法制化ということが喫緊の課題になって現在に至っているわけです。

## ③ 第3の論点：個人情報保護基本法掘部座長私案

レジメの3つ目には、今年(1999年)の10月20日に出されました高度情報通信社会推進本部の個人情報保護検討部会で、その座長を務めておられます中央大学の堀部先生が、その議論をまとめるために出されました私案のことだけに触れてあります。その後、11月に入りましてから、同検討部会が『中間報告』を発表し、それからほんの数日前ですけども、今月の25日には、別の機関であります、郵政省の電気通信分野における個人情報保護法制のあり方に関する研究会が『中間報告』を発表しています。その中で、電気通信部門のデータ保護について、罰則も含めて法的な規制を盛り込むようなあり方について提案がなされて、現在に至っております。

そうした流れに象徴されますように、政府も、国際的なデータ保護をしないとイケないようにEUから圧力をかけられつつあり、わが国の経済界も巻き込むような形で、現在データ保護の確保のための法制度や対応策はいかにあるべきかという議論が進んでいるわけでありまして。日本のそうした状況に対して、先ほどから申し上げておりますように、EUの個人情報保護のための指令で盛り込まれている原則というのが、かなり大きな意味を持ってきつつあります。

先ほど、第三国へのデータ提供の制限の原則が盛り込まれているということを述べま

したけれども、そうした措置も手伝いまして、国際的には、事実上かなり強制的な影響も与えつつあるのが、このEUのデータ保護指令であろうと考えています。

EUのデータ保護指令に先立ちまして、OECDの「データ保護に関するガイドライン」とか、国連のガイドライン等が出されております。これらはいずれも、あくまでもガイドラインでございまして、それに従うかどうかは、各国の自主的な判断に委ねられてきたわけでありまして。しかし、1995年のEC指令は、各国が強制措置をとる中で、外国とのデータの移動について定めを置きますから、間接的ではありますがけれども、事実上かなり強制的なインパクトを国際的に与えつつある。アメリカに対しても、わが国に対しても影響を与えつつあるというわけでありまして。

そういうわけですから、EUのデータ保護指令の中で、どういう原則がとられているのか、それが国際的にどのような、同等な対応を迫られているのか、ということを見ておくことは非常に重要な意味をもっているわけでありまして。

## 2 EU個人情報保護指令の特徴と概要

### (1) 概要

EUの指令の中で、どういうものが原則として扱われているかということを見ておきたいと思えます。

1995年のデータ保護指令の正式名称は次のような名称であります。

「個人データ処理にかかる個人の保護及びかかるデータの自由な移動に関する95年10月24日の指令」。

若干略しておりますけれども、指令の正式名称からわかるように、指令は、個人データの保護と合わせて、個人データの域内あるいは国際的な流通もにらんで、自由な移動をすることを確保しながら法制化をするということをめざしているわけです。ですから、ECの諸原則というのは、ただ単に個人データを秘密裡にしておくとか、個人データができるだけ公にならないような対策をとるというだけではなく、そういう原則をとりながらも、国際的なデータ流通は自由に認めるという原則・考え方からきているものであります。これは当初、私が述べましたように、EUの共通市場をつくりあげる、要するにEU全域で自由な情報の流通や物の流通を確保するというねらいがあるものですから、個人データについても、濫用されないように手は打つけれども自由な流通は認める、という基本的な考え方でこの指令はつくりあげられております。

指令についても、次の電気通信関係の指令につきましても、これまでかなり紹介あるいは検討がされてきておりますので、若干屋上屋を重ねるところがございまして、その内容を概観してまいりたいと思えます。

・適用範囲 — 公私両部門の電算処理，マニュアル処理データ＋例外

1995年の個人情報保護の指令は、その目的の中に「自然人の基本的な権利・自由の保障」、それから特に「プライバシー権の保護」という目的を盛り込んでおりまして、自然人の、つまり私たち生身の人間の、特にプライバシー権を保護するということが目的として、その保護のための諸原則が定められていることがうたわれております。

先ほど新保先生のご報告の中で3つのタイプのデータ保護方式をご紹介ありましたが、EUのデータ保護指令は、基本的にはオムニバス方式に従って原則がつけられています。その適用範囲も定められておりまして、個人データ保護のための対策がとられるべき部門としては、行政だけではなく民間部門も含む。公私両部門の個人データの電算処理およびマニュアル処理も含めてデータ保護のための規制がなされるべきだという考え方で、その適用範囲が決っております。先ほど日本の状況について新保先生もお話になりましたけれども、日本のように、行政機関だけを法制度の規制のもとにおいているというわけではなく、民間部門も原則として個人データ保護の規制に服することになっております。

それから、前提として確認しておかなければいけないのは、1995年のデータ保護指令は、電算処理だけではなく、今回のシンポジウムで特に問題になっておりますインターネットとかネットワーク上の個人データの扱いはありませんで、マニュアルによる（手動による）、そうした電算機器を使わない個人データの処理についても適用があるという意味で、そういう意味では、社会全体の個人データの取扱いを対象として、データ保護のための規制がかけられようとしているところが、非常に重要なポイントであろうと考えます。

その点を強調いたしますのは、現在わが国の場合は、行政機関の法規制についても、電算処理される部分だけが対象になっておりますので、それ以外の部分が尻抜けになっておりますし、そうした規制の及んでいない民間あるいは一般社会における個人データについては、まさに濫用・野放しといってもいいような状況にあります。EUの場合は、私たちの生活の身のまわり（生活の身のまわりといいますが、家庭生活等は若干適用除外になっておりますが）から、すなわち、私たちの身近な生活のレベルから個人データを積み上げて、データ保護の法制をつくりあげるという基本的な考えに立っているところが、注目されるであろうと考えております。

1995年のEC指令の一番大きな特徴としては、いま申し上げましたように、オムニバス方式に立って官民双方をカバーし、電算処理のみならず一般的なデータ処理についての基本原則から打ち立てて、データ保護をはかっていくということが、非常に重要な考え方であろうと考えております。

## ・データ品質に関する原則(第6条)

そうした基本的な考え方に立って、具体的にはどういう規制がかけられているかといいますと、第6条の内容を挙げることができます。ここでは、「データ品質に関する原則」というのが定められておりまして、個人データを処理する場合の質についての原則が何点か掲げられております。順番に見てまいります。

- ・公正かつ適法な処理
- ・特定の、明示的な及び合法的な目的のための収集、目的拘束
- ・目的及び更に処理される目的に関して、十分で、関連があり、過度でない。
- ・正確であり、必要な場合には最新に。不正確又は不完全なデータへの措置。
- ・必要とされる期間内に限り、データ主体の識別が可能な形態で保存する。

1つ目は、個人データの処理が「公正かつ適法な処理」でなければいけないという原則です。これは常識的に考えまして非常に理解しやすいものですが、この原則が第1にあげられています。

2つ目は、「目的拘束」です。個人データを処理する際のそれぞれの目的があるわけですが、当初、個人データを収集する際も、それから個人データを処理する際も、データ処理をする目的に拘束されるという基本原則が盛り込まれています。具体的には、法令だとか、あるいは相手方の同意によって認められる「特定の、明示的な及び合法的な目的のための収集及び処理」でなければいけないという形で、当初の正当に認められた目的以外の目的に個人データを流用することを規制の対象にしています。この原則が2つ目に挙げられております。

3つ目ですけれども、データ収集の「目的及び更に処理される目的に関して、十分で、関連性があり、過度でない」としてしています。過度でないというのは、必要最低限の個人データに止どめられるべきであるという解釈がされております。余分なデータを、前もって収集しておく、いざというときのためにいろんな情報を収集してプールしておくといったようなことは、こうしたデータに関する比例原則や目的拘束から排除されることになってくるわけです。

この点については、実務上の関心からいいますと、例えば顧客の好みにしても、その他の事情にしても、できるだけ個人データは多く集めておいて、いざというときに、そのデータを使い回しをしたり、あるいは転用したりするという誘惑が、実際には非常に多く出てくるだろうと思います。私どもの周りの教育機関でもそうかもしれませんし、民間企業でもそうだろうと思いますが、そうしたデータの流用や、目的外利用に対する誘惑について、指令の中で、明確に歯止めをかける原則を打ち立てていくということが非常に大事であろうと思います。

4つ目には、「正確であり、必要な場合には最新に。不正確又は不完全なデータへの措置」です。その個人情報に正確であって、必要な場合には最新のデータに保たなければならないということがうたわれております。誤った情報に基づいて個人に対する評価がなされたり、それが流通するということは規制の対象になるというわけでありまして、処理する、あるいは収集する個人データについても、正確性とアップ・トゥ・デート（最新）なものであるということが、（場合によっては）求められるということでもあります。万一、収集あるいは処理されている個人データが、正確でなかったり、誤っていたり、あるいは古いデータのままである場合は、あとで触れますけれども、個人によるデータの修正権が保障されているという仕組みになっております。

最後の原則であります。データの質については期間のしほりもかけられております。データを処理したり、あるいは収集したりするための時間的なしほりもかけられておりまして、その処理の必要性がなくなりましたら、できるだけ早く、そのデータについては抹消するということが指令の中で定められています。

以上が、データの品質に関する原則であります。

#### ・データ処理の適法性の基準(第7条)

次に、第7条で「データ処理の適法性の基準」が定められております。第7条で定められている要素をキーワードの形で挙げると、「同意」、「契約の処理のため」、「法的義務の遵守のため」、「データ主体の重大な利益の保護」、「公共の利益のため」、「公的権限の行使のため」、「第三者・当事者の適法な利益のため」となりますが、出発点になりますのは、データ処理が適法性とされるのは、本人の「同意」に基づく場合が出発点になるということです。これが最初に掲げられておりまして、個人データが収集される場合も、法令上あるいはその他の正当な業務の上で認められる場合を除けば、個人が同意した場合に限って、個人データを収集し、あるいはこれが処理されるべきだという原則が定められています。

#### ・特別な種類のデータの処理(第8条)

先ほど新保先生のご報告の中でも「センシティブなデータ」という用語が出てまいりましたけれども、指令の第8条では、「特別な種類のデータ」についての収集あるいは処理の制限という形で原則が盛り込まれております。そこでは、「人種又は民族、政治的見解、宗教又は信条、労働組合への加盟、健康又は性生活に関するデータ」の処理については、原則として禁止されるという取扱いになっております。ただ、若干の例外はございますけれども、こうした個人の内申や非常にセンシティブなデータについ

ては、原則として処理を禁止しているというところが、これまた注目されるところであります。

#### ・個人データの処理と表現の自由(第9条)

以上述べましてように、データ保護指令は、個人データについては、かなり制限的に、できるだけ必要最小限の収集や処理がなされるように規制をかける一方で、マスコミなどの表現の自由、あるいはプレスの自由については、それを制限しないような調整のための規定を9条に置いております。

9条は、マスコミだけではございませんけれども、ジャーナリズムの目的や、あるいは芸術上、文学上の「表現の目的」のために行われる個人データの処理については、若干の規制を適用除外いたしまして、「表現の自由」あるいは「プレスの自由」等を確保し、それとデータ保護との調整をする規定が置かれているわけであります。

#### ・データ主体への告知(第10条)

次に、第10条の規定に基づく部分ですけれども、私たちが個人データを収集され、処理されているときに、それがどういうふうに処理されているのか分からない、あるいは闇の中であるということでは、私たちが自分自身の個人情報を管理することができません。それがどういうふうに処理されているか分からないということになってまいります。そこで、この点についての対応として、その個人データの主体に対して、誰が個人データを収集し、処理しているか告知をするという手当てがされています。

- ・管理者及びその代理人がいる場合、その者の身元、処理目的
- ・データの取得者又は取得者の種類、回答が義務であるか任意であるか、回答しなかった場合にもたらされる結果
- ・データ主体に関するデータにアクセスし及びそれを訂正する権利の存在

ここにまとめましたように、その収集あるいは処理をする主体がどこであるか、その処理はどのような目的でなされるのかについて、原則として個人データの主体に対して告知をし、その処理の過程・収集の過程が私どもも自然人からガラス張りになるような手当てがされているわけであります。

#### ◎データの収集・記録の前に告知

さらに注目されますのは、EUの指令では、データの収集あるいはその記録をする

前に、そのことを告知すべきだという原則が盛り込まれている点だと思います。

現状では、EUの各国法の中には、事前の告知を徹底していない法制がありますが、1995年の指令の中では、データを収集する前に、こうしたデータの収集や処理についても、事実をデータ主体に告知をするという点を盛り込んでいるところが注目されます。

- ・データ主体のアクセス権(第12条)

そして、第12条では、そうした告知を受けた主体が、自らの個人データにアクセスする権利を保障しております。

- ・異議申立権の保障

先ほど個人データが正確で最新の状態に保たれなければならないということを申し上げましたけれども、個人データが眠っている場合あるいは最新のものでない場合には、その処理者に対して異議申立をする権利を保障しています。異議申立等の手当てをすることによりまして、私たちが、自らの情報に対してコントロールする手段を制度的にも保障しているということになっているわけでありまして。

- ・データ処理の機密性、安全性(第16条、第17条)

それ以外に、このデータ保護法制の中で注目されなければいけないのは、そもそものデータ処理にあたっての機密性あるいは安全性の確保の点であります。時間の関係もございまして、その点については割愛をさせていただきたいと思っております。

- ・監督機関に対する通知義務、通知の内容、事前の検査および処理操作の公開(第18条、第19条)

あと2点ここで触れないといけません。1点は、データ保護についての独立の監督機関を置かなければいけないという点であります。ドイツなどでは、現在データ保護のためのオンブズマンが置かれております。フランスにも同様の制度がありますけれども、EUの指令の中には、独立した権限行使が保障される監督機関を置かなければいけないこととされています。その機関にデータ保護の状況を監督させ、報告を求めたり、あるいは諮問をしたりする役割を担わしているわけでありまして、そうした独立の機関によるコントロールという点が重要であります。

## ◎個人データの第三国への移転についての定め

もう1つは、最後になりましたけれども、EUと同程度の十分なデータ保護のための措置がとられていない国については、個人データを移転することを制限する規定を置いていることです。ただ、これはあくまでも原則でございまして、例外的には、本人が同意した場合とか、若干例外が盛り込まれておりますけれども、原則的には、同レベルのデータ保護措置が盛り込まれていない国にはデータが移転されないということになります。このために、冒頭にも申し上げましたように、各国がEUと同程度の保護法制にどうやって対応するかということで現在国際的にも問題になっているわけでありまして。

以上が1995年のデータ保護指令の内容、その概略でございます。

### (2) 特徴

その特徴としては、①官民双方の総合的な個人情報保護であること、②電算処理のみならずマニュアル処理をも包含するものであること、そして、③第三国へのデータ提供の規制をも含むこと、以上の3点にまとめることができます。これらの点につきましては、これまでの報告の中で触れてきておりますので、省略いたします。

### (3) 電気通信部門データ保護指令

1997年の「電気通信部門のデータ保護のための指令」は、1995年の指令が一般法的な位置にあるのに対して、電気通信部門のデータ保護をカバーするための特別法の規定に当たります。その概要は、次のとおりです。

- ・電気通信部門における個人データ処理及びプライバシー保護に関する指令  
(December 15, 1997), OJ L24, 30/01/1998 p. 1-8

#### 第1条〔目的および適用範囲〕

電気通信部門のデータ保護の特別規定、共同体法の適用外の範囲ならびに公共の安全、防衛、国家保安及び刑事法分野での国家活動には適用なし

#### 第2条〔定義〕

#### 第3条〔関係するサービス〕

公衆電気通信サービス、特に、ISDN、公衆デジタルモバイル網によるものに適用。第8条、第9条、第10条は、加入者回線にも適用。

#### 第4条〔セキュリティ〕

適切な技術的および組織的な措置によるサービスのセキュリティの確保義務。  
ネットワークのセキュリティに侵害の特別の危険があるとき、加入者への告知義務。

#### 第5条〔通信の秘密 confidentiality〕

国内立法による通信の秘密の確保義務。盗聴、タッピング、インターセプトの禁止義務。合法的なものを除く。合法的な通信の記録を除く。

#### 第6条〔伝送および課金データ〕

①伝送データの即時消去、匿名化。②課金データ—課金が終了する期間まで付属書のデータは処理可。③マーケティングのため、課金データは、同意があれば処理可。④処理担当者の限定。⑤紛争処理機関の権限に関わらず。

#### 第7条〔明細課金〕

非明細の課金を受領する権利。

#### 第8条〔接続および被接続回線の特定の表示と制限〕

①番号通知サービスが提供される場合の、通話毎の番号非通知選択の可能性を有すること。②回線毎の可能性も。③番号非通知の場合の通話拒絶の可能性。④接続先の回線番号の通話者への通知の制限可能性。⑤EU 外への通話にも適用。第三国からの通話にも。⑥公衆への周知。

#### 第9条〔適用除外〕

①迷惑電話防止のための追跡、事業者によるデータの保存提供、国内法によって。②回線毎の、緊急電話、一法執行機関、救急サービス、消防。

#### 第10条〔自動電話回送〕

加入者に、第三者による加入者電話への自動電話転送を停止する可能性を確保。

#### 第11条〔加入者の電話帳〕

電話帳の個人データ、特定の加入者を識別するに必要な範囲に、同意なき限り。

#### 第12条〔お節介電話〕

①営業のための自動電話システム、FAX は、事前に同意した加入者にのみ許される。それ以外の方法、同意なし、受領を望まない加入者には、許容されないよう確保する。③自然人に適用。自然人以外には、適切な利益の保護を。

#### 第13条〔技術使用および基準〕

端末、通信機器に特殊な技術的仕様を求める義務的要件を課してはならない。  
自由流通を妨げるような

#### 第14条〔95/46/EC 指令の規定の適用範囲の拡大〕

①第5条、第6条、第8条第1項ないし第4項の権利および義務の制限をしても可。その制限が、国家治安、防衛、公共安全、犯罪の予防、捜査、探知、訴追、電気通信システムの無権限利用の保護に必要な措置であれば。②同指令の司法審査、責任、制裁規定の適用。③同指令第29条により設立された個人データ処理に

関する個人保護作業部会は、同指令第 30 条の任務を、本指令の利益についても適用。④同指令の第 31 条による委員会の補助。本指令の任務についても召集される。

#### 第 15 条〔本指令の履行〕

98 年 10 月 24 日までに本指令の履行を。第 5 条に関しては、2000 年 10 月 24 日まで。

#### 第 16 条〔指令の適用対象〕

##### 加盟国

そこで取り入れられております個人データの保護のための試みについては、すでにわが国では、NTT 等の実務の取扱いをはじめとして、現実に実施されているところがございますので、細かい説明は不要かと思えます。例えば、第 7 条、第 8 条等で定められておりますような通信の明細に関する取扱いとか、発信番号の通知などに関する取扱いは、既にわが国でも実施されておりますので、事実上はこの法制度と相当する内容がわが国では実施されているということになります。

ただ、この電気通信の保護指令の中でもセキュリティの面では注目すべき点があるわけです。例えば、第 4 条では、「技術的および組織的な措置によるサービスのセキュリティを確保」すべきだという原則が定められておりますし、そうした対応措置をしても、データが濫用される、あるいは漏れるなどリスクがある場合は、その点をユーザに告知すべきだという原則が定められております。こうした点は、国際的にも注目される内容であろうと考えております。

もう 1 点であります。例えば、第 12 条に現れておりますけれども、ユーザが依頼もしないのにダイレクトメールが送られてくるといったような、FAX だとか自動発信の電話等を通じた宣伝あるいはその電気通信サービスについては、事前に同意した加入者のみ許されるという原則を立てているところが、消費者保護の観点からも注目されるポイントだろうと考えております。

EU では、通信販売等についての指令の中などでも、事前の同意を得ないダイレクトな宣伝手段については規制が置かれておりまして、この指令の中でも同様の考え方がとられているわけでありまして。

### 3 構成国の国内措置の現状 — ドイツを例に —

非常に駆け足で、どういった点が注目されるかだけ述べてまいりましたけれども、現状では、この報告の冒頭で述べましたように、EU の構成国の足並みは非常に乱れておりまして、その国内措置化も遅れております。

データ保護ではかなり先進的な試みを続けてきたドイツですら、まだ 1995 年の指令の国内措置は終わっておりません。現在、行政部内で検討している参事官草案がやっとな

きた段階でありまして、今後それが国会にかけられて今年度中には国会の審議に入る運びとなる段階であります。その例に象徴されますように、国内措置化が遅れておりまして、期限をとくに過ぎているというのが現状であります。

電気通信関係の指令につきましても同様であるという状況であります。EUの指令の場合は、期限内に国内措置がとられませんが、場合によっては、その指令の内容が直接国内で適用されるという取扱いになることが判例上確立しておりますので(また構成国自体に対する損害賠償請求が認められることもある)、法制化が遅れますと、そういう形で指令に直接基づく対応策がいずれかの国でとられかねないという事態になりかねない現状があります。

#### 4 日本への影響

最後に、日本への影響について述べます。

先ほどEUの指令の基本原則というか、基本的な考え方のところでお話をしましたように、EUでとられている基本原則は、官民通じたデータ保護の体制をとる、十分な保護体制をとるという考え方が基本であります。わが国では、先ほども述べましたように、行政機関の電算処理の部分だけを法規制をするという、非常に偏頗な対応しかなくないのが現状であります。したがって、EUと同レベルの対応措置にもっていくためには、どういう手段によるかはいろいろ議論があるところでありますが、いずれにせよ、実質的なデータ保護の水準を、民間でもEU並に引き上げる必要があるだろうということでありまして。

その際、私は行政法という法律の分野をやっておりますので、そうした立場から一言いわせていただきますと、先ほどご紹介ありましたように、現在、JISのデータ保護のための規格が制定されて、実質的な対応のレベルでは事実が進みつつありますけれども、そうした事実上の保護方策だけでは、これまでのデータ保護の漏洩のような事件を、完全に、あるいは十分に防ぐことはできないということが言えるだろうと思います。

現在、法的な規制がかぶっている行政機関ですら、民間委託した先だとか、あるいは公務員個人からでもデータが漏れるのが現状ですから、自主規制だけではとても対応が無理なのではないかというのが、一行政法学者として個人的に考えていることでもあります。何らかの法的な対応、強制措置も含む対応がとられないことには、同レベルのデータ保護の水準には達しないだろうと考えております。

そういうわけでありまして、現在審議会レベルで検討されつつありますデータ保護法制についての取組みという点につきましても、官民を通じて、強制措置を盛り込むような対応を、究極的には目指すべきではなかろうかというふうに、個人的には考えているということをお最後に述べまして、私の報告を終わらせていただきたいと思います。

ちょっと説明が舌足らずだったところもございますので、また後で何らか補足させていただく機会があればしたいと存じます。どうもありがとうございました。(拍手)

[報告者注]

シンポジウムにおける報告では、報告時間の制約もあって、データ保護法制一般について述べるに止めざるを得なかったが、サイバー・スペースにおけるデータ保護については、さらに、言及すべき様々な論点がある。その点については、ドイツのテレサービスデータ保護法の試み(さしあたり拙稿「ドイツ流サイバースペース規制—情報・通信サービス大綱法の検討—」立命館法学 255 号 141 頁以下, 1998 年参照)など注目すべき動向もあるが、こうした点を含めて、別稿で論じたいと考えている。

## 「ネットワーク社会における個人情報と消費者保護」

### － 国際消費者法学会での議論を踏まえて －

京都学園大学法学部教授 坂 東 俊 矢

ご紹介を賜りました坂東と申します。すでに新保先生がアメリカの状況について大変詳しいご説明をなさいましたし、米丸先生がEU指令、あるいはそれを受けたヨーロッパの個人情報保護法制の仕組みについてのご説明をされたわけで、考えてみましたら、それ以上何を「屋上屋を重ねる」ことがあるのだろうかとも思うのですが、せっかくの機会をいただいたわけですので、幾つかのいわば追加のお話をさせていただければと思っております。

基本的には、お手元にあります予稿集のレジメを中心にご説明を申し上げます。「はじめに」の部分の少し長くなるかもしれませんが。

#### 1. はじめに

先ほど来、ヨーロッパとアメリカの法制度の個人情報保護にかかわる法制度の考え方の違いみたいなものについての議論が出ているわけですが、EU指令の中の、いわゆる同水準の保護ということに関連して、これもよくご存じのように、アメリカの商務省では、電子商取引にかかわって個人情報ガイドラインの改訂を余儀なくされているわけがあります。その議論の対象は、電子商取引中でも特に消費者の取引でございます。消費者の取引に関する限り、アメリカの消費者団体あるいは消費法学者も含めて、EU指令型の一定の法的対応を前提とした対応のほうが、消費者保護にとっては資することになるのだという価値判断があるのではないかと、というふうに私は思っております。

そう考えてみますと、1つの前提としまして、情報社会における消費者保護というものを、国際的規範の中で法的に考える必要があるということが第一の出発点になるのではないかと思うのです。

2つ目のこの問題への視点は、消費者法という法律のあり方です。(すいません。なかなか情報に入らなくて恐縮でございます) それはどういうことかといいますと、1つは、先ほど米丸先生は行政法の先生だというお話がありましたが、実は私は元々は民法の教師であります。最近では、消費者問題をやる先生は民法の先生が主流であります。でも日本の法制度を考えてみますと、消費者保護の憲法にあたる消費者保護基本法、今から31年前にできましたが、あの法律では第2条が国の責務、第3条が地方自治体の責務、ということでありまして、簡単に言ったら「消費者保護というのは行政の仕事であるよ」ということを言っていたわけがあります。

それがこの間大きく変化をしてきました。どう変化したかといいますと、例の「規制緩和」であります。もう1つキーワードを申し上げれば、「自己責任」でしょうか。「規

制緩和」と「自己責任」というキーワードの中で、消費者法が行政規制法から民事ルールを定めた法律に変化をしていくという大きな流れがあるのです。そうしますと、情報にかかわる領域においても、新しい消費者法の流れをどうやって当てはめて考えていくかというのが、問われるだろうと思います。

但し、「規制緩和」「自己責任」という言葉は一人歩きをします。自己責任という言葉の難しさ、多面性というのは、個人情報の定義と同様に難しいものだと思います。自己責任ということを申し上げますと、例えば、消費者のほうは「自己責任をとるに十分な法環境を整備してもらうことが前提」だと考えます。しかし一方で、企業の方々は「これだけのことをしたのだから、あとは消費者の自己責任である」という文脈で自己責任を使います。ここに自己責任という法的枠組みのミスマッチがあります。個人情報にかかわる消費者法ということを考えるときには、このミスマッチが生じないような配慮をしなければなりません。

さて、現実に消費者の個人情報についての自己責任が問われるのは、「同意」を通してということになります。先ほどのE.U指令の中にもありましたが、個人情報の収集について、消費者の同意を求めるといのは、これはどこの学会に行こうが、どこの国へ行こうが、消費者法をやる以上当然の前提になります。問題は、契約書に「同意」を求める条項を記載してあった場合に、それによって同意があったということについての意思の推定が可能であるかというレベルで、消費者法はこれを問題にいたします。

なるほど、どうやら収集される個人情報は2つに分かれるのでしょうか。契約書への記載がなくても、取引の性質上、事業者が情報収集することが許される領域があるのも事実だと思うのです。一方で、契約書への記載を前提として、そこに記載されていることから合意内容が認定される場合があると思います。次に、契約書に記載されているにしても、ただちに合意が認定されずに、さらに加えて特別な様式がなければ合意があったと認定されない領域もあると思います。個人情報の収集・利用・蓄積・第三者への提供、といったいろんな場面がありますが、それらが果してこのシステムの中でどう位置づけられるべきかということについて、明確な基準をもって対応していかなければいけないし、あるいはそれに消費者がどうかかわるかということの議論を行うのが、まさしく私の問題関心であるということでもあります。

さらに、ネットワーク社会という文脈では、「同意」をどうやってとるかという問題が別の課題として出てまいります。つまり、インターネットの画面上で同意を認定するにはどうしたらいいか。これは電子商取引に共通の課題ではありますが、それが個人情報の問題でも出てきます。

それから、ネットワーク社会になれば、誤った個人情報が流通した場合の修正というのは著しく困難です。仮に本人の知らない間に個人情報が「一人歩き」しますと、それこそ個々の消費者には対策のとりようがありません。消費者は従来のリアル社会での取引以上に、電子商取引で収集された個人情報がどのように使われるのかについて強い懸

念をもっています。電子商取引が消費者の中に入ってくる大前提として、オンライン・プライバシーの保護というものが十分になされなければ、健全な市場として機能しないのではないかという問題意識が指摘されますが、それは正当な指摘です。

といいながら、前提条件を説明するだけで10分もかかってしまいました。次に、こうした点の議論に対して、この間の幾つかの国際学会であるとか、あるいは消費者団体の議論がどのようなものであったかということをご報告申し上げたいと思います。

## 2. 第7回国際消費者法会議での議論とこの間の消費者情報保護

実は、このような報告を私が仰せつかるようになったのは、おそらくこれだろうと思います。1999年5月20日～22日に、フィンランドのヘルシンキで「第7回国際消費者法会議」というのが開催をされました。その第7回国際消費者法会議の共通メインテーマが、英語で書きますと The Consumer in the Globalized Information Society というものでして、日本語に直すとなかなかうまくいかないのですが、「国際的情報社会の中での消費者」というのが共通の問題になりました。この学会は私だけが参加したのではなくて、ここにもおられる岡村先生も町村先生もご参加をされていますので、私で舌足らずのことがあれば、後ほど補足をいただければと思います。

もちろん、この学会では情報社会における消費者問題だけが議論されたわけではありません。様々な世界的な消費者問題についての議論があったわけです。しかし、主としてこれがメインテーマでありましたので、3日間のうち、ほぼ2日は、この点についての議論がなされました。そこで大きく議論されたことは個別の報告がたくさんありますので、全てご紹介するには時間もありませんが、大きくわけますと3つのことが中心的な議論になっていたと思います。

1つは『情報社会の中での「消費者」像』の問題であります。個人情報とのかかわりでいきますと、「データ主体」という言葉もありますし「個人」という言葉もありますが、データ主体と消費者という概念の間に、いったいどのような差があり得るのか、あるいは共通なのか、ということであります。報告そのものは、様々な消費者像や、あるいは情報社会における消費者についての論文の紹介がかなり中心を占めていまして、共通の理解が形成されたというわけではありませんでした。

ただ、少なくとも取引を通した被害というのが消費者問題の典型であるとするれば、主として消費者に関する個人データというのは、取引の場面で収集され、売買契約であるとか、そういった契約書とともにデータの収集というものが図られる、あるいは同意が図られるわけです。これは消費者の直面する1つの課題として取り扱うべきであろうと思います。

しかも、民間部門では、そのデータの収集・蓄積・加工というものは、個人の情報を今後の取引にどうやっていかしていくかという目的でなされることが多いわけです。そ

うしますと、少なくとも消費者という層が、個人情報の保護に、消費者の視点から何らかの意見を言うことは可能なろうと思うのです。

2つ目の議論はいったい何であったかといいますと、これはまた個人情報からちょっと離れてしまいますが、『情報社会での消費者の「Access to Justice」』の問題が議論になりました。Access to Justice というのは、これも日本語に訳すとうまくないのですが、例えば、EUでは、消費者利益の保護に関して法制度としての差し止めを認めることについてのEU指令というのが1998年7月1日に成立をしております。もっとも、これはEU各国の法制度の中には十分に反映されてはいないようです。それだからこそ、情報社会の問題に、消費者の持っている「正義へのアクセス権」がどのように保障されるべきであるか、というのが2つ目の論点であったわけであります。結論を端的に言えば、世界的情報化社会の中で消費者が適切に保護されるためには、少なくとも一定の範囲内で、準拠法や裁判管轄の問題を含め、共通の保護枠組みが必要なのだというのが、この点の議論の共通土台でありました。

3つ目は何であったかといいますと、まさしくきょうの議論である「情報社会における個人情報の保護」についての議論であったわけであります。

#### ※ いくつかの論点

私自身が全部をまとめる能力はないのですが、4つほど論点を示します。

- ・ 包括的な「個人情報保護法」(EUでは1995年に指令として制定済)以外に個別取引領域ごとに消費者情報保護法が必要かどうか?
- ・ EU内部での消費者裁判制度の変化をこの領域の紛争解決に使うことができるのかどうか?
- ・ 不正な消費者情報の利用に関する法的効果(刑事効果 AND/OR 民事効果)のあり方?
- ・ EU内(ひいては世界レベル)での共通の考え方の必要性あるいは可能性?

すでにご報告があったように、これはヨーロッパでやった学会であります。アメリカからの参加者は非常に少ないです。ヨーロッパ諸国の先生方の参加が中心になっている学会でありますので、どうしてもヨーロッパ的な視点からの議論が中心になります。

まず一つは、EUでは95年に指令として制定済みの「個人情報保護指令」というものを前提に、そこで抜け落ちている課題というのはあるのだろうか。例えば、電気通信部門については、EUにおいても一定の対応が図られていました。あるいは、金融部門については、個人信用情報に関する特別な対応が必要であろうか。それをEU全体として議論する必要があるのだろうか、といった問題提起がなされてきました。もちろんその

背景には、電子商取引の担い手としての銀行であるとか、オンラインの証券取引であるとか、そういったものが想定された上での議論であります。つまり、個別領域毎に「消費者情報保護法が必要かどうか？」というのが1つ目の報告の内容でありました。

忘れておりました。本来最初と言わなければいけないのですが、学会の性格上、結論が出て、「すべきである」とか、「しないほうがいい」とかいうことになったわけではないので、その点、結論が全然出てないようにご報告することをお許しいただきたいと思っております。

2つ目に、特に「Access to Justice」の報告との絡みで、EU内部で既に幾つかできている消費者の特別な裁判制度、もう少し言いますと、「ADRなどの裁判外紛争解決手段も含めて、それらの変化をこの領域の紛争解決に使えるのかどうか？」というのが2つ目の報告の議論でありました。

これもあまりいい和訳ではないかもしれませんが、不正な消費者情報の利用に関しての法的効果。特に「刑事効果、あるいは、もし発生するのであればそこからの民事効果をどのように考えるか？」というのが3つ目の議論でありました。

最後は、EU内（ひいては世界レベル）での共通の考え方の必要性および可能性という、非常に大きな議論がなされたわけでありました。

これらの学会の成果というのは、その後、その学会が事実上発行している『Consumer Journal』という学会誌がございますが、これの巻頭論文に「サイバー・スペースにおける消費者保護」という形で、マレーシアの先生によってまとめられています。この論文を詳しく読んでみたのですが、プライバシーの問題については、2ページを割いてお書きになっているのですが、必ずしも十分な形で議論が整理されているとは、私自身は思いませんでした。

以上が、非常に乱暴ですが、フィンランドで議論したことの内容であります。国際的な消費者保護の学会で、個人情報保護に関してどういう視点から問題が立てられたのかということのみを報告させていただきました。

#### ※情報社会におけるEU内での対応状況

消費者法学会で個人情報保護がとりあげられたのには、幾つかの背景がございます。まずは、先ほど米丸先生からご報告のあった1997年12月の「電気通信部門に関するEU指令」というのがあります。その中でも、消費者保護の見地から特に注目すべきは、「Unsolicited Callの禁止」であります。日本語に直しますと「事前の同意なき不招請勧誘の禁止」といいますでしょうか。それを受けて、EUは、1998年に電子メールによる不招請

勧誘、いわゆる「スパム SPAM」といいいいと思いますが、スパムの場合に、その受領者が容易に特定でき、削除できるような明確な「しるし」、具体的にいうと「スパムだよ」とすぐ分かるようなしるしがついていない限り、メールによる不招請勧誘をしてはならないという形で、いわば電気通信における先ほどいった Unsolicited Call をネットワーク社会における消費者保護の領域にまで広げる議論を開始しているわけです (Proposal for a legal framework for electronic commerce)。

スパムを問題とする背景には、個人情報保護という視点があります。つまり、なぜこんなメールを出すことが可能かという前提がありまして、もちろん最低限電子メールアドレスを何らかの形で知らなければ、メールを送れないわけでありまして、それが個人情報かどうかという議論はあるにせよ、まずそれを何らかの手段で知る必要がある。さらに取引メールというのは、当該消費者のショッピングあるいは生活嗜好に関する一定のデータを前提としていなければ、あまり意味がないということもあります。もちろんネットワークであればお金もかからないから、山ほど出して数打てば当たるということもないとはいえないのかもしれませんが、しかし、基本的には、消費者の買物履歴をはじめとするデータと個人情報とのマッチング加工を前提として勧誘メールが出されるという意味で、EUの内部でも、不招請勧誘というのが個人情報の保護との関係で議論が始まっているということをご理解賜ればと思います。

それから、フィンランドでの学会の直前の1999年1月に、EUの消費者問題委員会(the Consumer Affair Council)という委員会が、消費者の情報社会への信頼が促進される方策について、「現行EU法制度との整合性について検討するのだ」ということを報告書で出しています (Consumer dimension of the information society-Council Resolution)。その報告書の中では、従来の消費者保護の基準が、つまり、リアル社会において実現している消費者保護の基準が情報社会においても適用される方策について検討するのだ、というのが基本スタンスであることが協調されています。

その中で、具体的な検討事項として挙げられているのが、1つは、「プライバシーの保護」であります。2つ目は、「不公正な取引環境からの保護」。3つ目が、「危険と責任の公正な分配」にかかわる点。4つ目が、「政策決定や既成機関組織への消費者の参画」。以上4点です。

以上が、学会にいたるまでのEUの流れということになるでしょうか。

#### ※その他の提言

ややそれから特殊でございますが、フィンランドという場所でこの学会が行われたというには、もちろん理由があります。それは、フィンランドが、消費者オンブズマンという消費者保護の機関を置いているということです。この学会の半年前に、フィンラ

ンドのオンブズマンが主体をとりまして、Nordic Consumer Ombudsmen という、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン及びデンマークのオンブズマン組織で、「インターネットにおける適正な商取引のために」(Proper trading and marketing on the Internet - Recommendations from the Nordic Consumer Ombudsmen)という提言を出しておりました。率直に申し上げますと、これを読まずに学会に行ったものですから、後になって気づいた話であります。ちゃんと一言してくれれば読んだのだと思って残念であります。

その中にある、これは非常に大きなものですが、「データの登録と利用についての提言部分」の部分は、次のようにまとめることができます。

- ・消費者に関するデータは消費者の同意がある場合に限り登録することができる
- ・営業に関してデータを登録する場合には、ネット上に消費者データをどのようにして登録し、利用するかについての情報を掲示しなければならない
- ・この情報には、どのようなデータが登録され、どういう手段で登録され、どのような登録データが利用され、どれだけの期間登録され、そのデータが第三者に提供されるのかどうか、もしそうならばその他必要な情報とともに誰に対して提供されるのかが含まれるべきである
- ・消費者がデータ利用関連法規に基づく権利（例えば、異議申立権や抹消請求権のような）を電子的に行使できる手段が講じられるべきである

提言されている内容は、1つ目が、消費者に関するデータは消費者の同意がある場合に限り登録できるとすべきであること。2つ目が、データを登録する場合には、ネット上に消費者データをどのようにして登録し、利用するかについての分かりやすい情報を掲示しなければならない。つまり、「登録するよ」と伝えただけではダメで、どういう形で登録して、それがどう利用される可能性があるかということが分かるようにしなければいけない。3つ目に、そのデータが第三者に提供されるかどうか、もし第三者に提供されるとするならば、どのような情報が提供されるのか、といった点が明らかにされなければいけない。その上で、消費者がデータ利用関連法規に基づく権利、例えば、異議申立権や抹消請求権のような権利を、ネットワークの上で電子的に行使できる手段が講じられなければいけない。というのがオンブズマンの考えていた、ネットワーク社会における消費者保護の視点からの個人情報の保護のあり方ということであったわけであり、ます。

以上、非常に乱暴に走ってまいりました。ここで脱線して少しだけアメリカの消費者団体が関心を持っている方向性について話をさせてください。

ヨーロッパの話ばかりしちゃいまして、アメリカについては十分に調べられてないわ

けであります。せっかくこういう機会だと思ったので、アメリカの消費者団体にメールを送りまして、「具体的な課題はありますか？」という質問をしました。非常に限られた情報の中の判断でありますから、決して一般的な議論であるかどうかについては、率直に申し上げて何の保障もございません。しかし、そこで分かったことがあります。

1つは、アメリカの消費者団体が今、ネットでの個人情報保護として主として関心をもっている点は2つだと感じました。1つは、やはりスパムだそうです。スパムメールについて、どうのうよな規制のあり方が考えられるか。それに関しては、ご存じのように、アメリカの連邦取引委員会（FTC）が、スパムメールの調査をして、それが電子商取引の最大の阻害要因になるということで、消費者情報とのからみで、スパムメールについての一定のアクションを起こしている。消費者を保護するためのポリシーを、政策的な決定をやるということ、FTC が表明しているということも消費者団体から聞きました。

もう1つ消費者団体が関心を持っているのが、例の Cookie の問題であります。一度 Web サイトを訪れますと、訪問したことをユーザのコンピュータ内に蓄積をされていて、次にその Web サイトを訪問した際に、この人は2度目の訪問であるということが具体的に記録される仕組みであります。これについて、個人情報の観点から、一定の消費者団体が、差し止めと言ったと思うのですが、一定の集団訴訟の準備をしているという話も聞きました。

いずれにしても、非常に乱暴な話で恐縮ですが、それともう1つ、先ほど新保先生の報告にもあったように、アメリカにおいては、どちらかというと、具体的な法規制ではなくて、自主規制の範囲内でこれらの問題に対応していくという基本的な考え方があります。それとの関係で「どうなんだ」ということをお聞きしたところ、南キャロライナ大学が発行した1998年の論文集の中に「ネットワーク社会における消費者の特集号」というのがあるから読んでみると言われました。調べてみると、ネットワーク社会における消費者保護の論文がたくさん掲載されていました。その中の1つに、消費者情報にかかわる保護制度についての論文がありました。時間もないのでタイトルだけ申し上げますと、「ネットワーク社会における消費者情報の保護—なぜ自主規制では不十分なのか—」という論文であります。米国においても、こういった問題に関して、自主規制では十分ではないという議論が、少なくとも消費者個人情報の保護の観点からは、議論になりつつあるのだらうなという印象を受けた次第です。

### 3. リアル社会における個人情報保護

最後に、本来ならば、リアル社会における個人情報保護とのかかわりで、ヨーロッパでどういう議論があったかということをご報告申し上げるつもりでいたわけですが、時間的なことがございますので、簡単に申し上げます。

リアル社会での個人情報保護の手段として、先ほどの議論の中でもあった、包括的なオムニバス方式的な法律と個々の業界に関する法律、あるいは自主規制といったものを、消費者団体としてどのように考えていくかというのが、とても大きな論点でありました。それについては、少なくとも消費者保護の視点からは包括的な立法の方が、より具体的で適切なのだというのが、基本的な選択であろうと思います。その上で、その包括法の中に、具体的にどのような消費者の権利を法定することが必要なのだろうかというのが、2つ目の大きな議論であります。

どのような権利を情報社会において消費者は持たなければいけないかという点についてまとめると、次のとおりとなります。

- ・ データ登録、利用あるいは流通についての同意権
- ・ データの有無や内容、種類などについてのアクセス権
- ・ データが不完全である場合の訂正権、あるいは間違っている場合の抹消権
- ・ 訂正、抹消の対象となるデータが第三者に提供されている場合の追求権
  - 追求権でなく、事業者へ通知をさせる権利と構成する場合もある
- ・ 不完全あるいは間違った情報、同意なく収集された情報の使用を差止める権利
- ・ その他、適切な救済を受ける権利
  - 損害賠償額算定のあり方についても議論あり

つまりデータ登録、利用あるいは流通についての同意権。データの有無や内容、種類などについてのアクセス権。データが不完全である場合の訂正権、あるいは間違っている場合の抹消権。それから、第三者に提供されている場合の追求権という考え方。それから、不完全あるいは間違った情報、同意なく収集された情報の使用を差止める権利。その他、適切な救済を受ける権利。非常に包括的ではありますが、いわゆる救済法の損害賠償の中でそれが議論できるものということでもあります。

#### 4. まとめにかえて

最後に簡単に、この間の議論を聞いての私の感想みたいなものを述べたいと思います。

ヨーロッパの状況等の紹介を非常に早口でしてまいりましたが、1つ問題となるのは、そこで想定されているのは「現実社会（リアル社会）における個人情報保護の法制度を、ネットワーク社会にどう適応していくか」ということの議論であります。私どもの日本法の状況を考えますと、その最大の弱点は、現実社会における情報保護法というものが、いま議論されている最中であって、必ずしも十分ではないことにあります。もちろん米丸先生がおっしゃったとおりで、EU法、EU指令そのものは、EU諸国の中で必ずしも立法化として実現をしていないということはありません。そういうことはありますが、

EU指令等のレベルを前提とする議論が可能であります。それに対して、私どもにはそうした指針がないというのが、1つ目の大きな問題であります。

例えば、スパムの例をあげますと、ネットワーク上のスパムの禁止法を議論する際に、アメリカではFAXによる通信やダイレクトメールは禁止されているという一定の法制度を前提とした議論が可能であります。日本の場合、それに対応するとすれば、あえていえば通信販売協会のメール・プリファレンス・サービスということになるわけがあります。そうしますと、いったい何を前提とし、どういうリアル社会の枠組みを前提としてネットワークの議論をすればいいのかというのが、いまだに十分整理されていないということが、実は最大の問題点ではないかなと思っております。

非常に乱暴で十分まとまりのない報告で恐縮です。食事後の討論の中で、少しでも具体的な話ができればと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

# わが国におけるコンピュータと個人情報保護の現状と課題

## —JIS Q 15001 を中心に

(社) 情報サービス産業協会 鈴木 正朝

### 1. 概要

コンピュータによって処理されている個人情報が従来どのように保護され、現在どのような保護の状況にあるのか、そして今後どのように保護していくべきか、JIS Q 15001 を中心に日本の現状と課題について整理することが本稿の課題である。

なお、今回の報告では「個人情報保護」の問題に限定し、「プライバシー（権）」の問題については立ち入らないこととする。本稿中、意見にあたる部分は全て私見である。

### 2. 個人情報とは何か

#### (1) 個人情報の定義

個人情報とは、一般に「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付けられた番号、記号その他の符号、画像若しくは音声によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）をいう」（日本工業規格(JIS Q 15001)3.a 参照）と定義されている。いわゆる「個人識別情報」といわれる考え方であり、各国の立法例も概ねこの概念を採用するところが多い。

#### (2) 「個人識別情報」という考え方の長所と短所

「個人識別情報」という考え方は、個人の主観に左右されないという長所がある反面、個人を識別できる情報はすべて個人情報の概念に取り込むこととなり、その外延は非常に広く、実際に個人情報を保護することを考えた場合、多くの困難と不都合に直面するという短所がある。名刺も防犯カメラの映像もみな個人情報に該当する。その取扱いについて基本的な原則を確認することができるとしても具体的な細則を一律に取り決めることは困難である。

### 3. 公的部門及び民間部門の個人情報保護の取組み

#### (1) 個人情報保護の取組みの経緯

個人情報保護に関する取組みの歴史は、大蔵省及び個人信用情報機関及び関連団体の取組み、個人情報保護法に結実する総務庁等の取組み、神奈川県をはじめとする自治体の取組み、通産省・郵政省及びIT関連団体の取組みの流れに大別できる。

<図表1> 個人情報保護に関する日本国内の取組み (行政及び民間団体)

年	国の取組み	民間団体の取組み
1963	昭和38	○「割賦制度協議会」(任意団体)発足(1月)*日本クレジット産業協会の前身
1964	昭和39	
1965	昭和40	●「信用情報交換所」(任意団体)設立(9月), 割賦制度協議会事務局兼務
1966	昭和41	
1967	昭和42	○割賦制度協議会と信用情報交換所を統合, 「日本割賦協会」設立, 信用情報交換所は事業部門となる(4月) ○「社団法人日本割賦協会」設立認可(6月)
1968	昭和43	☆「消費者保護基本法」成立(5月)
1969	昭和44	●「(株)日本信用情報センター」設立(10月)
1970	昭和45	○「社団法人日本情報センター協会」設立(6月)*JISAの前身 ○「社団法人ソフトウェア産業振興協会」設立(6月)*JISAの前身
1971	昭和46	●行政管理庁「情報化社会におけるプライバシー保護に関する調査研究報告書」公表(3月)
1972	昭和47	●全国信用情報センター連合会「レンダーエクステンジ」設立(8月)
1973	昭和48	●全国銀行協会連合会「東京銀行協会, 個人信用情報センター」設立(1月)
1974	昭和49	
1975	昭和50	●行政管理庁「行政機関等における電子計算機利用に伴うプライバシー保護に関する制度の在り方についての中間報告」公表(6月)
1976	昭和51	●自治省「電子計算機処理に係るデータの保護について」公表(1月) ●信用情報交換所「連絡協議会」活動開始(9月)
1977	昭和52	
1978	昭和53	
1979	昭和54	
1980	昭和55	●全国銀行協会連合会 コンピュータシステム導入「オンライン照会」開始(1月) ●信用情報交換所連絡協議会「全国信用情報センター連合会」へ名称変更(6月)

1981	昭和56	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総理府「プライバシー保護に関する世論調査」実施(2月)</li> <li>●経済企画庁・国民生活審議会「消費者信用情報機関の適正な運営について」報告(12月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●(社)日本割賦協会「信用情報交換所オンライン照会」開始(11月)</li> <li>●全国信用情報センター連合会「倫理綱領」制定(11月)</li> <li>●(株)日本信用情報センター「オンライン照会」開始(12月)</li> </ul>
1982	昭和57	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政管理庁・プライバシー保護研究会「個人データの処理に伴うプライバシー保護対策」報告(6月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●(株)ジャパンデータバンク「オンライン処理」開始(6月)</li> </ul>
1983	昭和58	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通商産業省「消費者信用産業懇談会報告書「個人信用情報機関の整備について」公表(7月)</li> <li>●通商産業省「個人信用情報機関の整備について」通達(9月)</li> <li>●大蔵省「貸金業者の業務運営に関する基本事項について」公表(9月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全国銀行協会連合会、全国信用情報センター連合会、(社)日本クレジット産業協会「三情報機関連絡協議会」(現「三者協議会」)設置</li> </ul>
1984	昭和59	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通商産業省・産業構造審議会消費経済部会「販売信用取引における購入者等の利益の保護の徹底等を図る為の施策について」公表(2月)</li> <li>●大蔵省・金融問題研究会「我が国における消費者信用の在り方」公表(3月)</li> <li>●経済企画庁「国民生活をとりまく社会的、経済的条件変化への当面の対応に関する意見」公表(4月)</li> <li>★通商産業省「割賦販売法」改正(6月)</li> <li>●経済企画庁「情報化社会における消費者保護の問題点」発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社団法人日本情報センター協会と社団法人ソフトウェア産業振興協会が合併し、「社団法人情報サービス産業協会」設立(6月)</li> <li>●(株)日本割賦販売協会信用情報交換所、(株)日本信用情報センター、(株)全国信販協会「(株)信用情報センター(C I C)」設立(9月)</li> </ul>
1985	昭和60	<ul style="list-style-type: none"> <li>●経済企画庁「消費者信用適正化研究会報告」公表(4月)</li> <li>●通商産業省 割賦販売審議会基本問題部会「消費者信用情報機関等における消費者信用情報の管理等の在り方について」報告(7月)</li> <li>●総理府 広報室「個人情報の保護に関する世論調査」実施(7月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社団法人日本割賦協会「社団法人日本クレジット産業協会」に改称(7月)</li> <li>●(社)日本クレジット産業協会「株式会社信用情報センター(現(株)シー・アイ・シー)の業務開始に伴い、信用情報交換所業務部門を譲渡(10月)</li> <li>●(財)金融情報システムセンター(FISC)「金融機関等のコンピュータシステムの安全対策基準」(12月)</li> </ul>

1986	昭和61	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総務庁・行政管理局「行政機関の保有する個人情報の保護について」(1月)</li> <li>●大蔵省「金融機関が信用情報機関等における消費者信用情報の管理等の在り方について」(3月)</li> <li>●大蔵省「貸金業協会が信用情報機関を設置又は指定する場合の要件等について」(3月)</li> <li>●通商産業省「消費者信用情報の管理等について」通達(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全国信用情報センター連合会「(株)日本情報センター(JIC)」設立(6月)</li> </ul>
1987	昭和62	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大蔵省・金融制度調査会「消費者信用の在り方について」(7月)</li> <li>●自治省「地方公共団体における個人情報保護対策のあり方について」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●(財)金融情報システムセンター(FISC)「金融機関等における個人データ保護のための取扱い指針」公表(3月)</li> <li>●全国銀行協会連合会, 全国信用情報センター連合会, (社)日本クレジット産業協会「CRINサービス」開始</li> <li>●日本弁護士連合会「消費者信用情報規制に関する意見書」公表(7月)</li> </ul>
1988	昭和63	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通商産業省「情報化対策委員会個人情報保護部会」設置(5月)</li> <li>●経済企画庁・国民生活審議会消費者政策部会個人情報保護委員会「消費者取引における個人情報保護の在り方について」(9月)</li> <li>●総務庁「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」施行(10月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●(財)日本情報処理開発協会(JIPDEC)「民間部門における個人情報保護のためのガイドライン」策定(3月)</li> </ul>
1989	平成元	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通商産業省「民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護について」告示(6月)</li> <li>●総理府「プライバシー保護に関する世論調査」実施(6月)</li> <li>●通商産業省「電子計算機処理に係る個人情報の保護のための措置などについての登録簿に関する規則」告示(7月)</li> <li>★総務庁「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」施行(10月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●(社)情報サービス産業協会(JISA)「情報サービス産業の個人情報保護ガイドライン」策定(1月)</li> </ul>
1990	平成2	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通商産業省・割賦販売審議会クレジット産業部会「クレジット産業の今後の在り方について」公表(6月)</li> <li>★神奈川県「個人情報保護条例」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●(社)日本クレジット産業協会「販売信用における電子計算機処理に係る個人信用情報保護のためのガイドライン」策定(12月)</li> </ul>

1991	平成3	<ul style="list-style-type: none"> <li>●郵政省「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」告示(9月)</li> <li>★東京都「個人情報保護条例」制定</li> <li>★長野県「個人情報保護条例」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●(社)日本クレジット産業協会「クレジットファイル」運用開始 全国信用情報センター連合会「JACINシステム」稼働(11月)</li> </ul>
1992	平成4	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大蔵省「ノンバンク問題懇談会中間報告」(6月)</li> <li>★愛知県・福岡県「個人情報保護条例」制定</li> </ul>	
1993	平成5	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通商産業省・割賦販売審議会クレジット産業部会中間報告「多重債務者発生防止のために」公表(6月)</li> <li>★茨城県・千葉県・山梨県「個人情報保護条例」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全国信用情報センター連合会「PRIS公的記録情報サービス」稼働(6月)</li> </ul>
1994	平成6	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大蔵省「多重債務問題等懇談会報告書」(6月)</li> <li>●内閣「高度情報通信社会推進本部」(本部長：内閣総理大臣)設置(8月)</li> <li>★埼玉県・北海道「個人情報保護条例」制定</li> </ul>	
1995	平成7	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通商産業省「セキュリティ・プライバシー問題検討委員会報告書セキュリティ・プライバシー関連施策の展開について」公表(7月)</li> <li>●通商産業省「個人信用情報機関の整備・拡充について」公表(8月)</li> <li>★福島県・滋賀県・沖縄県・広島県「個人情報保護条例」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全国信用情報センター連合会「(株)アイネット」設立(7月)</li> <li>●(社)日本クレジット産業協会「個人情報取扱主任者認定制度」創設</li> </ul>
1996	平成8	<ul style="list-style-type: none"> <li>●郵政省「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報保護に関するガイドライン」告示</li> <li>★大阪府「個人情報保護条例」(10月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通産省通達「個人信用情報機関の整備・拡充について」を受けて(社)日本クレジット産業協会と(株)シー・アイ・シー間で「協定書」を締結(4月)</li> </ul>

1997	平成9	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通商産業省「民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護に関するガイドライン」改定(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電子商取引実証推進協議会 (ECOM) プライバシー問題検討WG「電子商取引における個人情報の保護に関する中間報告書 民間部門における電子商取引に係る個人情報の保護に関するガイドライン(α版)」策定(5月)</li> <li>●(社)情報サービス産業協会 (JISA)「情報サービス産業 個人情報保護ガイドライン(新版)」策定(11月)</li> <li>●サイバービジネス協議会「『サイバービジネスに係る個人情報の保護に関するガイドライン』の制定について-プライバシー・セキュリティWG報告書-」策定(12月)</li> <li>●電子ネットワーク協議会「電子ネットワーク運営における『個人情報保護に関するガイドライン』(解説付き暫定版)」策定(12月)</li> </ul>
1998	平成10	<ul style="list-style-type: none"> <li>●労働省労働大臣官房政策調査部総合政策課「労働者の個人情報保護に関する研究会報告書」公表(6月)</li> <li>●高度情報通信社会推進本部・電子商取引等検討部会「電子商取引等の推進に向けた日本の取組み」公表(6月)</li> <li>●郵政省 電気通信局電気通信事業部業務課電気通信利用環境整備室「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」改定</li> <li>●高度情報通信社会推進本部「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」公表(11月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電子商取引実証推進協議会 (ECOM) プライバシー問題検討WG「電子商取引における個人情報保護に関する調査研究報告書」公表(3月)</li> <li>●日本弁護士連合会「個人情報保護法大綱」公表</li> <li>●(財)日本情報処理開発協会 (JIPDEC)「プライバシーマーク制度」創設・運用開始(3月)</li> <li>●(社)情報サービス産業協会 (JISA)「プライバシーマーク制度」指定機関(審査機関)に認定(4月)</li> <li>●(財)日本データ通信協会「個人情報保護登録センター」開設(4月)</li> <li>●(社)情報サービス産業協会 (JISA)「プライバシーマーク制度」プライバシーマーク付与認定開始(8月)</li> </ul>
1999	平成11	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日本標準調査会「JIS Q15001 個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」通商産業大臣告示(3月)</li> <li>●高度情報通信社会推進本部「高度情報通信社会推進に向けた基本方針のアクション・プラン」決定(4月)</li> <li>★法務省・通商産業省・郵政省「不正アクセス禁止法」制定</li> <li>★法務省・警察庁「通信傍受法」制定</li> <li>★労働省「派遣法」等改正</li> <li>★自治省「住民基本台帳法」改正(審議過程の総理答弁において、個人情報保護の在り方について総合的に検討した上で、法整備を含めたシステムを速やかに整えていく旨の方針を明らかに)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●(社)マーケット・リサーチ協会「プライバシーマーク制度」指定機関(審査機関)に認定(1月)</li> <li>●(財)金融情報システムセンター (FISC)「金融機関等における個人データ保護のための取扱い指針」公表</li> <li>●(社)全国学習塾協会「プライバシーマーク制度」指定機関(審査機関)に認定</li> <li>●(社)情報サービス産業協会 (JISA)「プライバシーマーク制度 (JIS Q15001)におけるシステム監査ガイドライン」公表(7月)</li> </ul>

		やかに整えていく旨の方針を明らかにする。) <ul style="list-style-type: none"> <li>●高度情報通信社会推進本部の下に「個人情報保護検討部会」(座長:堀部政男中央大教授)設置(7月)</li> <li>●高度情報通信社会推進本部・個人情報保護検討部会(座長:堀部政男中央大教授)「座長私案」公表(10月)</li> <li>●高度情報通信社会推進本部・個人情報保護検討部会「個人情報の保護について(中間報告)」公表(11月)</li> </ul>	
2000	平成12	<p>&lt;今後の動向予想&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働省「労働者の個人情報保護に関するガイドライン」告示か?</li> <li>・通商産業省「民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護に関するガイドライン」改定か?</li> <li>・日本標準調査会「JIS Q15001 個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」改定か?</li> <li>・個人情報保護基本法案、及び個別法案(信用情報分野・医療情報分野・電気通信分野における個人情報保護法案・条項案)のパブリック・コメントの募集か?</li> </ul>	<p>&lt;今後の動向予想&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(社)情報サービス産業協会(JISA)「情報サービス産業 個人情報保護ガイドライン(第3版)」公表か?</li> </ul>

【参考文献】総務庁行政管理局行政情報システム参事官室監修『逐条解説 個人情報保護法』第一法規(1989年、350頁)、三者協議会(CRIN)『個人信用情報関係資料 第2編(国内編)』全国銀行協会連合会、全国信用情報センター連合会、(社)日本クレジット産業協会(1996年、260頁)、「我が国における個人情報保護システムの在り方について(中間報告)」(高度情報通信社会推進本部 個人情報保護検討部会)

\*なお、本表は上記の参考文献などを基に作成したものである。

## (2)近年の報道にみる個人情報流出事件

図表2は、報道事例から拾った事例であり、その時のマスコミの関心を反映している。いずれにせよこうした事例は氷山の一角にすぎず、確実に個人情報のブラックマーケットは拡大傾向にあるものと思われる。

<図表2> 報道にみる個人情報流出事例

ケース	報道時の年月	流出データの種類・件数・事件の概要
1	1994年12月	●医療分野の個人情報 東京都「江戸川区」住民健康診断データ(医師会職員が8万7,000人分のデータを購入するよう区を恐喝)
2	1995年01月	○住民基本台帳の個人情報 埼玉県「志木市」住民基本台帳のデータ(6万4,000人分)
3	1995年05月	●個人信用情報 消費者金融会社「プロミス」の顧客データ(20万人分)

4	1995年08月	○自治体情報 厚木基地周辺の防音工事希望世帯データ (1,700世帯分)
5	1995年11月	○顧客情報 (マニュアル情報) 「ヤマト運輸」 函館市内営業所の配達票控
6	1996年08月	●個人情報 全国信用情報センター連合会の信用情報 (1万件)
7	1997年02月	●個人情報 (社)日本クレジット産業協会の信用情報機関「(株)シー・アイ・シー」の個人情報 (1,000件)
8	1997年05月	○自治体情報 埼玉県「鳩山町」の選挙人名簿の一部
9	1997年08月 1997年09月	●電気通信事業分野の個人情報 インターネットプロバイダ「リムネット」と「ソネット」の会員パスワード
10	1998年01月	○顧客情報 大阪の美術品販売業者の顧客名簿 (53万件)
11	1998年01月	○顧客情報 「さくら銀行」顧客データ (2万人分)
12	1998年01月	●電気通信事業分野の個人情報 インターネットプロバイダの加入者リスト
13	1998年01月	○労働者の個人情報 (内部犯行事例) 人材派遣業者「テンプスタッフ」の派遣社員リスト (9万人分)
14	1998年01月	○顧客情報 (内部犯行事例) 「高島屋」タカシマヤ友の会の顧客データ (本社システム部社員50万件持出し名簿屋に売却)
15	1998年02月	●電気通信事業分野の個人情報 (不正アクセス) インターネットプロバイダのネット加入者パスワード等のデータ (公開すると脅迫された事件)
16	1998年03月	○顧客情報 「トヨタ」のホームページ上で乗用車のカタログを請求したユーザの住所、氏名、電話番号 (サーバから18人分不正コピー、無関係のWeb上で公開された事件)
17	1998年04月	○顧客情報 (内部犯行事例) 「全国労働者共済生活協同組合連合会」加入者契約関係書類等のデータ (職員が1,500件分を「大和証券」に提供した事件)
18	1998年05月	○マーケティング情報 「日本テレビ」ホームページ上で提供していた懸賞の応募者情報 (1,300人分を他のホームページ上で公開)
19	1998年05月	●電気通信事業分野の個人情報 インターネットプロバイダ「ソネット」の会員ID・パスワード (280人分を計10ヶ所の掲示板で公開)
20	1998年05月	●電気通信事業分野の個人情報 プロバイダ会員のクレジットカード番号など (会員全員がアクセス可能なテルネットサーバ上に299人分放置)
21	1998年05月	○マーケティング情報 東京の市場調査会社がWeb上で実施していた懸賞付きアンケートに応募したユーザの住所や電話番号など (外部公開用サーバ上に約100人分放置、Web上に流出)

22	1998年06月	○マーケティング情報 旅行業「クラブメッド」のネットでの資料請求サービスに申し込んだユーザの住所、氏名、電話番号など（約70人分が流出、無関係の個人ホームページ上に掲載）
23	1998年06月	○マーケティング情報 「NTTドコモ千葉支店」ネットでの懸賞応募者のアドレス（メールの宛先に28人分を列挙して送信）
24	1998年06月	○マーケティング情報 「KDDコミュニケーションズ(KCOM)」の懸賞応募者のアドレス（メールの宛先に約50人分列記して送信、しかも謝罪メールで同様のミス）
25	1998年07月	○顧客情報 「東急ケーブルテレビジョン」顧客アドレス（メンテナンス情報をメール配信する際に宛先に1000人分のアドレスを列記）
26	1999年08月	○顧客情報 ソニー系オンライン証券「マネックス」の会員情報（メール配信ミスで約1400人分のメールアドレス流出）
27	1998年08月	○顧客情報 「東海丸万証券」顧客メールアドレス（約120人分のメールアドレスを宛先に列記して送信）
28	1999年09月	○顧客情報（代理店からの流出事例） 「東京デジタルホン（J-PHONE）」の携帯電話利用者の顧客情報リスト（146人分が代理店から流出した事件）
29	1998年10月	○顧客情報（不正アクセス事例） インターネットを使った市場調査会社「ガジェット」の会員情報である氏名、銀行口座など（サーバに不正アクセスされ79人分が流出、他のホームページ上に掲載された事件）
30	1998年10月	○マーケティング情報（過失事例） 市場調査大手企業のホームページで行っている懸賞付きアンケートに回答したユーザの住所、電話番号など（約2500人分がサーバから流出、ホームページで公開された事件）
31	1998年11月	●電気通信事業分野の個人情報 「ジオシティーズ」の会員パスワードとログ（約1800人分、サーバの保守作業中に、アクセス可能な場所に放置し漏洩）
32	1998年12月	○大学の個人情報（不正アクセス事例） 「近畿大学」の工学部学生のIDとパスワードを入れたパスワードファイル（約3000人分がサーバへの不正アクセスを受けて盗まれた事件）
33	1999年02月	○大学の個人情報 「東京芸術大学」の学生、教職員のIDとパスワード（約1300人分、IDを悪用し教官名で「掲示板」に掲載される等の被害あり）
34	1999年05月	○住民基本台帳の個人情報（アウトソーシング事例・内部犯行事例） 「宇治市」の住民票データ（約22万人分が預託先情報処理事業者のアルバイトにより持ち出され販売された事件）
35	1999年05月	○個人電話帳情報（内部犯行事例） 「NTT」の非公開の個人電話帳データ（職員が社内ネットから収集、ネット上で販売した事件）

【参考サイト】岡村久道弁護士「電子ネットワークと個人情報保護」1999年（「サイバースペースの法律」〈<http://www.law.co.jp/okamura/index.html>〉）

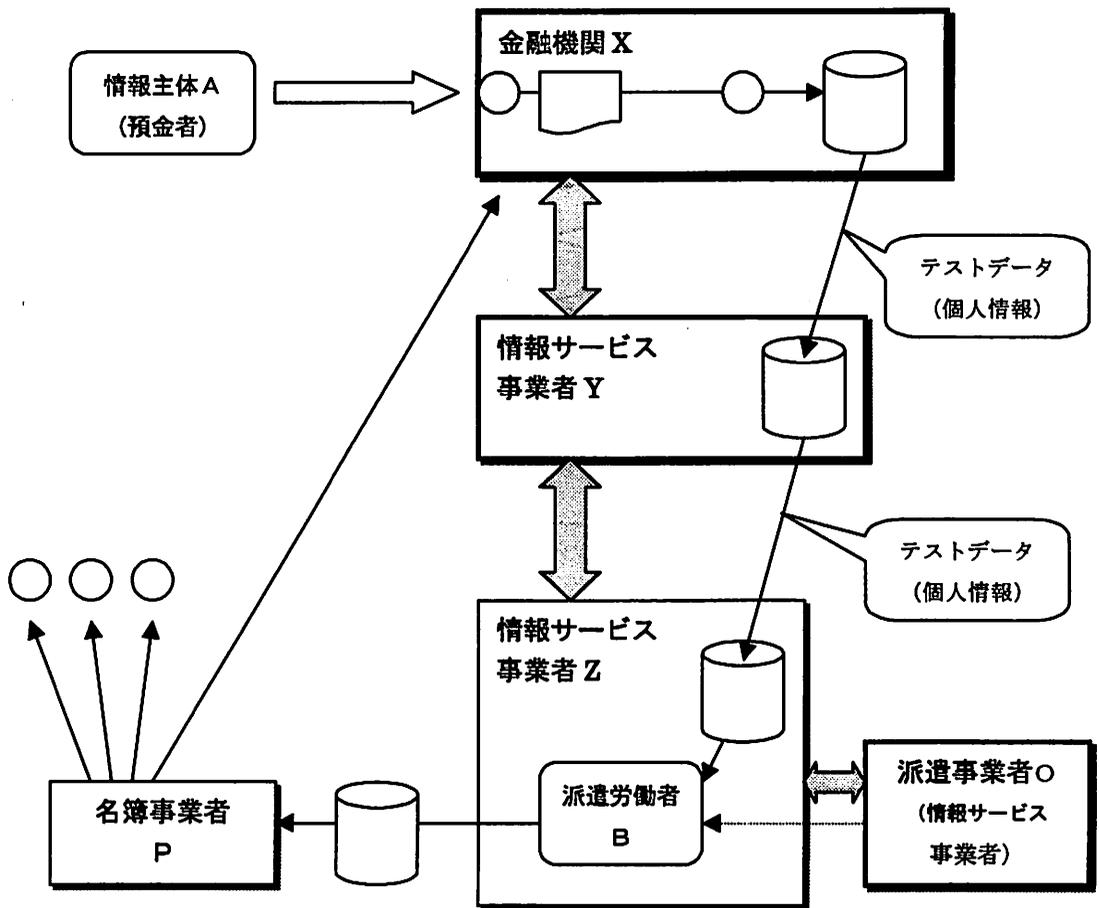
\*本表は、上記論考の他、毎日新聞など各種新聞報道等を参照して作成したものである。

#### 4. 個人情報流出の典型事例とその問題点

##### (1) 個人情報流出の典型事例 1

###### a. 想定事例

<図表3> システム開発における階層的取引関係と個人情報の預託の連鎖及び非正規社員の活用



b. 背景

システム委託開発における需給調整の必要性→外部要員の活用（要員計画）の必要性

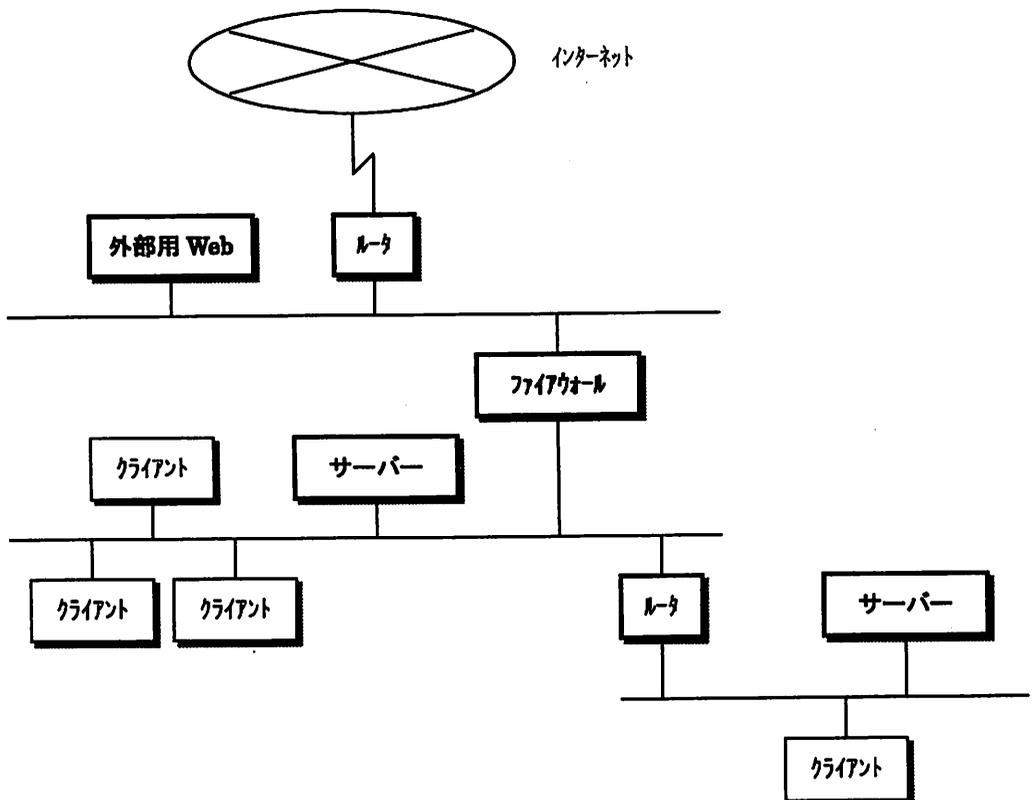
c. 問題点

- ・テストデータにおける情報の預託の連鎖（リスクの拡大）とその管理体制の問題
- ・協力会社等への外注と事業者選択の問題
- ・派遣労働者の活用と情報管理の問題
- ・客先常駐社員（請負契約）の活用と情報管理の問題

(2) 個人情報流出の典型事例 2

a. 想定事例

<図表 4> 社内ネットワーク（サーバ）上の情報の利用と保護



b. 背景

- ・ネットワーク化・オープン化・ダウンサイジング化の進展  
→インターネット, イン트라ネット, エクストラネットの普及
- ・雇用流動化と E-Mail の普及

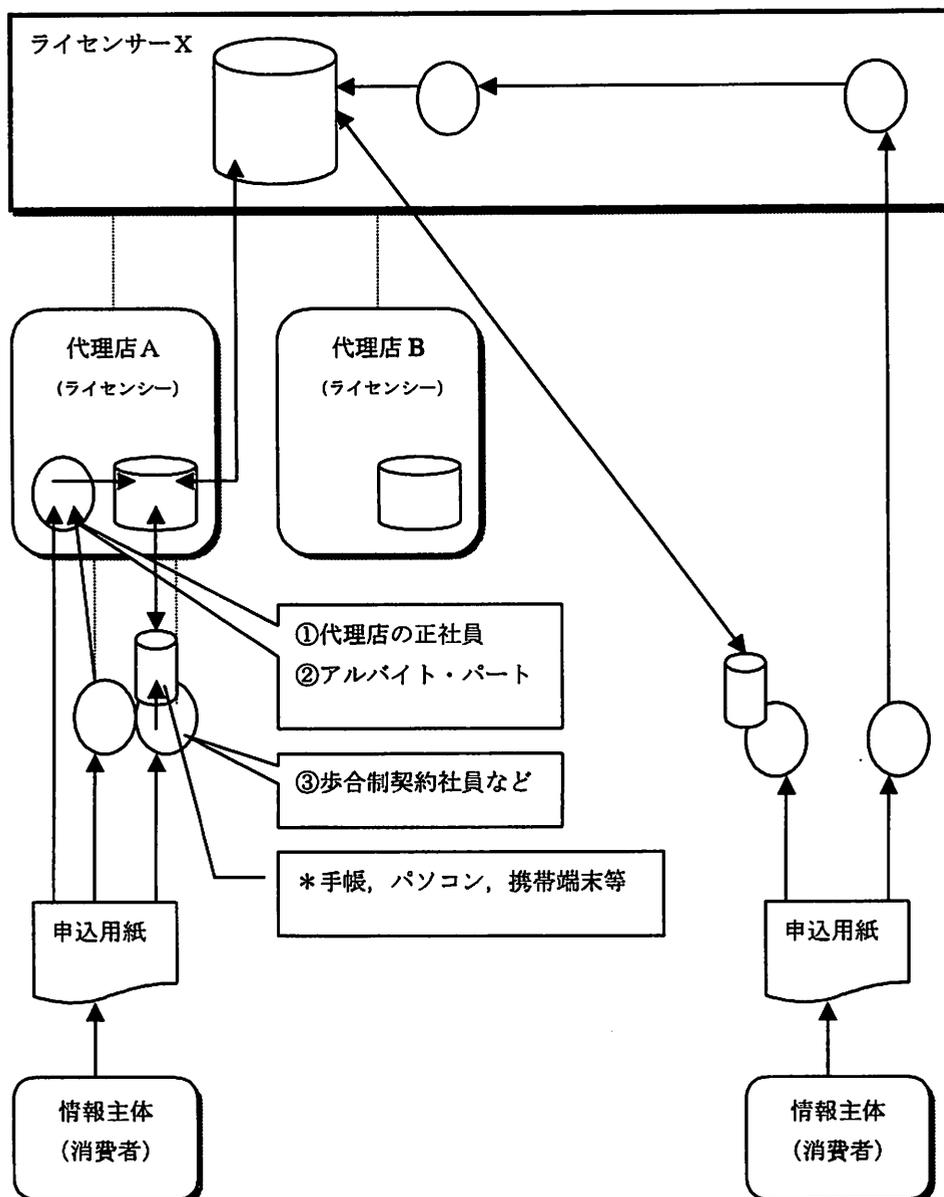
c. 問題点

- ・コンピュータセンター (安全対策対象事業所) 中心の旧来 (汎用機) 型の安全対策に止まっている問題 (=コンピュータ・ネットワークを念頭においた安全対策基準の策定とその導入の遅れ)
- ・情報共有の重要性和サーバ管理規程 (情報利用と保護のバランス) のあり方が確立していない問題 (情報の共有を主体とした発想と機密管理体制の問題)
- ・インハウス情報 (労働者の個人情報) の取扱いが確立していない問題
- ・転職と情報流出 (書類, 電子媒体の持出し, E-Mail(添付書類)を通じた大量の情報流出) の問題 →メールのモニタリングシステム等の導入と労働者の個人情報保護の問題

(3) 個人情報流出の典型事例 3

a. 想定事例

<図表 5> 代理店事例等における個人情報の管理及び雇用流動性



**b. 背景**

- ・業務改革の進展と外部資源の活用（アウトソーシング契約，フランチャイズ契約，代理店契約，分社化，持株会社への移行，非正規社員の活用など）

**c. 問題点**

- ・代理店，フランチャイジーなど関連する別法人の情報管理の問題
- ・雇用流動性の高い歩合制営業社員（契約社員等）の情報武装化（パソコン，携帯端末など個人所有の情報機器）の情報の帰属先と情報管理の問題

**(4)個人情報流出の事例：ネットワーク上の個人情報保護について**

**a. 背景**

- ・インターネット（管理者不在の巨大な世界的データベース）の出現
- ・インターネット社会の到来（生活の一部がインターネットに依存する社会）
- ・インターネットを活用した新たなビジネス・モデルとマーケティング手法の登場

**b. 問題点**

ビジネス（電子商取引等）を過度に萎縮させることなく適正な個人情報保護をはかるためのバランスの問題とビジネスに優先する人権上の問題の切り分けが重要

- ・ポータルサイトの登場と情報の集中の問題
- ・Webサイトの閲覧履歴情報の自動収集，購買履歴の自動収集，プロファイリング・システムなど名寄せ技術の進展の問題
- ・インテリジェント・ソフトウェア・エージェントの登場とその潜在的脅威

**(5)その他の事例と問題点**

**a. 個人情報の多様性と多面性の問題**

個人情報の多様性と多面性の問題を十分に意識した取組みが重要であり、「個人情報」というキーワードで全ての取扱いルールを策定するのは不可能である。

例えば、「情報主体の同意」について、「防犯カメラによる映像情報」の直接収集と「個人信用情報」の直接収集を同様の基準で運用できるだろうか。すなわち、「防犯カメラによる映像情報」の直接収集に事前同意を義務付けることが妥当かということである。

**b. 民間部門における個人情報保護と「情報開示・変更・削除請求権（情報コントロール権）」の問題**

個人信用情報機関の長年の取組みによって実現している「情報開示・変更・削除請求権

(情報コントロール権)」の運用を全民間事業者の保有する個人情報に拡大することが可能か。また、個人情報をマニュアル処理の部分までに拡大することが可能か。また、仮に開示等を義務づけるとして、本人確認の問題、開示の範囲の問題、開示に伴う第三者の権利・利益の保護に関する問題を各企業が保有する全ての個人情報について具体的に判断して実施していけるのだろうか。

上記の問題はいずれも困難であるといわなければならない。情報コントロール権の考え方を公的部門から民間部門に拡大するには多くの問題をクリアしていく必要がある。実際は、デジタル情報に限定し、定型化したフォームに記載された個人情報について、対象を明確化して、しかも申請書類から事務処理のフローまで詳細を詰めなければ各企業が対応することはできない。この点は個人信用情報機関の運用を参考にすべきである。

#### c. 管理のパラドックスの問題

夏井高人教授(明治大学法学部)が指摘されているように個人情報を保護するために管理を徹底することにより、管理者に個人情報ないしは個人情報へのアクセス権限等が集中するという問題や管理のために個人情報を閲覧せざるを得ない場合が発生し、管理者の管理という問題を招きかねない。

国家に管理権限と国民の個人情報が過度に集中する場合には人権保障上重要な問題となる。地方自治の理念に従い、国民の一定の個人情報については自治体ごとに独立した管理をなすべきではないか。行政情報化のあり方も常にその点の検証を行うべきであろう。

また、岡村久道弁護士が指摘されているように、本来的には、民間部門の法規制強化よりも公的部門の個人情報保護の強化に先行して取り組むべきである。なお、情報公開法などを通じて国家機関の透明性を高めておくことも重要である。個人情報保護管理者が国家である場合は国民がチェックできる仕組みを考えることが必要であるからである。

#### d. 人の管理の問題からプログラム処理の問題へ

エージェント技術等の進展により、プログラム処理を中心とした取引形態の普及と同時にプログラム処理を中心とした新たな侵害が顕在化してくるものと思われる。人間の直接的な意思表示の外の領域において、権利処理、情報主体の同意、開示・変更・削除の処置がプログラム処理を中心になされる可能性がある。実際のビジネスの進展に法制度が追いつけないという問題があり得るだけに、情報技術弱者である個人の権利と利益の保護を如何に図っていくか企業の自主的な取組みで対応してかなくてはならない。

## 5. 法規制の動向

### (1) 日本政府の従来の見解

政府は、平成 6 年 8 月、わが国の高度情報通信社会の構築に向けた施策を総合的に推進するとともに、情報通信の高度化に関する国際的な取組みに積極的に協力するため、内閣総理大臣を本部長とし閣僚を委員とする高度情報通信社会推進本部を設置し「電子商取引等の推進に向けた日本の取組み」(平成 10 年 6 月)、「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」(平成 10 年 11 月)、及びそのアクション・プラン(平成 11 年 4 月)を決定している。

従来の政府の個人情報保護に関する政策のポジションは、公的部門の規制と民間部門の規制を別に考えるいわゆるセグメント方式を採用し民間部門においては民間の自主規制を中心に規制法は必要に応じて個別分野ごとに検討していくというものであった(図表 6)。

<図表 6> 個人情報保護の法規制の形態

法律規制の形態		例(国名「法律名」)
一 公的部門・民間部門を一つの法律で規制しているもの(オムニバス方式)	(1) 公的部門・民間部門を区別せず、包括して規制しているもの	・スウェーデン「データ法」 ・フランス「データ処理、データ・ファイル及び個人の諸自由に関する法律」 ・イギリス「データ保護法」等
	(2) 一つの法律で公的部門・民間部門を分けて規制しているもの	・(西)ドイツ「連邦データ保護法」等
二 公的部門の規制法のほかに、民間部門のみの規制法があるもの(セグメント方式)	(1) 民間部門に対して一括して規制しているもの	・デンマーク「民間機関におけるデータ・ファイルに等に関する法律」等
	(2) 民間部門に対して個別に規制しているもの(セクトラル方式)	・アメリカ「公正信用報告法」「家族の教育上の権利およびプライバシーに関する法律」「金融プライバシー権法」 ・カナダ「信用報告法」「銀行法」等

【参考文献】総務庁行政管理局 行政情報システム参事官室 監修「逐条解説 個人情報保護法」(第一法規) 52 頁参照。(なお、筆者において若干改変した。)

## (2)日本政府の現在の見解（「我が国における個人情報保護システムの在り方について（中間報告）」）

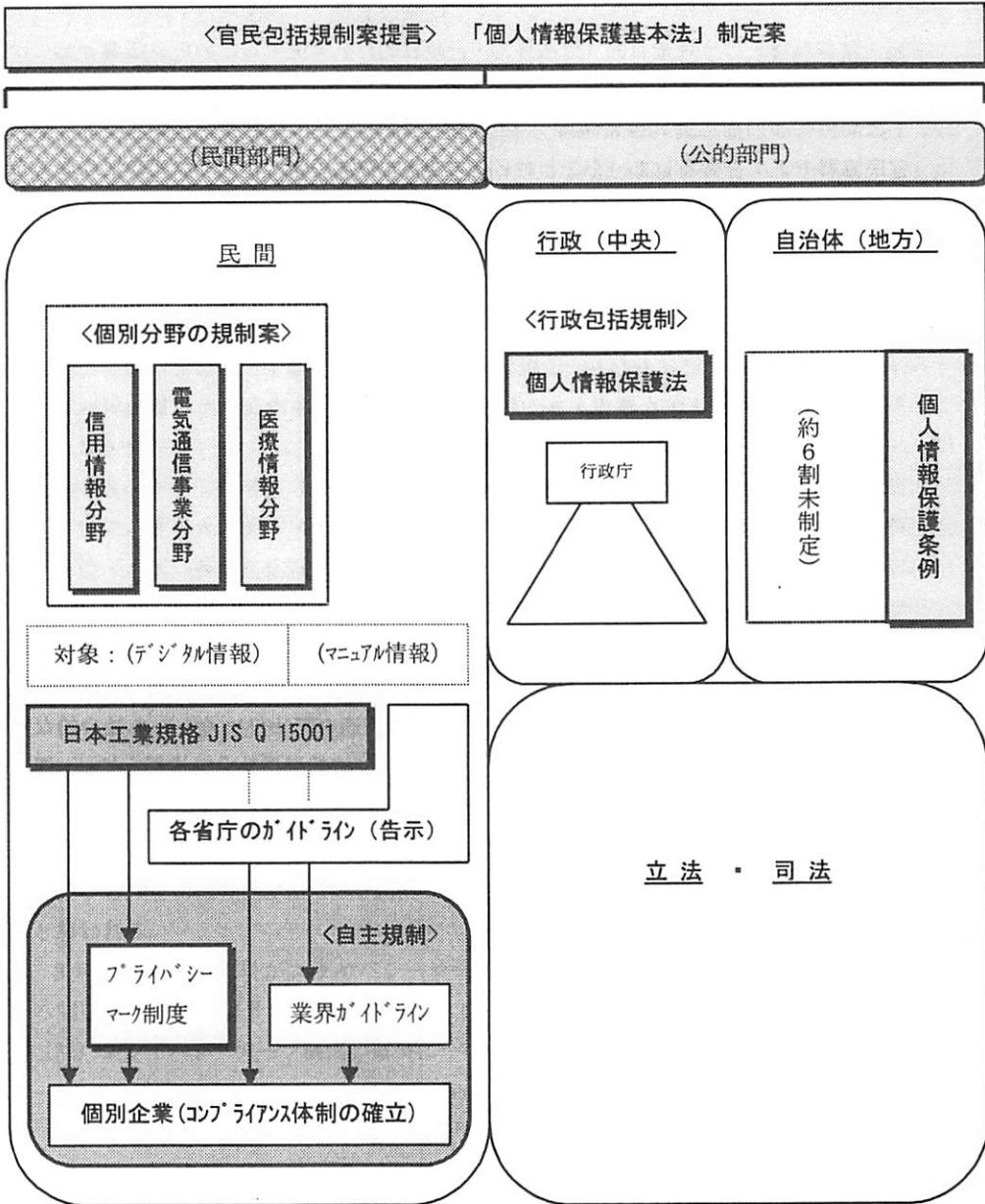
政府は、個人情報保護の在り方を総合的に検討するため、平成11年7月に個人情報保護検討部会を設置した。同部会（座長：堀部政男中央大学法学部教授）では、各方面のヒアリング結果及び座長私案を基に「我が国における個人情報保護システムの在り方について（中間報告）」と題する報告書を取りまとめ、平成11年11月19日小渕首相に答申した。

同報告は、「個人情報保護に関して民間による自主的取組みを促進するとともに、法律による規制も視野に入れた検討を行っていく必要がある」との政府の基本方針を受けて、個人情報保護に関する基本原則等の確立のため民間部門と公的部門の両方を包括する基本法の制定（従来のセグメント方式とは異なるオムニバス方式を採用）と法規制が導入されていなかった民間部門については、従来大蔵省と通産省が検討していた信用情報分野で法規制を導入することを確認したほか、新たに医療情報分野、電気通信分野において個別法を制定することを提言し、個別分野ごとの法規制導入という従来のポジションを維持しつつ、より積極的な法規制に踏み込んでいる。さらに日本工業規格「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項（JIS Q 15001）」と第三者認証制度（プライバシーマーク制度）を活用するなど民間の自主的な取組みを政策的に誘導していく日本独自の個人情報保護システムの構築を提言している。

そのねらいとするところは、「国際的な議論との整合性」を図りつつ「保護の必要性和利用面等の有用性のバランス」と「技術革新の進展等による個人情報利用の分野の拡大と高度化」に対応することにある。

なお、図表7に我が国の個人情報保護システムの全体構造を図解したので参照頂きたい。

<図表7> 個人情報保護システムの在り方（個人情報保護検討部会中間報告を基に図解）



### (3)個人情報関連施策に対する私見

- ・個人情報保護という政策目的（立法目的・行政目的）を実現するための立法論としては、第一に法規制の領域と自主規制領域の分配の在り方が重要である。自主規制領域においては同報告書の描く個人情報保護システムが官民一体として機能するよう民主導型の官民協調モデルを構築していくことが必要である。特に民間においては実効性のある自主規制を実施することで、ビジネス一般への萎縮効果を伴う過剰規制を抑止することが重要である。
- ・プライバシーマーク制度の活用により限界事例を多数集積することで法規制の弊害を示す立法資料を提供することができる。一方で同制度の運用により自主規制が機能しない領域を明示することにもなり、法規制の必要な範囲を明確化することができる。多種多様であり、かつ多面的な要素をもつ個人情報の保護と利用の在り方は自主規制を先行させ、関連資料を収集・分析しながら慎重に法制化に着手していくべきであろう。
- ・ボーダレスなネットワーク社会においては、一国の法規制にも限界があることから、民間レベルの非権力的なアプローチを尊重しながら、個人情報保護の基準等について国際的な調和を模索していくことが重要となろう。その意味において日本のプライバシーマーク制度と米国のBBBオンラインマークなど民間第三者認証制度間の相互認証なども促進すべきである。
- ・個人情報保護の問題は、個人（情報主体）の立場に立脚し、その利益と権利を守るという視点が重要であるが、一定の自由かつ円滑な情報の流通を認めていくという社会的な視点もまた重要であり、保護一辺倒に傾くことは健全な高度情報通信社会の進展を妨げ、様々な問題を引き起こしかねない。一切の侵害を許さない領域と様々な価値との調整を図るべき領域を見極めて、経験を積み重ねながら対応していくべき要素を多分に有しているということを認識すべきであろう。

## 7. 自主規制の動向

### 7. 1 プライバシーマーク制度の活用

1998年4月、財団法人情報処理開発協会（JIPDEC）は、民間の自主的な取組みとして「民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護に関するガイドライン」（平成9年3月4日 通商産業省告示第98号）に即した社内体制が構築されていることを認証する「プライバシーマーク制度」を創設し運用を開始した。社団法人情報サービス産業協会（JISA）においては、JIPDECの指定を受けて、同年8月より会員向けにプライバシーマークの審査を行う付与認定指定機関として活動を始めている（注）。

その後、1999年3月に日本工業規格「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項（JIS Q 15001）」が制定されたことに伴い、JIPDECではプライバシーマーク制度の審査基準をJIS Q 15001に変更することを宣言し、改めて1999年4月より運用を開始した。これによりプライバシーマークの付与認定を受けた事業者（以下、「認定事業者」という。）は、即ち、JIS Q 15001 準拠の個人情報保護体制を確立した事業者を意味することになった。第三者であるJIPDECが認証することによって社会的な信頼性が担保され、事業者間取引における外注先の選定基準として機能すること、消費者に信頼と安心感をアピールする機能が期待されている。特に取引相手が見えないネットワークビジネスにおいてその効果が発揮されるものと思われる。

また、認定事業者が個人情報の流出事件を起こしそれが明らかになった場合は、プライバシーマークの取消が検討され、取消が決定された場合は、プライバシーマークの使用契約は解除され、同時に当該事業者名等がJIPDEC及び付与認定指定機関のWebサイトを通じて広く公表されることになる。すなわち、任意的なルールにすぎないJIS Q 15001であるが、プライバシーマーク制度を活用することによって「公表」というサンクションを有することになり、法令による罰則に準じる民間の制度として一定の機能を有するものと思われる。

3月1日現在121社がプライバシーマークを取得しており、昨今の個人情報保護に対する関心の高まりを背景に申請企業が増えている。

（注）プライバシーマーク制度の概要については、（財）日本情報処理開発協会の下記サイトを参照されたい。<<http://www.jipdec.or.jp/security/privacy/index.html>>

なお、（社）情報サービス産業協会における同制度のサイトは以下の通りである。

<<http://www.jisa.or.jp/privacy/index-j.html>>

### 7. 2 JIS Q 15001 の概要

#### (1)コンプライアンス・プログラム（CP）の意義

コンプライアンス・プログラム（CP）

=マネジメント・システム（管理システム）

「事業者が自ら保有する個人情報保護するための方針，組織，計画，実施，監査及び見直しを含むマネジメント・システム。」

## (2)規格（JIS Q 15001）のメリット

### a. 立法資料の収集に資すること

- ・ 自主規制領域と法規制領域の適正な分配のあり方
- ・ 過度な法規制の阻止（自由経済下における自由な情報流通の確保）
- ・ 法規制の必要性の確認（アウトサイダー事業者のあぶり出し）
- ・ 論点整理機能

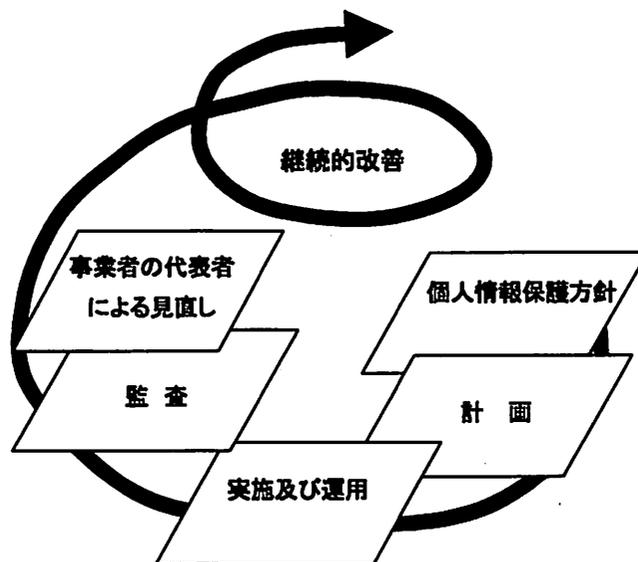
### b. コンプライアンス経営の具体的対応策の提示

「本規格は，自由，かつ，公正な競争を阻害しないこと」（JIS Q 15001 序文）

「本規格は，事業者の法的義務を増大・変更しない」（JIS Q 15001 序文）

## (3)コンプライアンス・プログラム(JIS Q 15001)の構造と機能

<図表 8> CPの基本モデル



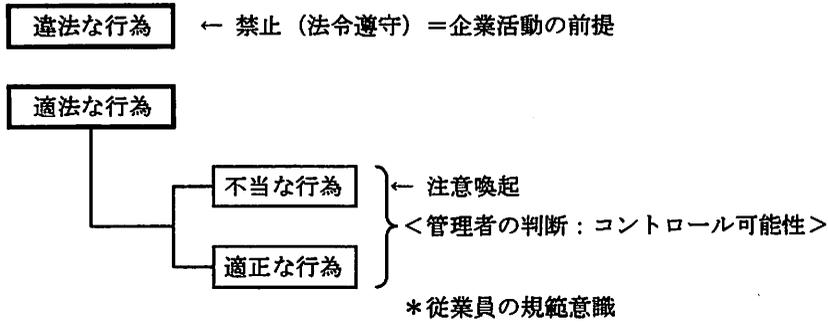
## (4) コンプライアンス・プログラムの機能（=法的リスク管理）

### a. 積極的機能（法的リスクの発見と未然回避機能）

- ・ CP策定時のリスク調査
- ・ 社内組織の確立と責任の所在の明確化
- ・ 社内規程の制定と各種計画書，帳票，マニュアルの整備

- ・実施及び運用ルールの確立（セルフチェックの実施）
- ・監査，教育の実施

<図表9>CPの役割の考え方

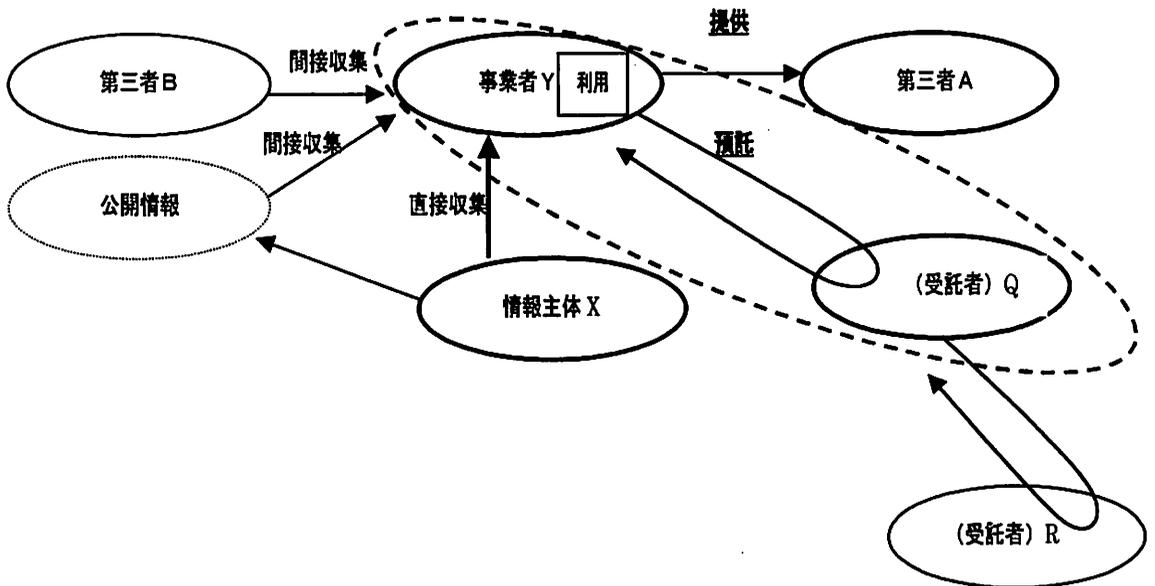


b. 消極的機能（個人情報流出に伴う企業経営への影響の最小化機能）

- ・事故時の緊急対応
- ・再発防止の説明（対情報主体，対顧客，対行政，対JIPDEC，対マスコミ，対社会）  
（故意ではないこと，組織の体質ではないことの説明，再発防止のアピール）
- ・訴訟等法的紛争の対応（文書管理等）

(5)コンプライアンス・プログラムにおける基本概念の整理

<図表10>JIS Q 15001における主要概念の整理



- ・「情報主体」(3. b) : 一定の情報によって識別される, 又は識別され得る個人。
- ・「事業者」(3. c) : 事業を営む法人, その他の団体又は個人。
- ・「利用」(3. j) : 事業者が当該事業者内で個人情報を処理すること。
- ・「提供」(3. k) : 事業者が当該事業者外のものに自ら保有する個人情報を利用可能にすること。
- ・「預託」(3. l) : 事業者が当該事業者外のものに情報処理を委託するなどのために自ら保有する個人情報を預けること。(→4. 4. 4. 3 d 「消去・返却」参照)

#### (6) 保護の手段 (情報主体の同意原則)

情報主体が, 収集, 利用又は提供に関する情報を与えられた上で, 自己に関する個人情報の収集, 利用又は提供について承諾する意思表示。

情報主体が子どもの場合は, 保護者の同意も得るべきである。

(なお, 禁治産者など行為無能力制度, 成年後見制についても考慮すべきであろう。)

#### (7) 救済の手段 (司法救済)

##### a. 収集時のルール (4. 4. 2. 4 , 4. 4. 2. 5 )

- ・個人情報保護方針 (4. 2)
- ・情報開示・訂正・削除請求権の明示
- ・収集目的の明示
  - 契約構成可能
    - 開示・訂正・削除に応じない場合 : 債務不履行責任
    - 収集目的外利用の場合 : 債務不履行責任

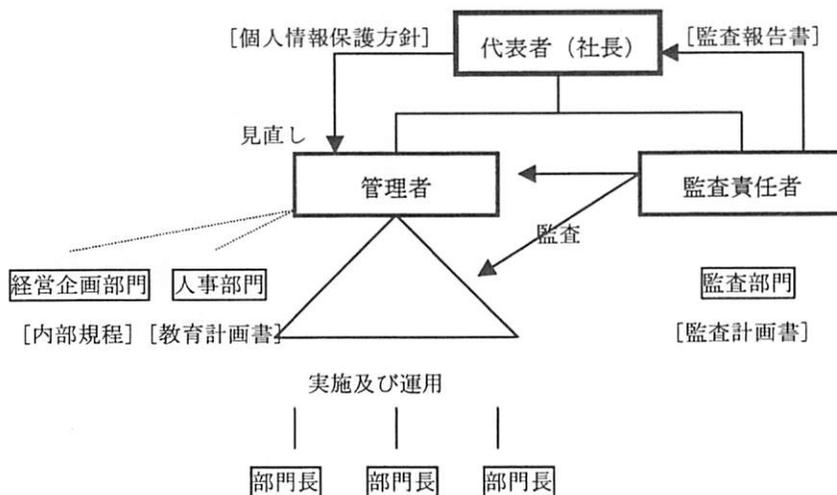
##### b. その他

#### (8) 利用と保護とのバランスの調整

- ・「預託」(3. l, 4. 4. 4. 3 委託処理に関する措置)
- ・「情報主体の同意」(3. g) の解釈 (黙示の意思表示など)
- ・「通知」(4. 4. 2. 4 直接収集, 4. 4. 2. 5 間接的収集) の解釈 (初回アクセス時の通知)
- ・「特別な規範」(序文) の適用
- ・「個人情報保護方針」(4. 2) の活用
- ・「預託」(3. l) の連鎖を許容 (但し, 委託者の責任について, 4. 4. 4. 3 委託処理に関する措置を参照)

(9) コンプライアンス・プログラムにおける事業者の内部体制（組織規程）

<図表 11>体制の構築



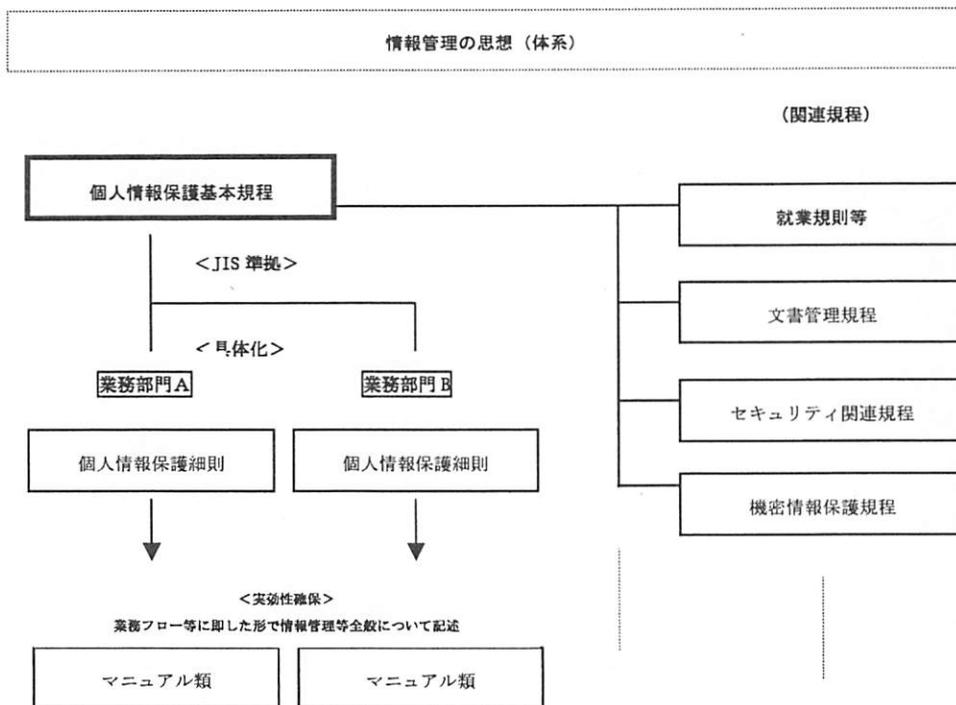
a. 必要的機関

- ・管理者 (3. d) : 事業者の内部において代表者によって指名された者であって、コンプライアンス・プログラムの実施及び運用に関する責任と権限をもつ者。
- ・監査責任者 (3. f) : 事業者の代表者によって指名された者であって、公平、かつ、客観的な立場にあり、監査の実施及び報告を行う権限をもつ者。

b. 任意的機関

個人情報保護担当者

<図表 12> 内部規程等の策定



## 8. 情報サービス取引における個人情報保護対策

### (1)ベンダ（受託企業）の対応策

#### a. 経営者の認識

- ・ 法的リスクの増大に対するトップの認識（→コンプライアンス・プログラム策定の指示）

#### b. 社内制度的アプローチ（社内六法の整備・マニュアル化・教育と監査の徹底）

- ・ サーバ管理規程の制定（社内のデジタル情報の利用と保護の調整）
- ・ 代理店、アウトソーシングベンダー、取引先、関連会社との整合性をもった管理規程の制定（標準規程の導入）
- ・ 携帯端末等で情報武装した営業社員のデータ管理（歩合制社員、契約社員のデータの帰属と管理の問題）
- ・ アルバイト、パート、派遣社員、請負の常駐社員などの管理

- ・雇用流動化に対応した情報管理（退職する社員を想定）
  - ・外注基準の制定と取引先調査の実施，契約による担保
  - ・テストデータなどの管理の徹底
  - ・集合教育+OJT+ネット教育システムの導入と教育用コンテンツの充実
  - ・システム監査の実施と監査ノウハウの確立
  - ・法的リスクに対応した個別のコンプライアンス・マニュアルの策定と業務マニュアルへの反映
- c. 技術的アプローチ
- ・監視プログラム（メールのモニタリングシステム，ログ管理・分析プログラム，アンチウイルスソフトを含む）などの技術的な措置の導入

## (2) ユーザ（委託企業）の対応策

### a. ベンダに対する労務管理，情報管理体制の強化の要請

一般にベンダは仕事の受注の調整を派遣社員，請負契約による常駐社員，パートタイマー，アルバイトなど外部要員によって対応している。そこには要員計画の視点はあっても，情報管理の視点が希薄であった。事例においても，預金者情報は派遣労働者により，自治体情報はアルバイトにより，各々持ち出されており，正社員以外の労務管理・情報管理体制にリスクがあったことを示している。また，請負契約による常駐社員に対しては，派遣社員と異なり，受け入れ企業側に直接の指揮命令権がなく，また，セキュリティ上遵守すべきルールの開示もなされていないことが多い。常駐社員がなら具体的な規範に直面することなく仕事をしてきたということは，情報管理体制上大きなリスクが存在してきたということである。

ここでユーザ側が行うべき（ベンダに要請するべき）具体的な対応策は，以下のよう  
な労務管理・情報管理である。

- ・実質的に直接指揮・命令しているなど派遣社員と同様であれば，派遣法の脱法行為ともなることから請負契約ではなく派遣契約とすること。
- ・開示可能な情報管理規程（セキュリティ関連規定，個人情報保護規定など）を文書にして，請負契約書や派遣契約書に添付し，請負社員及び派遣社員に遵守させるようベンダを契約で義務づけると共に，ユーザの施設内でも閲覧可能にすること。
- ・必要に応じて，請負契約，派遣契約にモデル誓約書を添付し，ベンダ側において派遣

先での守秘義務にかかる誓約書（契約書）を交わし、その写しを提出するよう契約で義務づけること。

・派遣社員、常駐社員に対して正社員同様に社内教育を行うこと。

b. ユーザにおけるベンダの選択基準と管理体制の強化

ベンダに預託した情報も必要に応じて第三者に移転されることがあり、転々と移転する中で流出リスクが格段に高まっている。対応策は、情報管理という視点からも事業者の選択基準を策定して、実際に調査してから取引を行うこと、取引開始後も定期的な調査を行うことである。

c. テストデータの取扱いの見直し

各種のソフトウェアの委託開発は直接請け負ったベンダだけで対応できるとは限らない。一般的には、要員と納期の関係で下請を用いるなど、階層的な取引構造により開発することが多い。このような階層的取引構造にあつては、テスト段階でも関係ベンダ間でユーザ情報をそのまま利用することがある。特に本番稼働を目前にすると情報管理よりも確実な稼働状況の確認を優先するあまり、ユーザ情報をそのまま使うことがある。それだけにユーザとしてはテストデータにいかなるデータを利用するか、また、ユーザ情報をそのまま利用する場合はその管理のあり方については厳格な態度で臨まなければならない。

対応策としては、でき得る限りテストデータに生データを使わせないことであり、使う場合にも可能な限り、個人の氏名等にマスクをかけるなどの加工を施したデータやダミーデータを用いること。また、生データによるテストを実行しなかったことによるバグの見落としについて過度にベンダの責任を追及しないこと。テストデータ用データの受け渡しに関する規程を見直すとともにベンダに対してもテストデータの管理規程の見直しを義務づけること。ベンダにシステム監査を実施するよう促すこと、必要に応じて第三者監査を義務づけること。安全対策実施事業所認定制度に基づく認定を受けたベンダに委託することなどが考えられる。

なお、上記3つのリスク対応策は、ユーザ、ベンダ、派遣事業者等情報システムの運用に携わる関係者間で、統一化、共通化した管理体制を築くことで実効性が強化される（JIS Q 15001、ISO9000などの規格参照）。

## 9. 今後の課題

### (1) 民間部門の課題

- ・個人情報保護のルール形成手続の明確化とコンセンサス形成の問題
- ・個人情報保護コンプライアンス・プログラムの具体的な構築ノウハウの集積
- ・セキュリティビジネス、認証ビジネス、安全対策コンサルティングビジネス、第三者監査ビジネスの普及
- ・簡易かつ安価な監視・管理プログラムの開発等技術的なアプローチの必要性とその制度への取り込み

### (2) 公的部門の課題

- ・公的部門の個人情報保護、安全対策、情報公開の徹底
- ・第三者認証制度及びマークの乱立による消費者の混乱の回避
- ・アウトサイダー事業者の取締り
- ・中小企業等のCP策定、安全対策などの支援体制の確立

### (3) その他

#### a. 背景（仮説）

個人情報保護に関する第三者認証制度の信頼性が向上し、第三者認証の有無が消費者の行動に影響えるようになった場合、電子商取引（特にB to Cの局面）における企業の「格付機能」を有する可能性がある。

#### b. 問題点

他国の個人情報保護に関する第三者認証制度がネットワーク社会のデファクト・スタンダードとなった場合、当該制度の基準の策定や運用のあり方が当該国家の消費者運動、選挙などの政治的動向、政策変更、思惑などに影響されないか。わが国の個人情報保護システム（中間報告）を統一的に運用し最大限機能させていくことが可能か、問題となる。

#### c. 対策

日本のプライバシーマーク制度と国外の有力な第三者認証制度である **BBB** オンラインマーク制度との相互認証を支援し、民間レベルでデファクト・スタンダード化を推進すべきであり、またかかる活動を通じて日本の発言権と基準の決定権を確保していく必要がある。

以上

\* 本稿は、以下の報告におけるレジユメを加筆修正したものである。

- ・事例報告「ネットワーク社会における企業のプライバシー問題」『セキュリティセミナー』(財)関西情報センター(2000年1月)
- ・「高度情報通信社会における企業の個人情報保護問題ーコンプライアンス経営(JIS Q 15001)の検討ー」毎日新聞社「個人情報保護問題社内勉強会」(2000年2月)

第1部パネルディスカッション  
「情報ネットワークとプライバシー」

[司会]

牧野二郎（弁護士、インターネット弁護士協議会代表）

[パネリスト]（発言順）

坂東俊矢（京都学園大学法学部教授）

米丸恒治（立命館大学法学部教授）

新保史生（財団法人国際通信経済研究所嘱託研究員）

丸橋 透（ニフティ法務部）

町村泰貴（亜細亜大学法学部助教授）

〈司会〉 弁護士の牧野二郎でございます。ネットワークの問題に関してはいろいろと興味を持って勉強させていただいております。

本日は、会場にも大変ご高名な先生方をお迎えしておりますので、このパネルが緊張感に包まれて前へ進むようにということで、事前の打合せはあまりせずに、私が尋問のように詰めていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

ご承知のように堀部先生が「個人情報に関する私案」をまとめられて、その後「中間報告」というのが出ております。これが今年あるいは来年の大きなポイントになるものと思われまます。それに対して、我々の様々な意見をそこに伝えていかなければいけないと思っておりますし、本日のパネラーの各先生方、専門家の皆さんは、非常に多くの経験と、あるいは情報とご意見を持っておられますので、そのあたりを本日のパネルの中心に据え、議論をそこへまとめることができればと思っております。

早速ですが、坂東先生に、ご質問と自己紹介も含めてお話をいただきたいと思っております。先ほどのご報告の中で、オンブズマンが非常にいい提案を国際会議の中でされて、それをご紹介いただいております。その意味で「オンブズマン制度」というのが、日本の制度の中で捉えられるのかどうか。さらに、それが今議論されているようなもの、あるいはEUの指令と、このオンブズマンの提案というものが、どのような関係になってくるのだろうか。事前に質問もせず直接伺って大変失礼かと思っておりますが、その辺を簡単にご説明いただければと思います。

〈坂東〉 オンブズマンとEU指令との関係いかんという先生のご質問に答える材料を本日は持ち合わせていません。ただ全体的な問題関心で言えば、消費者の視点からこの問題を考えるときに無視していけないのが、いわゆる消費者の情報社会における権利を主張していく際に、それが客観的な場所で評価される仕組みを何らかの形で組み入れていかなければ、その権利も、へたしたら絵に描いた餅にすぎないのではないかという認識だと思っております。

先ほどあった堀部先生中心に作られた「中間報告」の場合においても、いわゆる救済のあり方や、あるいは消費者団体などがいかなる形で仕組みの中に参加をしていけるか、という点については、まだ議論が必ずしも明確にはなっていません。それには、もちろんアメリカなどの例と違って、日本の消費者団体がこの問題にどのようにかかわりを持てるかということも、まだはっきりしていないというのも、1つにはあると思います。

なお「オンブズマン」ということが出ました。オンブズマンというのは、現実にはいろいろな形がありますから一概に言えませんが、北欧のそれは消費者団体そのものというわけでは、もちろんありません。一定の行政的な機能をもったものであります。しかし、オンブズマンの構成や運営に当たっては、消費者団体や消費者法の研究者、あるいは消費者団体にかかわる人たちの意見を反映する仕組みが制度としてできています。

もう1つ思い出しますと、個人情報保護についてのJISの基準ということがありましたが、国際的にはISOの基準というのがございまして、ISOの基準の決定等の背景には、例えばコポルコという消費者的な組織が中であって、そこで意見を反映されるという仕組みができています。こうした制度として、消費者の意見反映の仕組みができていているというのが、やはり評価すべき点ではないかなというふうに、個人的には思っています。

〈司会〉 補足として、日本でそれに匹敵するような消費者団体あるいは機構といったようなものは、現在考えられているのでしょうか。

〈坂東〉 現在は、率直に言うと、ないと思います。問題は、従って、個人情報保護やネットに関する問題が消費者問題であるという認識を持つ必要があります。もっとも、その前提として、例えば消費者契約法だとかPL法だとか、多数の消費者立法がありますが、その中に消費者団体が積極的にかかわっていくようになったのは、それこそ最近であります。先ほど申し上げたように、個々の民事法ルールというのが議論になってきてはじめて、その立法過程に参加しなければいけないのだというのが認識されはじめたというのが現状だと思います。個人情報やネットに関しては、消費者団体の中にそういう議論ができる専

門家を育成することも必要です。その意味でいけば、まだまだ具体的な動きという形にはなっていないという現状だろうと思います。

〈司会〉 ありがとうございます。

では、駆け足になりますが、続けて米丸先生に、ご質問を兼ねてお話を伺いたいのですが、95年のEU指令あるいはその後の通信の問題について、堀部座長の委員会にいる方々も含めて日本の財界人の方々が、指令を日本に持ち込むのは非常に厳しいと。財界としては必ずしも賛成できないというようなことで、ガイドラインとして通産省がある程度のみ込んでいると私は思っていたのですが、日本の財界人は必ずしもそのように考えているわけではなく、そのような法制度は大変困ると言っているように聞いているのですが、その辺については先生どのような考えあるいは感触をお持ちになっているのでしょうか。

〈米丸〉 確かにEUの場合は、官民を問わずに、法制度上かなり厳しい縛りをかけていますが、それが直ちに日本の企業とかその他の社会団体に一律に適用になるということになると、これまで想像していなかったようなコストがかかるわけです。コストがかかるし、場合によっては、現在行われているデータ処理の実態に対して大幅な見直しを迫られることになると思うのです。ですから、法規制では、あまりにもダイレクトすぎるといいますか、厳しすぎるといふ認識があるのだらうと思うのです。

それと比べるとガイドライン形式ですと、若干の適用上の柔軟性がありますし、場合によっては、直ちに適合しなくても制裁がないという意味では、軟着陸型といえますか、直ちにはコスト増も引き起こさないし、だんだん慣らしていくような形で対応できると思うわけです。従いまして、EU型の法規制については抵抗し、ガイドライン型で進めるといふことを主張しているのだらうと思います。

これまでも、データ保護に限らず、その他の行政でもそうですけれども、法的な規制でないガイドラインでいろんな局面で対応してきているわけです。そういうガイドライン型あるいは行政指導型のソフトなやり方に、日本の場合は官民共に慣れきっているということもありますので、今回もやはりその延長上で考えられているのではないかと考えています。

ただ、先ほどの報告の中でも指摘しましたように、そうした場合には、問題が起きたときの法的な強制ができませんし、白黒のけじめをきちんとつけることができませんから、そういう点では、ガイドライン型では問題ではないかと考えます。アメリカも自主規制に基づいてやっている部分があるわけですが、新保さんの報告でも出ておりますように、部

門毎の法的規制は前提としていますし、また、社会的に自主規制を監視する環境が、おそらく違うでしょうし、自主規制なるものに対しての厳しさというのも、社会的に違うだろうと思うのです。ですから、アメリカは自主規制でやっているとはいっても、それで日本もいいんだとは、必ずしも言えないというように思っております。個人的にはですね。

〈司会〉 もう1つ、ドイツと申しますか、EUの中で指令が国内法化していくなかで、ガイドライン的なものによるリードと申しますか、優良企業の競争力を保障してあげるような、何かそのような政策というのはあるのでしょうか。あるとすれば、それは国内法の縛りといったようなものと、どのようにリンクするのかという点が、よく見えないのです。

〈米丸〉 その点では、報告の中ではきちんと触れなかったのですが、EUの場合も法規制をする一方で、自主的な規制も活用していくという点は、指令の中にも入っております。行動綱領というのを企業に自主的に定めさせて、それを振興し促進させながら、法規制の及ばないところをきちんと対応していくという考え方がとられています。ですから、EUの場合は法規制が原則なんです。そういう自主規制も組合せながら使っているところが、正確なところだと思います。

その際、やはり日本の動向と同じように、プラスαのメリットが得られような第三者認証型のそういう自主的なパフォーマンスの認定というのも広げつつあると聞いております。たとえば、ドイツにおいては、メディア・サービス州際条約の中で、データ保護監査について言及し、データ保護について監査を受け、認証をすることにより、プラスのメリットを与えることが法令上も明確になっています。

〈司会〉 どうもありがとうございました。また後ほどお聞きしたいと思います。続けて新保先生には、最新のアメリカの状況などもお聞きして大変勉強になったのですが、ごく最近テレビの「ザ・スクープ」という番組で、アメリカの銀行がクレジットカードの情報を売っていると報道しておりました。アメリカの国民は、そのようなことはないというふうにインタビューに答え、知的階層に属するような人たちが、「それは違法です」とはっきりとテレビで答えていたわけですが、役人に聞くと「それは自由なんですよ」という話があって、クレジット情報あるいは取引情報、「クレジット番号」というふうに番組では言っていたものが自由に売買できる。その根拠は、個人情報や企業が、あるいは銀行が取ったときには、その銀行に情報に対する所有権があるので売買していいということを平然と言っていた。そういうシステムなのだということを聞いてびっくり

りしたというのが1つあります。

もう1つ、ラスベガスに関する報道で、ラスベガスのホテルに泊まってチェックインすると白いカードをもらい、ラスベガスで遊ぶとき、あるいはホテル内で遊ぶときには、全部そのカードを使う。決済は後ほど全部クレジットカードか何かで行う。そのカードを使って飲み物を頼んだり、賭け事をやったり、ショーを見たりすると、全部それが記録になり名簿に付いて、この客は金遣いがどういふところに荒くて、どういふところに慎重かというようなことが全部解析されて、例えば何かの大会があるときに、ダイレクトメールで呼び出すとか、様々なサービスを意図的に仕組んでいくということがあり、そのような点からすると、アメリカでは随分とプライバシーを保護しているように思っていたのだけれども、裏ではすごく怖いことを行っているというふうにも思ったものですから、その辺も含めて、新保先生から見たアメリカ観というか、プライバシーの問題というあたりを、もうちょっとお話しいただければと思います。

〈新保〉 特に最初の、クレジットカードを利用することによって記録される情報を、マーケティングに利用することを希望する企業に提供するということは、一般的に行われているようです。先ほどの **Equifax** や **Experian** 等の会社は、信用情報機関であるのと同時に、クレジットカードで消費者が購入した商品を調査する消費者調査機関としての役割も兼ねております。つまり、消費者の消費傾向に関する情報も収集して蓄積しているわけです。それを、例えば会員企業などに対して、マーケティングにそれらを利用するために貸し出すということも行われております。実際に、アメリカン・エキスプレスのカードの利用者が、アメックスのカードを使った事実を同社が収集し、収集した情報を消費者のカード使用履歴や消費情報として企業に提供していたという問題に対して、これはプライバシー侵害として不法行為が成立するのではないかということで訴訟を提起したことがありました。しかし、クレジットカードを使った場合、カードを使用するか否かは自らの自由意思に基づいて選択していることから、カードを使用して購入した消費事実は、自らが同意してクレジットカードの使用に関する情報を提供したことになるとみなされ、カードを使ったというその行為をもってして、個人情報の開示、つまり何を買ったのかという消費情報の提供に同意したことになるとして、不法行為が成立しないという判決が下されています。

つまり、クレジットカードの利用に関しては、個人信用情報の保護が法律によって定められており、収集した個人信用情報の取扱いについては公正信用報告法 (Fair Credit

Reporting Act) において本人の同意がなければ提供してはならないとされていますが、その一方で、許容目的の範囲内であれば、それらを利用してよいと公正信用報告法には定められておりますので、それを根拠に、広くクレジットカード等利用した場合に収集される消費者情報が、このような形で利用されているものと考えられます。

また、後者の、例えば純粋にクレジットカードではなく、加入することによって何らかのサービスや特典を得られるカードについては、日本でも広く使われております。例えば、様々な百貨店で「\*\*カード」というカードが発行されております。そのようなカードには、その百貨店内で買い物をした情報、例えば、どのような商品をどの売場でいつ購入したのかといった情報が逐一記録されているわけですが、同時に、マーケティングや顧客サービスの向上のために、それらの情報は利用されているわけです。そのようなカードを利用することによって個人情報を収集されたくなければ、そのカードを利用しなければ本来はいいわけですが、その一方で、このカードを利用しなければ、それによって得られる恩恵、特典等の利益を得られなかったり、そもそもサービス自体に加入できない場合もあるわけです。そのため、サービスを利用するにあたっては必然的にカードに加入せざるを得ない場合もあるわけですが、その際に収集される個人情報は、顧客へのサービス向上などの正当な目的があるため、これを一律に法律で規制するわけには当然いきません。従って、そこで求められているのが、様々な形で収集された情報の適正な利用と適切な保護措置を講じることなのです。そして、適切な保護措置を講じる際の判断基準として、消費者側にその判断基準を提供する手段が第三者認証制度であり、例えばプライバシーマーク等の「シール制度」なのです。

〈司会〉 そのときに、クレジットカードで、例えば決済できなかったといった事故情報があると思いますが、その事故情報が流れる、あるいは「ブラック」として売るというのは、それは不履行しているから仕方ないと思う部分もあるのですが、例えばクレジットカードを使って、どのような本を買ったかとか、1か月に本代として幾らぐらい使っているか、というような情報が流れていく。あるいは、どのようなところで遊んでいるのかということが分かるような情報までもが売買の対象になるということになると、大変怖いような気がするのです。この点について、事故情報とそれ以外の購入情報といったものは、今の日本の法制度では、ほとんど区別されていないような気がするのですが、その辺について、アメリカとの比較においては、どのようになっているのでしょうか。

〈新保〉 信用情報と消費者情報という区別については、例えば近時話題になっておりま

す個人情報保護法は、基本法として制定されることになり、さらに個人信用情報、通信関連の個人情報、医療情報等を個別に保護することが唱えられています。つまり、個別に特に保護が必要な個人情報は重要な情報であるということになります。その一つが個人信用情報といえます。個人信用情報が重要な個人情報なのは、その本人の与信判断をするために利用するために必要な情報が個人信用情報であり、つまり、その情報によって本人の経済状況が明らかになってしまうことから、個人信用情報の保護が重要であると考えられているのです。一方、消費者情報というのは、どのような商品を購入したのかといった消費傾向に関する情報です。これはわが国では、どうやら個人信用情報に含めて考えられているようですが、厳密には、消費者調査によって得られる消費情報と与信判断に用いられる信用情報とは、本来は区別して考えるべきだと思います。

しかし、両者とも本人の経済活動にとって非常に重要な情報でありますから、特に資本主義社会において、経済活動に関わる個人情報というのは、本人の社会生活上極めて重要な情報となっています。

また、クレジットカードは大量に発行されておりますので、ブラックリストに誤情報が登録されるような誤った情報が発生するという問題も当然あり得ます。特にアメリカはクレジット社会ですから、クレジットカードがなければ社会生活ができないとも言われます。そのため、クレジットカードの大量発行に伴う誤情報については、既に上院小委員会において、1973年、75年、80年、91年と、何度も公聴会が開かれておまして、誤情報発生に起因する問題を解決しようという試みがなされてきました。また、連邦取引委員会も、この問題について、連邦公正信用報告法の改正による解決の必要性を唱えてはいるのですが、クレジットカード業界や信用報告業界の活発な議会への働きかけなどの活動のために、現在に至るまで改正は実現していません。

〈司会〉 おそらくその部分についても、今度の個人情報保護法のあたりでは大蔵省関係で議論されるべきことなのだと思いますけれども、ありがとうございました。

それでは通信業界といえますか、プロバイダーの代表的な立場でいろいろとプライバシーの問題についての理念的なものも含めてかなり積極的に推進されていて、いわばオピニオンリーダー的に活躍されている方として丸橋さんがいらっしゃいますので、ニフティの立場も含めて、現在の通信事業者等々に関するプライバシー問題というのを、若干、ご報告というかご説明いただいて、またちょっと質問したいと思いますので、よろしく願います。

(丸橋) まず通信事業者の取り扱う個人情報に関して、個別立法で保護しましょうという話があるのですけれども、私は反対といいますか、当惑しております。といいますのは、通信事業者というのは、通信の秘密の保持義務というのが課されています。これに違反すると刑事罰まであるんです。一方、発信者の情報は、通信の内容の外延情報として秘密の通信扱いです。ですから、こと発信者情報という点に関しては、すでに規制済みなんです。発信者情報という属性を取り払った個人情報というのは何かというと、単なる顧客情報なんです。単なるといたら、誤解されるかもしれませんが、純粹に顧客情報の部分。純粹に顧客情報の部分というのを、なぜ通信事業者だけ規制しなければいけないか。どうせやるのだったら、あらゆる顧客情報全部に関する規制をすべき、というほうが、理屈は通っているのではないかな、ということを個人的には思っています。

個人情報保護の基本法の中で、個人情報に関するものを、個人の利益と考えるか、請求権として構成するかという話ですけれども、これはちょっと請求権としては難しいのではないかなというのが、今のところの私の考えです。請求権構成されてしまいますと、救済手段というのは直接に付いてくるわけですけれども、本当の個人のプライバシーの暴露とか、そういうものは個人情報保護を請求権として構成しなくても普通の不法行為で十分裁判で勝てるんです。牧野先生が取り扱われましたニフティの掲示板における「プライバシー暴露事件」、お医者さんの診療所の電話番号・住所だったわけですけれども、あれはお医者さんの診療所の電話番号と住所というのを請求権がある個人情報として捉えなくても、普通の一般不法行為で損害賠償請求できる。掲示板にアップした人というのは、明らかに医者に対する嫌がらせの電話がかかるということを予期してアップしているわけですから、嫌がらせ目的の不法行為としての診療所の電話のアップという構成で、十分救済はされるわけです。

ところが、マスで取り扱われている個人情報の漏洩等の事故の場合はともかく、利用の仕方が悪いということで消費者の方々から請求権構成で民事的な救済手段を求めて裁判を起こされたときに、損害って何なんだとか、議論しだすと、非常に難しい問題になると思ってます。差し止めるぞと言われたときに、では、その差し止めの範囲はどうか、どういう使い方がいけないとされるのか大変難しいのではないかなと思っています。

それから、裁判というよりも自己情報の訂正権なり、利用中止権なりというアクセス権的なものの実務的な取扱いについても難しい問題があります。これも先ほどの消費者のところで、電子的手段でそういうアクセス権を保障しなさいというお話がありましたけれど

も、電子的手段で自己情報の開示権や訂正権を保障するという事は、電子的手段でアクセスを求めてきた人の本人確認がきちっとできないと、これはまた二重のプライバシー侵害という事故が起きてきてしまうわけです。つまり、事業者が持っている電子的な個人情報の開示・訂正・利用中止を請求してきた人が、本当に本人かどうかということが確認できないと、なりすましでかってに情報をいじくられてしまったらまずいということがあるわけです。事業者としては、最初に本人から提供された情報を、本人からのアクセスが確認できる手段を取らずに、かってに訂正させるわけには、逆にいかないんですね。

**Web** 上などオープンな環境で個人情報を事業者に提供した人に関するアクセス権を認めるというのはどういうことかということ、ソーシャル・セキュリティーじゃないですけども、電子的に国民全体の本人確認が確実にできるような仕組みがないと、こわくてやれない。

現実に、**Web** ページで、任意ベースでとったアンケート応募者の個人情報とか、コンテストの応募者の個人情報について、消してくれという要求では無く、訂正してくれという要求があったとしたらどうするかということ、本人確認が困難なため、訂正では無く、いきなり消すしかない、そういう実務になってしまいます。

それから、子供の個人情報という問題もあります。たとえば、子供の個人情報に関して親の同意がいるという原則で、アメリカでは「子供のオンライン上のプライバシー保護法」(Child On-line Privacy Protection Act[1998]:COPPA)という立法をして規制を導入しました。通常の個人情報の保護とは大きく異なる点として、子供の個人情報について親のアクセス権を認めろ、という規制をしているのですけれども、じゃ、子と親の関係というのをどうやって認証するのかという問題が出てきてしまうのですね。そのへんは、**COPPA** のレギュレーションでも非常に苦勞している。ある程度見切り発車的な運用をするようでも、本当に突き詰めていくと、そういうアクセス権的なものを追求すれば追求するほど、逆に別なプライバシー侵害の問題が出てきてしまうというパラドックスがあるというようなことを思っております。

〈司会〉 ニフティでは、プライバシー保護に関する方策として、理念的なものを何か出しておられるという話をお聞きしているのですが、一言だけその点について説明していただけませんか。

〈丸橋〉 理念的というよりも、私としては実務的なものだと思っているのですけれども、世によく言われるプライバシー・ポリシーを公表しなさいと言われる、そのプライバシー・

ポリシー的なものとして「@nifty 個人情報保護ポリシー」というのを掲げております。これは理念的といえ、OECDの8原則的なものを並べたものではあるのですが、その中に1つ、ダイレクトEメールに関して「オプトアウトの方針である」ということを明確に出しています。オプトアウトというのは、メール・プリファレンス・リストを用意してあるので、ニフティのほうからは収集した情報についてニフティのサービスなり提携する事業者のサービスを紹介するようなダイレクトメールを送りますよ、というのを方針として掲げているわけです。但し、それはメール・プリファレンス・リストをちゃんと整備しますので、一度送ったときに「いやだ」という申し出があれば、すぐリストからはずしますというような形で、そこに実務的な特徴を入れています。

〈司会〉 いろいろとお聞きしたいことが山ほどあるにもかかわらず、時間があまりないので、今までの議論をお聞きになって、ネットワークの専門家といった立場でいろいろと議論があるのではないかと思うので、町村先生に助けていただきたいと思います。町村先生から見て、今までの個人情報保護をめぐる各国の動き、あるいは通信事業者のニフティの考え方などを踏まえて、問題点といいますか、注意すべき点というのがあったら教えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

〈町村〉 亜細亜大学から来ました町村です。これまでの議論を聞いて、聴衆代表として何か言えということだと思うのですが、このシンポジウムの題名が「情報ネットワークとプライバシー」という非常に広い範囲をカバーするものになっていますけれども、問題の焦点はやはり電子商取引をめぐるプライバシー問題、個人情報保護の問題に絞られてきているような感があります。

たまたま牧野先生がおっしゃったように、堀部先生の座長私案が出された直後ということもあって、それを軸にパネリストの方々も議論を展開し、またここでの議論もなされているわけですが、もう1つ、「プライバシー」という言葉は、電子商取引に限られたものではありませんで、特にネットワーク社会におけるプライバシーということを見ると、ネットワーク社会の中で、各我々利用者がどのように自己実現していくかということが重要なタームになってくるわけです。自己決定権と言い換えてもいいかと思いますが、そのような側面から、問題をどのように捉えるべきかということ、ご報告を聞きながらつらつらと考えていました。詳しく論じる時間がないので、結論だけ言いますと、電子商取引の局面では、やはり個人情報を「利用する側」と「利用される側」との対立軸でものごとを進めがちです。スパムなども、そういう形で議論されるわけですから

ども、そこにはやや単純化された図式があるのではないのでしょうか。利用される側からすると、プライバシーに対する思い入れとか、精神的な保護を求める「動機」みたいなものが、もう少し複雑で、単に財産的な保護を求めるといったレベルのものではないということを考えに入れた上で議論を展開できないかなど、そんなような感想をもちました。

先ほど丸橋さんが「どのような損害があるのだろうか」という話もされましたけれども、確かに財産的な損害というのをプライバシーに関して考えると、せいぜい慰謝料しかない。日本の裁判実務からすると、慰謝料というのは非常に安いですから、高くても100万円とか200万円程度のお金ということになってしまっていて、あまり迫力のある話になりません。しかし、プライバシーというのを財産的な価値だけで計るものではないような気がしているわけです。

もう一つ、「オンブズマン」のことについても言及がありました。もちろん坂東先生はご承知のことだと思いますが、改めて確認しておく必要があるのは、日本でオンブズマンというと、市民オンブズマンというのがすぐ思い浮かびます。市民オンブズマンというのは結局、市民の立場から行政を監視したり、行政に対して働きかけをしたり、場合によっては裁判も起こすという、非常に党派性のある存在です。しかし一般にオンブズマンというと、もう少し中立的な、紛争処理を司る機関としてのオンブズマン、そういう性格もあるわけです。同じくオンブズマンといっても、その中に、党派性のある存在と、中立的な存在と、両方の機能が期待されるとすると、それを両立させるというのは大変難しい問題になってきます。そこには限界があるでしょう。消費者団体というのは、これまで両方の機能を果たそうというふうにしてこられましたけれども、どちらかというと党派性のある存在として機能してきました。

個人情報保護に関するオンブズマン制度を考えるにあたって、座長私案の中でも少しだけ触れられていますが、党派性のある存在と中立的な存在の両方の機能が混在してきているようです。それでは限界もあるので、やはりADR的な側面、裁判外の紛争処理機関として機能させることを考えると、もう少しそれに純化した組織である必要があるのではないか。そんな感想をもちました。

ただし、ADRとか、第三者機関とかいうと、非常に批判を浴びることもあります。特にプライバシーのような、個人の尊厳に関わる原理的な権利関係について、実定法的な価値を曖昧にして妥協を強いるような存在になってしまうのであれば、本末転倒でしょう。

これも丸橋さんに対する反論みたいなことになってしまいますけれども、請求権構成を

するのはよくない、行為規範として捉えるべきだというお考えに対しての問題ですが、ADRにしても、行為規範にしても、その背後に法的強制というものが控えていてこそ実効化するわけです。それから、坂東先生のご報告の中にも出てきましたけれども、最低限、契約によっても処分されないような権利といいますか、個人情報をいくら開示するといっても、これ以上は契約によっても自由な処分を認めてはいけないという、そういう領域というのがありますね。そういった領域というのは、行為規範のようなところで処分されてしまっても、消費者なり利用者は法的に保護を求めることが必要ですし、その法的に保護を求める手段というのが十分実効的なものがなければならないというふうに思います。

もう1つ、契約で保護すべきというふうにされたレベル、あるいは行為規範として保護すべきとされたレベルのプライバシー保護に関しても、ADRが実効化するの、それが入れられなかったときの法的強制というのが実効的であるときに、はじめて可能になるものですから、その意味でも、法的な強制が可能であること、団体訴訟の導入とか差止訴訟を起こしやすくする工夫とか、そういったようなことは、どうしても落とせない論点ではないかなと、そのように考えております。

〈司会〉 大変貴重な意見をありがとうございます。個人情報保護法制については、そのような点を十分に見ていかないといけないのだらうと思いますし、様々な点で議論を行わなければならないと思います。

もう一度、米丸先生にご意見をいただきたいのですが、我々がどうしても個人情報を考えるときにベースになるのが、やはりEUの指令のように思うのです。EUの指令の背景には、電子商取引やCookieの問題、あるいは無料パソコンを配って云々とか、それらに関連するデータを見るというようなことがあります。もちろん当時はCookieのようなものはなかったのですが、非常に進んだ制度のように思いますので、射程距離はどの辺りにあり、現在の進行状況として、先ほど先生のお話のあった実際の行動綱領といったようなところで盛り込んでいるのか、その辺について教えていただければと思います。

〈米丸〉 95年の指令自体は、もともとの基本的な骨格がつけられたのは90年代前後です。まだ現在議論されているようなインターネットを使った電子商取引とか、各種の情報サービス等のやりとりは、そう広くは浸透していない段階だと思うのです。ですから、あくまでも大型の汎用機を使った個人情報の処理とか、あるいは個人情報のファイリングに焦点が当てられていたわけです。しかしながら、それは報告の中でも述べましたように、社会の中の個人データに関する考え方が背景にあって、原則としては個人情報については

自己コントロールをきちんとさせて、他人にかつてに収集されたり、あるいは転用されたりすることのないような原則というか、そのようなものの考え方でいくという背景があったから、ああいう制度ができているのだと思うのです。

個人情報の自己コントロールという考え方があるからこそ、先ほどニフティの事業者の立場からは、ちょっと抵抗があるというご趣旨だったと思いますが、訂正とか、修正あるいは削除要求というのが、やはり問題になるわけで、背景には、そういう個人情報をめぐる非常に原則的な考え方というのがあったと思います。

それが今の電子商取引等については対応しないものですから、97年のものは電気通信事業だけですけれども、そういう分野を特定してきましたし、あと報告の中で触れられませんでしたでしたが、ドイツの場合は、電気通信事業だけでなく、ネットワーク上のサービス提供全般にデータ保護の規制を被せる「テレサービス・データ保護法」(Gesetz über den Datenschutz bei Telediensten; TDDSG)という更に別の特別法ができておまして、そういう動きも一般的なデータ保護、それから電気通信分野のデータ保護、さらにその上に被せるサイバー・スペースの中のサービスに被せられるデータ保護というふうに、社会の環境の変化によって対応策は変わってくる。あるいは打つべき手を打ってきているというのが、ヨーロッパの、たとえばドイツの例だろうとっております。

〈司会〉 そろそろまとめなければならないので、もう一言、米丸先生にお願いしたいのですが、ドイツの様子を見ていますと、規制が非常に先行しているというか。今になってアメリカが大慌てしているように私は思っているのですけれども、それよりも先に各種規制法ができていて、規制の早い国だなという意味で、ちょっと息苦しいような気もしなくもないのですが、その点についてはいかがでしょうか。

〈米丸〉 その点は、実はEU指令でも、規制は被せると同時にデータの自由な流通を確保するという関心があるのだというふうに申し上げましたけれども、ドイツの場合も、先ほど申し上げたサイバー・スペースの規制にしても、あれはもともとは情報化社会に対応するための、情報サービスをさらに促進するための基盤整備の法制度としてできているわけです。ですから、考え方としては、情報をやりとりしたり様々なサービスが展開されていく上でも、必要最低限守らなければいけない規制として理解されているのだと思います。

ですから、ガチガチに規制をかけまくって息苦しいということではなくて、サイバー・スペースでも、国民が安心して、様々な事業の展開に対して個人データを委ねることを確保し、経済的にはそういう事業分野を發展させていくための基盤整備として、政策的には

考えられておりますので、その点では、こうした個人データの利用について安心して個人データを委ねて、そこでのサービスを利用していくことができるような環境を目指している国際社会の流れが重要だと思います。そうした動きに日本が対応していくためには、守るべき個人データ保護の原則は、サイバー・スペースの基盤整備のための最低限のルールとして守るといふ、発想の転換がそろそろ必要な気もいたします。

〈司会〉 そうすると、日本の法制度の策定についても、基盤整備、情報の流通という2つの側面についてについて考えながら進めていかなければいけないということになるわけですね。

〈米丸〉 そういう意味では、非常にバランスが大切かなという感じがいたします。

〈司会〉 最後にまとめとして、坂東先生は、いわゆる我々が個人情報、個人情報と言っている問題について、先生の場合は「消費者」という言葉が付いて、消費者個人情報保護として消費者の保護の側面から、この法律に対する、あるいは法制度に対する思いがあるようなので、最後にまとめも含めて、どういう視点で、堀部部長が進めているような議論をご覧になっているか、ご意見いただけますでしょうか。

〈坂東〉 まとめをする能力は全然ないので、あとで牧野先生にまとめていただけたらと思います。まず先ほど丸橋さんもおっしゃったとおりですが、おそらくどういう形の議論がネットワーク社会も含めて必要であるか。例えば「同意」の問題あるいは「訂正」の問題、それらについてはほぼ共通の土俵ができつつあると思うのです。そして、土台作りについてこれ以上細かい議論をするよりも、そろそろどう具体化していくのかという議論が、いま私たちに求められていると思うのです。その参考資料は、EU指令でも、アメリカの様々な規定でもいいのだと思います。問題は、枠組みを実現するために、誰が、どんな役割を果たして、その前提として、それが権利構成としてあったほうがいいのか、一定の利益という形で実現されるのがあるのかということについて、わが国の個々の消費者あるいは私どものプライバシー感も含めて決断をする。それが今求められている時期ではないかなという気がします。その際に、消費者にかかわる問題である限りは、できるだけ分かりやすい形で議論の整理をすることも必要でしょう。

それから、もちろんそのときに、どういう選択肢を取ったとしても、ドラスティックなものごとバカッと変わるということではないだろうと思うのです。例えば、先ほどご指摘のあったネットの上での様々な消費者に手段を与えろということ、スカンジナビアのオンブズマンの人たちが主張されていますが、これもおそらく丸橋さんから適切な指摘のあ

ったとおりで、もし全てのことをそこで実現していこうとなれば、個人認証の仕組みとか、もちろん必要なわけです。但し、おそらくそこでオンブズマンの人たちの頭にあったのは、ネットワークの上で本当にその人が提供しているかどうかということの確認もなくオンラインで個人情報が取られているじゃないか。あるいは、私が研究室で学生に「こんなすごいエッチなページがあるよ」と見せたのを私が見たとしてどこかに残っていたら、私はあとで困るなという、そういうレベルできつと問題になってくるのだろうと思うのです。情報を事業者が提供を受けたり、収集するときには本人確認を必ずしもしていませんよね。ところが苦情受付になると本人確認がなければ切ないにもできないというのでは、バランスがとれていないという素朴な平衡感覚です。ある枠組みができたときに、それで全ての解決がつくわけではない。但し、やはり可能な対応については積極的であってもいいのかなというふうに思っております。

全然まとめになっていませんので、牧野先生、最後ちゃんとまとめてください。お願いします。

〈司会〉 私の質問に対して前向きにお答えいただき、本当にありがとうございました。

この問題を弁護士の立場から考えると、プライバシーの問題は注意をしないと非常に取り扱いにくいもので、非常にエキセントリックになってしまうという部分もあるため、プライバシーの問題で悩みはじめると、精神的にノイローゼになってしまうというようなことも多々あります。その意味では、プライバシーの問題というのは、背景的には、この社会の情報コントロールの信頼性を確保し、安心して情報社会に入っていけるというベースを作り上げるということを認識していくことではないかと思います。その意味で、現在、「枠組み」という言葉や、「決断」をすべき時期にあるというお話をお聞きしました。丸橋さんを別に非難するわけではないのですが、やはり私たちが「プライバシーは幾らか」という視点から、「プライバシーは幾らだ」、だから強いのだという議論ではなく、わが国の昔からの伝統的なプライバシーに対して大変オープンな姿勢というのも、どこかで守っていきたいし、逆にストーカーのような行為のきっかけになるような情報提供について、的確に規制していきたいと考えています。

その意味で、堀部先生の私案、あるいは中間報告を見ても、問題点が山ほどあるということは認識されているのですが、もう一步、決断をしなければならない時期なのだろうと思います。その決断のためには、口幅ったい言い方ですが、コンセンサスというのでしょうか、我々がもっと声を出して、プライバシーに関する議論をしなければならないのだと

思います。

この会場に来ておられる某先生に、かつて私がご相談申し上げて「プライバシーって何でしょうか。僕は法律家でありながら、プライバシーの概念をきちっと定義できない。」と言ったときに、「情報法学の観点からは、プライバシーというのは、場所と時間とツールを限定して、そして自己情報をコントロールしていくということなんだよ。」という話をしていただいたことを、今でも覚えています。その意味では、各人がプライバシーとはどういうものなのかということを明確に突き詰めていって、なおかつ安定的な制度をつくるためには、堀部私案なり中間報告をもっと我々は徹底的に批判しながら、あるいは評価しながら、いい制度ができるように頑張っていかなければいけないと思います。その意味では、我々が主体的な市民になっていく、あるいは消費者になっていく契機ではないかと思えます。

以上でパネル・ディスカッションを終わりにしたいと思います。(拍手)

## 「法情報 XMLに関するアメリカ合衆国の研究開発動向」

弁護士 小 松 弘

小松でございます。きょうは、法情報に関する XML についてアメリカを中心とした研究開発動向をお話することになります。時間を 30 分いただいておりますので、最初の 10 分で、いわゆる Legal XML というプロジェクト、ここは法情報の XML の開発の中心となっておりますので、これについてお話しいたしまして、次の 10 分間くらいで、少し枠を緩めて XML がらみで、かつ法律がらみの周縁的な動きについてお話しさせていただきます。最後の時間で、もうちょっと枠を広げまして、データベース一般についてのお話ができるばと考えております。

(機械が立ち上がっておりますので、少しお待ちください)

### \* 概 要

まず、XML について、一言で言えば、これは "Extended Markup Language" ということで、次世代のインターネットの標準技術になるといわれるものです。インターネットのホームページでは HTML (Hyper Text Markup Language) というきわめて簡略化されたものを使っておりますが、これの機能を強化したもの、ということで "extended" といわれています。

### \* XML 関係情報のポータルサイト

XML の関係の情報を収集したいという場合には、非常に動きの速い分野なので、紙ベースの文献はほとんど役に立たない。例えば、今日皆さんにお配りしたレジメは1月前に準備したのですが、きのうリンクをチェックしましたところ、1割ぐらいが既に使えなくなっていて、基本的に情報収集というのは、インターネットとか、メーリングリストとか、そういったオンラインのものに頼らざるをえないという実情があります。

その場合のポータル・サイトといえますか、ここからスタートすると大変都合がいいというのが、OASIS です<<http://www.oasis-open.org>>。これは某社のワープロとは何の関係もなく、もともとは SGML というマークアップ言語の情報を集積し、開発に当たる団体として設立されたのですが、最近では、SGML から XML の方に重点が移ってきております。

ここにある URL をつづいていただければ、行けます。非常に膨大な情報が丹念に根気強く集積されておりますので、大変使いでのあるところだと思います。

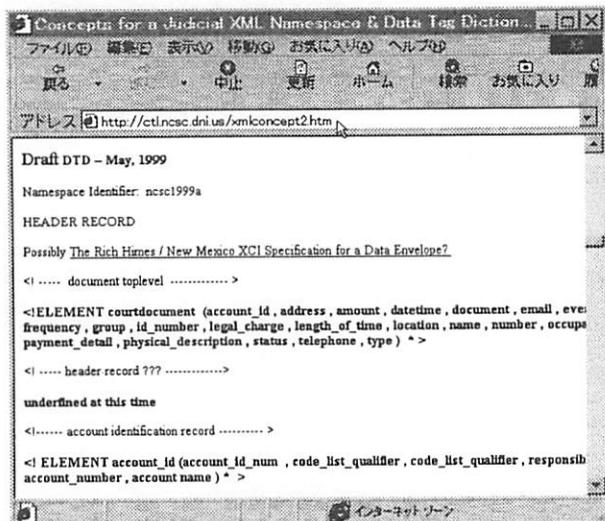
#### \*裁判所の事件処理情報システムと司法手続の電子申請化

##### National Center for State Courts

これは、アメリカの Legal XML というプロジェクトで、National Center for State Courts というのが中心的な拠点になっています (Concepts for a Judicial XML Namespace & Data Tag Dictionary)。州裁判所の全米センターということで、ここでとりまとめてやっております。

(あつ、動きました) ここがナショナルセンターです。

「Draft DTD」という画像が [図 1] ございます。



<<http://ctl.nsc.dni.us/xmlconcept2.htm>>

これは何かといいますと、NCSC とニューメキシコの裁判所で裁判関係の書類を網羅的に調査しまして、その構造分析をしたものです。裁判所で使うような文書、あるいは裁判所が外部の人たち、弁護士とか当事者の人たちとやり取りする文書には、どういう要素があるかというのを丹念に調べまして、その要素を抽出したというのが、この DTD (Document Type Definition) というものです。XML ご存じの方はお分かりだと思うのですが、ここで「ELEMENT」と書いてあるところが構造の定義。どういう要素があるかと

というのがここで定義されるわけです。XMLでは、この DTD というのを基本にしてマークアップを作ったり、あるいは処理をしていったりということになります。

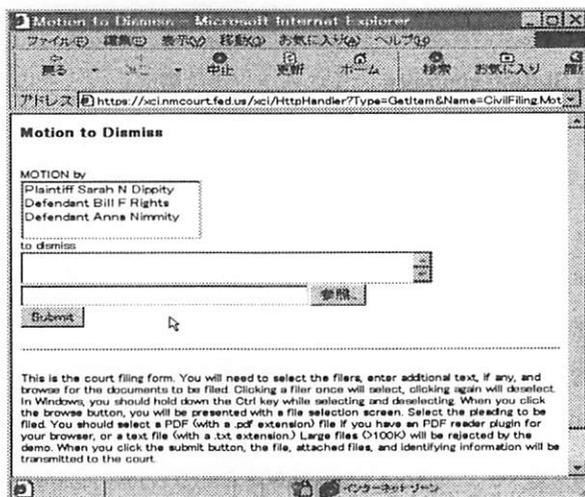
実際にアクセスしてみましょう。これが図に出ていいる Namespace & Data Tag Dictionary という報告書です。これは Lexis-Nexis がスポンサーです。

ここにありますが、adult criminal data table とか、civil data table。いわゆる刑事事件、民事事件、それから少年事件もあります。これは全部まとめたもの。こちらは裁判所の書類を分析した結果を、エクセルで、どういう要素があるかをとりまとめたもので、これをもとに DTD を作っています。

### XCI (XML Court Interface)

次が、XCI (XML Court Interface)というものです。これはニューメキシコの裁判所が1994年から電子申請、いわゆる裁判所に訴状を出したり、いろいろ書類をやりとりするのを全部インターネットでやろうというプロジェクトを開始しまして、1995年にはパイロット・コートとして実際の運用を始めています。

(これは今つながっているので見れると思います) ここですね。



<<http://www.nmcourt.fed.us/xci/xcihome.htm>>

advanced court engineering というのがありまして、ここでエレクトロニック・ファイリングというのが実際に運用されております。ただ、これ認証がかかっておりまして、つついてもオーセンティケーションが要求されるので、ここではちよつと見ることはできません。

このパイロットシステムは、もともと EDI (Electronic Data Interchange) という企業間の電子取引などでよく使われているものを使用して従来行われてきたのですが、EDI というのは、ご存じの方もあるかと思うのですが、非常に大きな仕様で、しかもシステムの開発にお金がかかる、維持も大変です。裁判ですと、一般の普通の市民とのやりとりが出てくるので、どうしても限界が出てくるわけです。EDI の場合、ローカルな取り決めを守らないとなかなかうまく運用できないという問題もあります。システムを作るのに非常にお金がかかるし、専門的な SE を確保するのは大変であるというような問題もごございます。それから、各ベンダによって多少違いがあつて、相互に読めそうで読めないということが出てくるわけです。そういったものを克服する技術として XML というのを使つていこう、ACE (Advanced Court Engineering) のプロジェクトをさらに発展させていくためには、どうしても XML を使わざるをえないだろう、ということで XCI のプロジェクトが始まつております。

#### \* 法情報一般の XML 化

#### Legal XML at Georgia State University

(ここで先ほどのページですね。)ここにアクセスすると、歴史とか、今何やっておりますというようなことが、ごちゃごちゃと書いてあります。<<http://www.legalxml.org/>>

全米でも 100 人ぐらいの人がやっているだけなので、わりと人的な交流というのが盛んで、メーリングリストなどで毎日のように侃々諤々の議論をしておられるのですが、その拠点が GSU (Georgia State University) です。ジョージアというのは、たしかアトランタのあるところで、オリンピックなどで有名になったところだと思うのですが、ここが Legal XML の拠点になっております。こちらの Legal XML というのは、大変オープンな・・・

(あつ、ページがない。すぐこうなるんですね。きのうまであつたんですけど。こつちは大丈夫かな・・・)

アドレスが変わつたようです。ここは 1998 年 11 月からスタートして、主に電子申請に

必要な XML の開発をしようということを中心にはしておりますけれども、けっこう野望に満ちたプロジェクトで、全ての法情報に関する XML のスタンダードを作ろうということで、スタートしたのはよかったのですが、いろいろ利害関係が絡んでまいりました。そこで、ルールを作ろうではないかということになって、約1年かけて、XML はほとんど開発せずに、XML を作るための人間の間での取り決め、ガバナンスとかルーリングを作るということに全力を注いでまいりました。

この度、そのルールが、動くかどうかはまた別問題ですけれども、大変立派なルールができたので、さてこれから頑張るやろうじゃないか、というスタートに立ったという状態です。

"join Legal XML" というのをにつけば、どなたでもご参加いただけるという大変オープンなシステムになっております。でき上がったものも、全米的なスタンダードとして使おうとしています。彼らの「全米的」というのは、ほとんど全世界という意味でもありますから、世界中の人々に使わせようということになるので、誰か、特にベンダさんが著作権を主張したりすると大変なことになるということで、コピー・レフトという原則を導入しています。

コピーをレフトしちゃいますから、実際に侵害があった、あるいはコピー・レフトの条件に違反して誰かが勝手に著作権を主張した、あるいは特許を登録したという場合にどうするのかという問題があります。誰が差し止めを請求したり、損害賠償を請求したり、権利を実行するのかという問題が出てくるので、それについては、これも大変な議論があったのですが、結局この大学の研究所で独立した法人になっているところに権利を寄託し、そこがまとめて権利を行使するという、コピーライト・スチュワードという制度を導入しております。

ここでは、今年の9月に最初のオフライン・ミーティングをやりまして、そこで59人集まりましたということです。ここでルーリングに関する合意ができたようです。

### **Electronic Court Filing**

ここに **Electronic Court Filing** というのがあるのですが、これも同じ大学の別のプロジェクトだったのですけれど、きのうアクセスしようとしたら、リンクが切れてまして、たぶんプロジェクト自体が既に終わって、**Legal XML** のほうに吸収されたのではないかと

いう感じであります。

それから、この **Legal XML** がほかの大学あるいは研究機関にもだんだん広まりつつあるという状態でありまして、例えば **MIT** です。あの有名なマサチューセッツ工科大学のほうでも、こちらはなかなか商売熱心で、Eコマースの関係のリーガルな側面をやるということ、一応アナウンスをしております。

コピー・レフトとかオープン・ソースのプロジェクトの特徴として、昔はソフトの開発などは一生懸命誰かが作って、作ってから発表するというのが普通だったのですが、それをやると重複開発であっちこっちで同じことをやって、大変無駄な投資になるということで、最近のオープン・ソースのプロジェクトは、やる前にアナウンスをするということになっております。ここもアナウンスはしてますけど、「じゃ、何やったんだ」というと、これは結局、さっきの「ジョージアのほうを見てくれ」というリンクが付いていて、まだ何もやってないわけです。オープン・ソースの場合、よくありがちなことです。

弁護士サイドでも、ワシントン州の弁護士会が手を挙げています。(つながりませんね。きょうは混んでいるみたいです。) ここも同じでして、アナウンスはあるのですけれども、じゃ、「あんたら何やっているの？」ときくと、結局最初の **GSU** に戻るというところになっているのが現状です。ここには、**XML** に関して実務家向けの簡単な、かつよくまとまった解説があるので、ここを見ると大変参考になると思います。さっきからつづいているのですが、応答がないのは、何か調子が悪いのかもしれませんが。それでは次に行きます。

**Legal XML** に参加している中で最も注目すべきサイトがこちらでございます。これはつながってくれるといいんですが。これは、プリマ・カウンティの少額訴訟のバーチャル・コートということで、既に一般向けにオンラインでの裁判のサービスを提供しております。(「あれっ、出ないですね」・・・ 35 秒後「やっとながりました」)

ここは、バーチャル・ピープルズ・コートです。日本でいえば少額裁判専門。簡易裁判所よりももうちょっと簡易なところ。ここは弁護士さんお断りで、本人訴訟専門の受付になっていて、**Master** や **VISA** で訴訟費用が払えるという大変便利なものです。この費用一覧というのがあって、フォームなどここでつけばダウンロードできるわけです。ペーパーレス・ファイリング・システムということでして、**Web** だけで裁判の申立もできれば、判決も送ってくるということになっています。

ここに書いてありますね。Lawyers not allowed, 素人さんだけということになっていて、

こういうことをやられると弁護士は大変困るわけです（笑い）。

料金表がどこかにあったんですが……。ちょっと料金表が見つからなくなっちゃいました。時間がないので、ここは皆さんでご覧いただくとして、一番高くても 49 ドルで裁判が起こせるということになっております。

以上、Legal XML 関係のプレゼンテーションが終わりまして、ここから時間がなくなってしまいましたので、さっと駆け足でレジメに即してお話いたします。

#### \* JURIS (Justice Department Retrieval and Inquiry System)

次は、JURIS というものがございます。Justice Department ですから司法省、日本の法務省に当たるところですから、膨大な法情報を持っていたわけです。この法情報が伝統的にずっと SGML という、簡単に言えば HTML の大きなもの、XML の親みたいなものマークされたものを持っていたのですが、これを民間人が見たいと思うのは当然のことでありまして、それについてフリーダム・オブ・インフォメーション・アクト、日本の情報公開法に対応する法律がございまして、これの手續をとって業者さんとかが、いろいろな裁判をやってきました。これ自体非常に面白いテーマですけれども、きょうはあまり深入りできません。この JURIS については、ペンシルベニア大学の言語学の研究をしている人たちが、情報公開法で司法省に公開請求をして手に入れたものです。これは大変大きなもので、1700 年代から 1990 年代初頭までの約 70 万件という、膨大な量の文書が CD-ROM で現在、1 セット 1,500 ドルで販売されております。

#### \* 証券・金融関係

証券・金融関係の XML。FIX というのが証券関係で、BIPS というのが銀行取引用のものです。この中で注目すべきなのは、BIPS のほうでは電子署名をかけることができます。UCC-4A という Financial Transaction 関係の法律があるのですが、これに Financial Transaction で電子署名あるいは電子的なデータを使う場合には、こういうセキュリティの要件を満たさなければならないという条項がございまして、つづめて言うと "authenticity" と "integrity" が要求されています。authenticity というのは、この人が作ったものに違いないという「文書の成立の真正」と日本では言われているものと考えてよ

と思います。**integrity**というのは、要するに「改ざんされていない」ということです。これが検証できるようなものでなければいけないということで、それを満たすインターネットの資金決済システムが作られたと称しております。これに**XML**が使用されていますが、技術的にも原理的にも**XML**を使った電子署名が**authenticity**と**integrity**を本当に検証可能であるのかどうかということについては、今大議論がございまして、これはたぶん次のシンポジウムで取り上げていただくことになると思うのですが、きょうはこれ以上深入りできません。

次が、前後しますが、忘れてはいけないのが、SEC(証券取引委員会)の**EDGAR**という大変有名なデータベースがございまして、<http://www.sec.gov/edgarhp.html>ここは有価証券届出書、有価証券報告書といった企業情報の開示の情報がほぼリアルタイムにインターネットでゲットできます。これはアメリカだけではなくて、日本からも自由に取れるわけです。レジメにも挙げてありますが、例えばソニーの財務諸表が見たい、あるいは企業情報が見たいというときに、日本の大蔵省に行ったり、ソニーに電話をしたりするより、**EDGAR**をつつけば立ちどころに入手できます。これは、**Form 20-F**という年次報告書ですが、これにソニーが何をやっているか、今財務状況はどうで、プレーステーションがいつごろ出るのだみたいなことまで全部書いてあります。こうした企業開示がほぼリアルタイムで行われているということが、アメリカの証券市場の活性化に非常に役立ったということと言えると思います。

日本でもビッグバンということで、金融にテコ入れをしようと。あるいは証券市場で新しい、店頭市場よりももっと小さなベンチャー・ビジネス用のマーケットを作ろうとかいう話があるのですが、株というのは、例えば山一証券とか長銀の株を持っていた人は、よくお分かりだと思うのですが、ただの「紙切れ」なわけです。最後、結局1文にもならないということがあるわけです。あれになぜ値が付くかということ、企業の価値がどのぐらいあるかということですから、それを皆さんお分かりにならなければいけない。その価値を判断するための情報がリアルタイムで手に入るかどうかというのが非常に重要なわけで、いくら法律を変えてみたところで、こうしたインターネットを使って誰でも企業情報が取れるというインフラがないと、結局、悪質な証券詐欺とかヤクザのしのぎに巻き込まれちゃうとか、そういうことになりかねないということです。

これは**SGML**が使われているのですけれども、インターネットに適用するために**XML**を導入するということが実験的に一部試みられております。

## \*財務諸表のXML化

法情報の周辺情報として、商法がらみということで、財務諸表とか、先ほどちょっと EDI というのが出てきましたけれども、電子商取引などで現に使われている EDI というのがあるのですが、EDI というのはなかなか中小企業は使いにくいとか、あるいは大企業同士でも使いにくいという面があって、これに XML を導入しようという動きがございます。

## \*特許情報 (WIPO)

特許情報についても、既に SGML でマークアップするということがなされておりまして、SGML でやっていけば、将来的に XML に変換するのは簡単になってくるわけです。

## \*個人情報とXML (W3C)

午前の部の個人情報について少し申し上げたいと思います。個人情報については、皆さん Web などでご覧になると分かると思うのですが、プライバシー・ポリシーというものが各サイトに付いていることがございます。ニフティさんなどにも付いているのですが、あれをみんな読むかという、我々でも、何かいっぱい書いてあって面倒くさいのでほとんど読まないということがあるんですね。

それじゃ困るだろうということで、P3P (Platform for Privacy Preferences) というのが (W3C という HTML などを開発したりした Web 関係のコンソーシアムがプライバシー情報を一定のフォームでまとめてしまうシステムを作っています。ここでは、P3P という。) ブラウザのほうにも一定の機能を持たせて、こういうポリシーのあるところにはここまで開示していいとか、よそには絶対流さないよという約束をしてくれたところだけに、クレジットカードの番号を教えてあげようとか、そういうルーリングを予め入力しておく、あとはコンピュータが自動的にやってくれるというようなものを、XML をベースとして作ろうということになっています。<<http://www.w3.org/TR/WD-P3P/>>これ自体かなりいろいろな問題があります。

P3P で集めた情報をどうするかというのが、次の ICE というところで、これは業者さんのほうが集めた情報を相互にやり取りするか共同利用する。そういうものを作ろうと

ということで、これも XML でやっております。P3P のほうは、なかなかまとまらなくて、最近ようやく形になってきたのですが、ICE のほうは、去年あたりにも早々と決っております。

#### \*電子署名とXML

電子署名についても、XML のフォーマットができておりますけれども、これについては省略させていただきます。

#### \*アーカイブのSGML/XML化

最後に、アーカイブの SGML というものが出てくるのですが、実はこれも非常に大事でございます。アメリカの国会図書館とか大学の研究室あるいは博物館のようなところでは、カタログをみなさんお持ちです。ユーザとしては、どこに何があるかというのは、ワンステップ・ショッピングみたいな形で、どこかにアクセスすると、そこになくても、あっちにあるよというのが分かれると大変うれしい。これは図書館側としても、そういうカタログを共通のフォーマットでやり取りできると良いということで、EAD というもので XML を使ったカタログ情報の統一化をはかることが試みられています。

なぜこれを出したかという、この loc.gov というのが国会図書館なんです、国会図書館で使っております法情報のデータベース、これは全米最大規模で、膨大な情報があります。<<http://www.loc.gov/ead/eadsites.html>>

日本の場合、官報で出たデータというのは当然には電子化テキストとしてゲットできないわけです。PDF で実験的に大蔵省が公開していますが、テキストに直らないような仕掛けがしてあります。アメリカの場合は、官報販売所に相当する GPO (Government Printing Office) というところで法律を公布しなければなりませんので、どんな法律でも必ず GPO に行くわけです。そこから Thomas という、国会図書館のデータベースに自動的に転送されます。Thomas のところで一定のタギングをして、インデックスを付けて、それがほぼリアルタイムでインターネット上に、HTML と PDF のフォーマットで公開されています。

ですから、従来言われておりますように、日本の法情報よりもアメリカの法情報のほう

が日本人にとってゲットしやすいという状態になっているわけです。

**Thomas** というところでものすごく膨大な法情報が出てくるわけですが、情報というのは多すぎると、無いのと同じになってしまうので、好きな時に欲しいものが手に入らなくてはいけない。それを支えるのが検索エンジンです。最後に、このお話をさせていただきたいと思っていたのです。

ここで使われているのがインクエリーという大変優秀な検索エンジンです。インクエリーというのは我々も使っていて、インフォシークという検索エンジンがありますが、あそこはインクエリーの商用化されたものです。そのインクエリーというのは、University of Massachusetts で開発されています。そのほかにも多々検索エンジンというのがあります。検索エンジンの国際コンテスト「トレック」というのが毎年行われていて、これが今年で7回目、来年で8回目になります。これは大変面白いので、一応ご紹介させていただいて、最後にしたいと思います。検索エンジンのF1レースのようなものです。

ここは **NIST** と **DARPA**, **DARPA** というのは、もともとインターネットを開発したところで、軍事関係のところ。 **NIST** というのは、日本規格協会みたいなところで。そういうところが主催してコンテストを行っています。

毎年お題が出まして、**CD-ROM** で膨大なテキストを提供して、これの検索を皆さん競いなさいということになっていて、これはトレック4だと思いますが、ここに1ギガと書いてありますが、1ギガぐらいのテキストを与えて、これを各社検索エンジンで競うということをやっています。

データのもと、こう見ますと、何となくどこかで見たことのあるような、カギが付いていて……。これが **SGML** です。ただ、**SGML** というのは、タグの中身を自由にユーザが定義できますので、**HTML** とは違う見たこともない **docno** とか、**profile** とか、**date** とか、こういうタグが付いているわけです。

検索エンジンについて、我々、各種の法情報データベースを高いお金を出して使っているのですが、そのデータベースがどの程度の客観的な性能があるのかについて、我々は何の開示も受けていないわけです。これは消費者として非常に不利益な状況に置かれていると考えていいと思うのです。トレックでは全部結果を開示するというので、各社のエンジンの性能が一目瞭然で分かってしまう。例えばデータベースですと、リコール・レートとプレジジョン・レートというのがあります。リコール・レートというのは、10個正解があるときにそのうち幾つがヒットしたか、プレジジョンというのは、10個ヒットが出た

ときに、その中に本当の正解は幾つ含まれているかという問題で、この2つの軸でいたいデータベースの性能というのは定量的に分かってくるわけです。ご覧のようにリコール・レートが上がればプレジジョンは下がるという、トレード・オフの関係にあります。

これはトレック4の成績です。我々が使っているエンジンというのがどの程度の性能なのかというのがよく分かるのですけれども、最高でも60点とか、下のほうは35点ですから学校の成績なら「不可」ですね。これは世界最高レベルのエンジンですけれども、だいたいこの程度の成績しか上がらない。

この中では、インクエリーが断トツに性能いいですね。Lexis-Nexisもあるのですが、ちょっと性能が落ちる。WESTであるとだいぶ性能が落ちる、50点しか取れてないです。日本の某社なども参戦しているのですが、45点です。

こういうものに我々お金を取られているわけですが、ここに出てないものは、じゃどの程度の性能かということになりましょう。トレック2, 3, 4と成績が落ちているのですけれども、落ちているのは、エンジンの性能が落ちたのではなくて、課題が難しくなったからです。従って、トレック4のエンジンを最初のトレック2に適用すると倍以上の性能がある。わずか2, 3年で、こういうコンテストをやると、みんな成績が悪いと恥ずかしいので一生懸命やるんですね。一生懸命やるとものすごく性能が上がる。わずか2, 3年で倍になった。これはトレック4で、今年トレック7なので、倍にはなっていないのですが、かなり世界の最先端はいいところまで行っています。

お題として与えられるデータは、法律関係のものが多いということで、我々も法律関係のデータベースを作っていくということの意味としては、こうしたベンチマークを作ることによって、少しでも日本製のエンジンの性能が上がるようなことになるといいのではないかと、終わらせていただきます。(拍手)

## わが国の法情報学教育の現状と課題

門 昇 (大阪大学)

予稿集の内容にそってお話しをさせていただく予定ですが、そこでは十分に言い尽くせなかったことにも触れながら報告させていただきます。

日常、多くの学生等に接していますといろいろな興味深い経験をします。そのような事例は、法学教育に携わっている者の一人として、いろいろ考えさせられることがあります。まず、それらのいくつかの事例をもとに話を進めさせていただきます。

### 1. 情報収集や情報発信等に関する事例

#### (1) 書庫巡り

私が実際に出会ったある研究者の情報収集の方法には大変驚かされました。ある国の研究者2名がライブラリを訪れました。本学部のライブラリの中に入り込み、特定の資料を探し出すというのではなく、多数の雑誌をアトランダムに取り出しては、それらの記事をコピーして帰られました。通常は、事前に用意してきた文献リストをもとに必要な文献をコピーするものですが、この場合は手当たり次第にひたすら直接雑誌を見ては、コピーしていくという方法でした。とても研究者の行動とは思いたくない光景でした。こういう方法で収集した資料をいったいどう利用するのだろうかと思議でなりませんでした。

この方たちだけではなく、わが国の研究者の中でも、必ずしも、情報収集の基本的な技術を身につけているとは思えない様子をしばしば目にすることがあります。これは、わが国で情報検索や情報収集に関する教育が積極的に行われてこなかったことが大きな原因だと思われまます。

#### (2) 「みんしゅう」ってここにあるんですか？

ある学生が、「『みんしゅう』ってここにあるんですか？」とたまたま近くにおられたある方に尋ねました。その方は、ちょうどそのときある資料を読んでおられたこともあ

り、また不意な質問であったため、一瞬「みんしゅう」と問い返されました。しばらく二人の間で「みんしゅう」が宙に浮いたままになっていました。このままではあまりにも「民集」がかわいそうだと思いましたので、それは2階のライブラリにありますと言ってその場をおさめました。

### (3) 訂正の文書

ある判例集に「頁数の訂正について」という訂正の文書がはさまっていました。そこには、「通巻の頁数『221』とあるのは『583』に、以下順次いずれも362頁ずつ繰り下がった頁数が正しい頁数になりますので、訂正してください。」とあります。

この判例集は、裁判所が編集等に関係している判例集であるため、おそらく永く保存の対象になるのですから、なぜ訂正版を再発行しなかったのか、大いに疑問が残ります。それほど多くの経費がかかるとも思えないのですが。

ついでながら、わが国の雑誌編集については、いささか幼稚な点が多いように思われます。もう一つの事例があります。〇〇法学論集第28巻第4号・第29巻第1号合併号。これもあつと驚く編集です。なぜこのような合併号を発行するのか、意図はまったく不明です。商業出版の雑誌ではこのような珍しいケースはほとんど見かけませんが、大学、官庁発行のものについては、驚かされることがしばしばあります。編集者の養成を真剣に考えるべきではないでしょうか。どう考えても、初心者か新人に担当させているとしか思えないような事例をよく見かけます。何事もアメリカの真似をすることが多いのに、雑誌の編集については、Law Review を真似なかったようです。情報の発信という基礎的な部分で、初歩的なミスは何としても避けるべきです。情報発信の基本的な部分で、このような未熟さがあっては、緻密な情報の構築は難しいのではないのでしょうか。

以上、情報、情報収集、情報発信などの基礎的な問題に関するいくつかの事例をご紹介いたしました。

## 2. 法情報学教育の現状と課題

大阪大学で法情報学の講義を始めたころ新しい学問であるということもあり、参考のために他大学での類似の講義内容を少しずつ調べて、記録していったのが私のホームページの「法情報学関係講義一覧」です。

法情報学の内容については、夏井先生が次のように整理をされています（ディスプレイに表示して説明）。

- (1) 法情報の検索 (Legal Research)
- (2) 法情報の分析 (Legal Analysis, Classification of Legal Information)
- (3) 法情報の収集 (Collection of Legal Information, Legal Database)
- (4) 法的推論 (Legal Reasoning)
- (5) 法実務のコンピュータ支援 (Computer aided Legal Practice)
- (6) 法学教育のコンピュータ支援 (Computer aided Legal Education)
- (7) 法律文書作成のコンピュータ支援 (Computer aided Legal Documentation)

(夏井高人「法情報学小史」) 図書の譜 : 明治大学図書館紀要第3号(1999年)183頁参照)

[以上ディスプレイに表示]

さて、「法情報学」というタイトルがついた図書が、私の知る限り、いままでに次の2冊発行されています。石村善助 [ほか] 著『法情報学要論』(専修大学出版局, 1991年)と加賀山茂・松浦好治/編『法情報学』(有斐閣, 1999年)です。

これらの法情報学のテキストの目次は次の通りです[ディスプレイに表示]。この2冊の図書については、夏井先生がホームページで紹介しておられますので、参照していただきたいと思います。

私たちの『法情報学』は、基本的には、長年講義で行ってきたことをまとめたものですが、本書には講義で取り扱わなかったこともたくさん含まれていますし、逆に講義で行ってきたことで本書に記載されていないこともたくさんあります。

インターネットを利用することにより、教室に多数の資料を持ち込まなくてもよくなったという点では大変便利です。自作の教材はもちろん、他のサイトのデータなどを利用

きることは好都合です。インターネットにアクセスできる環境であれば、時間や場所の制約もなく、利用できます。Web lecture は便利ですが、ディスプレイに気を取られて、教師と学生とが目を合わせることが少なくなることが欠点になります。せっかく同じ教室にいるのに、遠隔地から講義をしているのとあまりかわらない状況になってしまいます。

教育においてインターネットの利用がますます盛んになるとは思います。ただ、どんなに便利な道具が現れても、これらをどのように使うかが問題です。教育方法や教育効果などを十分に考えて、教育内容を充実させる努力が必要です。

法情報学に限らず、多くの学問分野で積極的にコンピュータを利用しています。コンピュータを利用していることが法情報学の一つの特徴ですが、ただ利用しているというだけでは独自性を発揮できません。

今後の法情報学に関する取組みとしては、個人的には、面白いデータベースを作成したいと思っています。内外で、法令、判例、文献などのデータベースはすでにいくつもできていますので、それ以外のこれは便利だと思えるようなものを作りたい。

以上、わが国の法情報学教育の現状と課題というテーマでお話しをさせていただきました。どうもありがとうございました。

## 「情報公開メディアとしてのインターネット——公開・報道・開示請求」

山口大学経済学部教授 立山 紘 毅

立山でございます。きょう私は「情報公開メディアとしてのインターネット」ということでお話をさせていただきたいと思います。

### 問題の位相と本報告の課題

先ほどの小松先生のご報告で、**JURIS**と**FOIA**を使った法律データベースの公開について、そのあたりの事情もお話いただければ、というリクエストをいただいたのですが、お恥ずかしいことに全然知りませんので、「ごめんなさい」ということで、いつものとおりの調子でお話をしたいと思います。

それに加えて、門先生のご報告で、法情報学とか情報法学とかいった教育が行われているが、まだ分散的である、とのご指摘をいただきました。たしかに、「情報法学」でありますとか、「法情報学」という言葉自身が、いまだ学としてのアイデンティティといえますか、骨格というのも未だに明確でないところがあります。したがって、いろいろな方面から、ちょうど「群盲象を撫でる」という趣で教育研究が行われているところがあるわけです。

私は、もともとコンピュータとそのネットワークよりは、むしろマス・メディアの問題と電気通信制度、その中での主体の問題という角度から研究をやってまいりました。そして、それらを憲法学という角度から見たときに、具体的な社会制度の中で、現代的な表現の自由のあり方がどうやって実現されているのか、あるいはどう阻まれているのかということを考えてきました。ですから、一般教育科目での「憲法」の講義でも「サイバースペースの法律問題」と称して、そういうことを話しております。

そういう際に、ずいぶん前から気になっておりましたのは、情報化社会とか、そういうところでの人々の「知る権利」であるとか、「表現の自由」とかというときには、流れている情報の量は、多ければ多いほどよいという前提があつて、それを阻んでいるのが、たとえば経済的条件、つまり可処分所得のうちのどれだけの部分を、情報を取得するために投入できるかという部分の制約であるとか、あるいは生活時間の中で、情報を摂取するために、どれだけの時間を費やすことができるかという部分に制約があつて、それがゆえに豊

かな情報に接することができないというシェーマがあったように思うことです。

実は、私、ある学会のときに、ディスカッサントに立ちまして、浜田純一先生（東京大学社会情報研究所）のご報告に対して、難癖をつけた（難癖というとよくないですね）ときなんですけれども、この種の高度情報化社会の発達に向けての法整備ですとか、制度設計とかいう議論になりますと、必ず、「所得の増大と余暇の増大に伴って、国民の情報に対するニーズはますます高まっている」というフレーズが入ってくる。「枕詞」といってもいいのですが、かつてこれに青島幸夫が国会で非常にイヤミな質問をぶつけたことがあるんですね。すなわち、こういった文書に出てくる国民というのは、バカな顔をしてチャンネルをぐるぐる回し続ける、どうもそういう国民しか見えてこない、と。私はそれを引き合いに出しまして、「いつも、情報ニーズが増える増えるという話をしているけど、本当にそんなにリニアに増えるものなのか」という言い方をしましたら、浜田先生は苦笑いしながら「あれは一種の営業文書でございますから……」と、あまり答えになってないじゃないかと言いたくなるようなやりとりをしたことがあります。

改めて考えてみますと、本日のテーマである「インターネットと情報公開」、これなどは、ある意味で、情報は多ければ多いほどよいというシェーマの中で、一番典型的に唱えられてきたものではなかったかと思うのです。もっとも、情報公開の場合、これまでトラブルになっていたのは、公開されるべきであるにもかかわらず公開されない、あるいは部分開示と称して、「〇〇費のうち△△費は以下のとおりである」という部分だけが判読可能で、残りは、名前から何から全部黒塗りで真っ黒。こんなことをやって「部分開示」と言い張る側の神経をまず疑わなければならないのですが、そういったケースに典型的に現れているように、本来公開しなければならない、あるいは公開しても一向にかまわないものが公開されないことによってトラブルが起きていた。

そしてまた、インターネットにおきまして、これまでであれば、情報の増大に対して、これを促進する文脈の中で、回線の費用が高いとか、回線速度が遅いとかいったことが原因となって、いかにわれわれは豊かな情報環境から遠ざけられているかといった議論が中心であったわけなんですけれども、そこにはかなり大きな落とし穴があるのではないかと。今日は、そこに着目して、お話をしてみたいと思います。

## 1. 二種類の紛争——「公開すべき情報が公開されない」ことと「公開すべきでない情報が公開される」こと

これから情報公開が制度化され、法が施行されていく段階になりますと、これまで「公開すべき情報が公開されない」ことによって多くの裁判例が作られてきたのに対して、今後「公開すべきでない情報が公開されること」によってトラブルに発展するということを懸念しなければならないということを、最近になって思い至りました。そのきっかけとなったのは、私事ですけれども、最近、隣の宇部市の情報公開懇話会というところに、おまえも入れということが入った。おそらくこの中には、少なからぬ方々が、そういったところに關係しておられて、ああそういうありきたりのお話かと思われるかもしれませんが、何事によらず初めての経験というのはいろいろ印象深いところがございまして、そのときの体験談を含めて、この報告を考えてみたという次第です。

事務局として入っていた市の職員が非常に戸惑っていたのは何であるかという、動き出したときに、個人情報をはじめとする「公開すべきでない情報が公開されること」によって起きるトラブルにどう対処すればいいのかという視点。かつ、その中で、にもかかわらず、それを口実として情報公開というものの制度化ないしはその実現に逆転させることも許されない。その板挟みが伝わってまいりました。

話は少し横道にそれるかもしれませんが、インターネットということについて申しますと、このたびの情報公開法におきましても、開示請求が行われてから開示される、事後的あるいはアド・ホックに行われるものに加えて、総合的な情報公開施策の推進ということで、いわゆる広報体制を整備することが、法律の中にも努力目標として掲げられました。これは、アカウントビリティの主張とも重なりまして、ほかの法領域にも、この種のもが出てきております。大学に關係するところで申しますと、このたびの国立学校設置法改正で「教育研究内容とその課程等については、積極的にこれを情報公開するものとする」という規定が設けられ、省令の改正も行われて、大学として何をすればいいのだという話があります。

このように、情報公開というものが1つの制度として動き始めると、公開できるものは請求を待たずともどんどん公開していこうという動きが加速することもあり得る。それはそれで結構なんです、それとは別にもう1つ問題になるのが、情報分野における、いわゆるバリアフリーの問題です。これは交通が非常に至便な大都市、あるいはその近郊地域

でありますとあまり問題にならないかもしれません。しかし、私どものところのような地方都市になりますと、同じ町の中といっても、車で1時間ぐらいかかるようなところも出てまいります。

実際に、国の情報公開法も請求権者を「何人も」としたことによって、外国からの請求ということも予想されます。そうなりますと、郵送あるいは FAX といった隔地者間での申請というものも問題になってまいります。当然、申請にあたって、電子的な手段を使う場合も出てくることになるでしょう。

これらを前提として、行政の保有する情報に関し、問題となる局面は、おおざっぱに分けて、3つあると思います。1つは、公開の対象とされる情報が電子化されている場合。これについては電子化された情報も開示請求の対象となるということが法律に明示されましたから、一応解決をみたといっていると思います。

2つめは、法律に半ば明らかになった状態になっているのですが、今後とも電子的な方法での請求も積極的に進めていこうという方向性が明確に示されている。もっともこれは、先ほどの小松先生のお話ではありませんが、本人認証の問題をどうするかという面倒な問題がありまして、認証業務を、住民基本台帳法でありますとか、印鑑登録とか、そういったこととかかわって自治体などが担うことになると、それとの関連というものも、今後なお検討にはなるだろうと思いますが、趨勢としては、大変進んでいこうと予測がつきます。

この場合問題になると予測されるのは、行政機関が、電子的な情報を、電子的媒体のままで、あるいは、紙媒体の「文書」を改めて電子的な情報にすることも（ファイリングのスペースを節約するといった事情からも）光ディスク等に落としていくことも当然あり得ると思うのですが、これらを、電子的な媒体のままで配布するという点についてどう考えるのかという点については、なおまだ議論が進んでいないように思われるわけです。

私はここで非常に問題と考えておりますのは、これまでのように、「紙」という「有体物」に化体した形で配布すれば、少なくとも社会的な枠組みとして、それらが改ざんされる余地と、それを防ぐための手続き、あるいは改ざんの有無やその効果についての判断様式や、対抗する手段が積み重ねられております。たとえば、地面師と呼ばれる連中など、登記所等で公図や登記簿の原本を改ざんするそうですけれども、あれだけの厳重な網をかいくぐって改ざんするという場合がありますけれども、裁判手続きを通じてどのように補正するかと

いった手続が存在します。それはつまり、一応のリスク・マネジメントが存在すると言い換えてもよいと思うのですが、電子的媒体については、なおその部分が未確立だといわなければなりません。

ことに、行政機関から出てきたと称する情報が、実は改ざんを受けてしまっていたという場合に、それをどのような形で真正のものであると証明するのか。つまり、オーソリティの問題があります。さらに、個人情報に関して、個人識別型という定義をとった場合の第2のカテゴリー、つまり、それ自身では個人を識別できないが、他の情報と照合することによって個人を識別することができるようになる情報のカテゴリーがありますが、そこでいう「他の情報」の範囲を、人的、空間的、時間的に、どの範囲で押さえていくべきなのか。簡単に申しますと、誰でもが知ることのできる情報と考えるのか。それとも、ある程度の専門的なリサーチを行えば知ることができる情報となるのか。あるいは、日本全国というレベルでは意味を持たないけれども、たとえば、山口市のどこそこという所であれば、それだけですぐ意味を持ってしまうというような、そういう関係で捉えるのか。あるいは事件発生、あるいは何か起きたときか、それから5年後かといったように、人的・空間的・時間的それぞれのディメンジョンまたはその組合せの類型に応じて、「他の情報と照合することによって」ということが指し示す範囲には、かなりの幅があります。したがって、この範囲をどうとるかについては、『情報公開法の理論』等の著書によって、精力的に理論活動を行っておられる宇賀克也先生も、含みを残したままの記述にとどまっております。今後の事例集積を待たなければならないと思われまます。

その上、電子化された行政情報が、相互運用性が高く、かつ加工性の非常に高いXMLのような形式と結びついたときに、もともと「公開すべき情報」のカテゴリーに属する行政情報が、「他の情報」と結合・加工されて個人情報＝「公開すべきでない情報」に生まれ変わって一人歩きを始めることをどう捉えたらいいのか。さしあたり、先ほど申し上げた私の経験で申しますと、職員が怖がっていたのは、問題が起きたときに、「この部分は情報公開条例で宇部市からもらった情報だ」といわれたら、宇部市役所が矢面に立たされるということなのです。そういった事態が起きたとき、その責任の幅をどう捉えるか。逆にいうと、免責をどこまで認めるかという問題を意味します。これは情報のインテグリティの問題に属するのではないかと思われるのです。

改ざんや加工に対しては、まず、どのようにそれをブロックするのかという技術的検討と手法が第一選択であろうと思います。しかし、もともと「公開すべき」カテゴリーに属

する情報が、加工・結合・蓄積のプロセスを経て「公開すべきでない情報」に変化したとき、責任の幅をどのような形で捉えるのか、責任の幅をどう限定するのか。そういう法制度というのは、いまだ未整備であり、行政情報を含めた情報全般の「電子化」が不可避の趨勢である以上、問題状況は今後さらに深化するのではないかと考えております。

それからもう1つ、媒体と情報との結びつきが、技術の進歩と、その裏面としての陳腐化によって、媒体との結びつきが失われて使えなくなってしまうといった問題もありますが、これに関しては、本日は割愛させていただきます。

## 2. 情報洪水の中の情報貧困と情報操作

第2の論点でありますけれども、各種の省庁の文書等が、現在すさまじい勢いでホームページ上にアップロードされているということは、皆さんもご存じかと思います。審議会等の会議情報についても、かつては、例えば今日のテーマで申しますと、「個人情報の保護の問題について各委員よりこもごも議論があった」という「議事要旨」と称するものだけで終わっていて、何のこともさっぱり分からない。こんなものホームページに載せるのは電気の無駄使いだ、と以前、私は発言したことがあります。ところが、逐語的に反訳するのは膨大な手間をくいますからさすがに載っておりませんが、かなりの程度、出席者の発言のニュアンスに至る部分までが載っているのです。ですから、日頃の言動等と照らし合わせますと、これは誰がしゃべったな、とほとんど見当がついてしまうという状態になってきております。さらにいえば、それにかかわる調査等の付属文書も、これまた大変な分量にのぼってきておりまして、何か1つ調べますと、すでに諸外国の政府機関や国際機関等の文献などはそうでありますけれども、あっという間に膨大な量のドキュメントが出てまいります。日本も徐々にそれに近づいている。むしろそれをよしとするというのが、「情報公開の流れ」のなせる技でしょう。

しかし、このような形になったときに、先ほど私が申し上げましたけれども、「情報は多ければ多いほどよい」という前提の上であれば、確かに好ましいことなのでしょう。ただ、問題は、いったい誰がこれだけのものを読み切れるのか、という疑問なんです。

この場合は平均的な国民像というものを前提にいたしますが、国民が、生活時間の中で情報を摂取するために割く時間の中で、その時間内に処理可能な情報量よりもうんと少ない量の情報しか流通していなかった段階では、まさに「情報は多ければ多いほどよい」と

言えたでしょう。ところが、その前提から出発して、そんな形で毎日何千ページという分量が提供され始めたときにどうなるか。さらにそこに、インターネットがからんだらどうなるかということです。

以前から申し上げておりますけれども、インターネットというのは、あらゆる人に開かれているメディアであり、情報の発信が容易なメディアです。そのことは、社会的な情報の発信の中心的な位置にあったマス・メディアを中心とするマス・コミュニケーションに対して、そこに接近する術をもたない市民に対して、情報発信の場を提供したという意味を見出すことができるのですが、逆にこれまで情報を発信する側にあったものに対しても、インターネット利用を禁じているわけではありませんから、行政機関がこういった媒体を手に入れば、行政機関は、それ自身が巨大な情報発信機関＝「メディア」と化するわけです。

これは新聞記者の方であればご存じかと思いますが、ずいぶん昔から「行政機関は巨大なメディアである」ということはよく言われておりました。ある程度の行政機関になりますと、広報課という部署があり、そして広報課の向かい側に記者クラブがあるという構造があります。この記者クラブの存在につきましてはいろいろ議論もありますので、きょうは割愛いたしますけれども、そういう形で、記者クラブというものを行政の窓口として、メディアとして使うというやり方、これをしばしば、レポーターならぬ「ポーター」、つまり情報の単なる「運び屋」という冷やかしの言葉がございますけれども、もうそんな経路を利用しなくてもよろしい。簡単にいえば、行政庁自身がネットワークをつくって、そこでどんどん流せばよろしい、あるいは、民間プロバイダーに対して、例えばパブリックチャンネルと称して、その部分をリザーブさせるというようなやり方で確保することでがんがん流せばよろしいという事態になると、個人が情報を処理できる能力を上回る形で情報が提供されて、自分自身が自分自身の情報環境と具体的な生活環境を把握し改善するために必要な情報のありかにとどりに着くのも困難な状況に陥る。つまり、利用可能な情報という尺度で見れば、実は情報が存在しないのと同じ状態になってしまうというパラドックスに陥るわけです。

その際に、現在、しばしば行われておりますのは、インデックスやサマリーの添付です。たしかにこれらは、情報量を低減させることによって、逆に利用可能な情報量を増大させる、という効果を期待できるのも事実です。その一方、本体との同一性についていえば、いってみれば、サマリーやインデックスをつけるものの、いわば善意に期待するしかないところがあるわけです。身近な例で申しますと、題名（＝インデックス）と内容紹介（＝

サマリー)を見て興味をもって新刊書を購入してみたら、中身が全然違っていたとか、ちっとも役に立たなかったとかいった経験は、誰しもお持ちだと思いますが、これとよく似ています。

さらにもう1つの問題があります。情報公開とややオーバーラップする形で議論されておりますが、医療の世界でのカルテ開示問題というのがあります。これは法制化をめぐる様々な議論がありまして、日本医師会などは、自主規制ということで強く抵抗しているのですが、趨勢としては、もう押し留めようがないところまできておりますし、その中で注目すべきことは、東京都立の病院のカルテ開示方針の中では、単に「開示」するのみならず「説明」も、その義務の中に入ってきております。そしてまた、情報公開法の中でも、文書特定の際の補正に限らず、教示ということをしてできるだけ認めるべきだということがいわれてきております。

これらの意味することは、行政の持っている情報であれ、あるいは法情報であれ、仮に小松先生等の努力によりまして、完璧な形でネットワーク化されて、誰でも閲覧できる状態になったとしても、専門用語の羅列、あるいは法律学なら法律学の独特の論理、あえていうならば、一種の「ジャーゴン」の体系として書かれることが不可避である以上、それらを、日常世界の用語と論理、すなわち、一般国民の生活感覚のレベルで利用可能な情報の体系に変換する作業が不可避であり、それを一般国民の個人のレベルに負わせることは、非常な困難を伴います。これは、カルテ開示の場合でも直面している問題です。これらが、自らの身体や健康、あるいは疾病の状態について、正確に認識・洞察し、かけがえのない自己の行く末について、自ら決定を行いうる必要条件を構成することは論をまちません。しかし、そのためには、少なくとも、医学用語や専門的な診断基準等によって書かれた文書を日常用語に置き換え、その意味内容を理解可能な形で提供し、その正確な受容を手助けするプロセスが必要です。おそらく、インフォームド・コンセントなるものもまた、その前段たる「インフォームド」の内容として、それらを含まなければならないものと思われれます。

しかし、それらが達成されたとしても、次に今度は、それを利用して、我々自身の情報環境を改善し、場合によっては、我々自身の生活関係をどのような形に変化させるのでしょうか。私はこの部分を指して、とりあえず「意味のある情報」という言い方をしていますが、それは単に日常用語にコード変換された情報というのみならず、それをわれわれの情報環境の改善、あるいは生活関係の改善という方向に結びつけるような情報という形で、

どうやって受容すればよいのかというプロセスまで考えなければ、意味のある情報が豊かに得られる環境とはなりません。

そういう観点から見ますと、行政庁の公開する情報に、たいへん親切にインデックスやサマリーがついているというのは、ある意味で非常に危険な状態です。つまり、インデックスやサマリーと本体との同一性の担保のみならず、そのコード体系の変換も、われわれの生活における意味づけも、すべて行政機関の側に委ねられることを意味するからです。あえていえば、当該情報が、われわれの生活関係においてもつ意味について、行政機関の判断が第一義的に先行する状態を作り出しかねないということを、指摘しておかなければなりません。

### 3. 残された問題は何か一むすびにかえて

では、それをどういう形で克服していくのか。私は少なくとも2つあると思います。

1つは、日常生活の言語ないしは論理の体系にコード変換を行う、そのための独立した対抗的な専門家集団が何らかの形で必要なのではないかということです。簡単にいえば、行政書士さんや司法書士さんの世界にもそういう動きはあるようですけれども、専門用語や論理の体系を、日常生活の世界の用語に翻訳し、かつ意味のある情報として仕立て直し、それを提供する組織が必要だという話です。現在、これはほとんどボランティア的に行われているといって過言ではありません。もちろん、独立で対抗的である以上、これが公権力の「下請け」と化すことは避けなければなりません。だからといってボランティアに任せっぱなしというわけにもいかないでしょう。何らかの形で、自立的に運動できるような社会経済システム、場合によっては、法制度の枠組も必要ではないかと思えます。

そしてもう1つがマス・メディアの役割です。サイバー法の世界では、だいたい常に「悪役」の役回りを割り振られています。特に、ここでは、伝統的にマス・メディアが最大の持ち味としてきた2つの機能についてコメントしておくことにします。

その第一が、情報の取捨選択と意味づけ、それがどういう方向に向かうのかといったことを判断し、情報として提供する機能（ジャーナリズム論の世界でありますと「ゲートキーパー」という言い方をしております）です。そして、第二に、これはむしろ政治過程論の文脈で強調されている機能ですが、アジェンダ・セッティング（議題設定）機能、つまり、いま何を議論すべきで、何を考えるべきなのか、そのためにどんな情報が必要なの

か、それを提示していく役割。私は、この2つの役割が、情報洪水の中の情報貧困という状況に対して、きわめて重要な役割を果たすと思われるわけです。

この機能はもちろん、画然と2つに分かれるのではなく、かなりの部分でオーバーラップするのではないかと思います。また、何もマス・メディアやジャーナリストの専売特許というわけではなく、先ほど申し上げた対抗的専門家集団もまた、この機能の一端を担うことが予想されますし、マス・メディアやジャーナリストといった専門職能集団と、対抗的専門家集団とが、緊張感をはらみつつ協力する場面も予想されます。さらに、もう1つ、これらを世代間において担うべき、「教育」という議論があるようにも思いますが、持ち時間も尽きましたので、多種多様な専門家集団の緊張-協力関係と、それを背景として行われる情報の意味づけ機能というものの役割に触れるところで締めくくりたいと思います。

ご静聴ありがとうございました。(拍手)

## 「流れ星に名前をつけられるか？」

——ネット文献の引用方法について——

鹿児島大学法文学部助教授 指 宿 信

### はじめに

ご紹介に預かりました鹿児島大学の指宿です。本来、私の専門は刑事訴訟法という実定法の法律科目ですけれども、本日のシンポジストとして来られている米丸先生と一緒に『法学のためのインターネット』というガイドブックを出すような、インターネットの啓蒙的な仕事もしているものですから、法情報学にコミットしている次第です。

タイトルは「流れ星に名前をつけられるか？」という非常にエキセントリックなものです。欧米の論文とかスピーチでは、こういうタイトルが結構あります。たまたまエントリーの依頼を受けたときに、私はシドニーにいたんです。シドニーのホテルで港を眺めながら、どういうのにしようかなと考えたんですが、ほとんど英米法の世界のモードで暮らしていましたから、エントリーが終わってほかの人を見て、一人浮いてしまったという次第です。

つい先週、わが国でも獅子座流星群が見えましたけど、こちらのグラフィックは34年前の獅子座流星群の画像です。国立天文台から許諾を受けて使っております。

流れ星というのは、流星です。バックに見えているのは恒星です。同じ星と言っても、ご存じのように恒星は自ら光っているわけですが、流れ星は光っているわけではない。恒星には名前がついているわけですが、流れ星には名前はついていない。獅子座流星群といいますけど、それはまとめてそう呼んでいるだけです。

ある人が星を見たとき、オリオンならオリオンはどこにあるか、ちゃんと人に説明できます。季節によってどの方向に現れるか、何時ごろ見られるか、距離はどれぐらいか、他人にこれを説明することができます。そして誰でもそれを観測することができるわけです。

ところが、流れ星はどうでしょう。獅子座流星群というのは、だいたいこの頃に現れるということは分かりますけど、いつそれが出てくるのか。獅子座流星群ならいいですけれども、ふつうの流星だったらどうなのか。いつ頃現れるのか、幾つぐらい出てくるのか分かりません。非常に短時間で、あっという間に目の前に現れて消えていってしまう。その

間に願い事を考えればそれが叶えられるといった、信仰と申しますか、そういう対象になっている。

ご想像どおり、恒星を私は「紙の文献」に、流星を「ネット文献」に例えています。きょうのスピーチでは、インターネット上に表れる資料のことを「ネット文献」と呼びますが、流星をその例えにしています。

「紙の文献」については、いつ、どこにそれが置かれたかというのが明確になれば、誰でもそれにアクセスできるわけです。図書館の場合であれば、ちゃんとそれが分類できるようになっている。ある論文に引用されていたら、私たちは、そのタイトルや著者名や、発行年や出版社を手がかりに、論文の執筆者が使ったものを、後から検証することができるわけです。

「ネット文献」ではどうでしょうか。予稿・資料集の54ページ以下に、岡村先生が「法律論文における出典の表記方法について」というウェブ上に公開されているものが資料として添付されております。これは、わが国における法律論文において、様々な法情報、判例や法律論文等をどうやって引用すればいいかということの1つのスタンダードとして法律編集者懇話会がつくった表示方法を参考にして書かれたものです。一種のデ・ファクトなスタンダードといえると思うのです。

「ネットの文献」について私たちはURLで所在を知るわけですが、自分が何か論文を書くとき、アカデミックなもの、アカデミックでない一般的なものにしてもいいですが、何か文章を書いて、その参考資料を表示するとき、URLだけで十分にその所在を示したということが言えるでしょうか。

本日は、このことについて、4つのポイントからお話をしたいと思います。まず第1は、ネット文献の特徴についてです。もちろん紙媒体との比較をします。第2番目は、ネット文献を引用するときの問題点です。紙媒体と比べてネット文献を引用するときにはどういう問題が生じるかということ整理してみたい。3番目に、具体的にいろいろな国々で、すでにネット文献をどういうふうに引用したらいいかということ議論され始めていますので、その紹介をしたい。最後に、ネット文献を学術的なリソースとして利用していく際に、どういう環境を整えるか、あるいはシステムを構築していくことが望ましいのか、その方向性を提示してみたいと思います。

## 1. ネット文献の特徴

ネット文献の特徴としては、4つここに掲げておきました。

### 1-1 出版・発信の簡便性

先ほどからインターネット上の発信の容易さというものが、いろいろな先生からご指摘がありましたけれども、何よりも発信が非常に容易である。これを出版と呼べるかどうか、既成概念からいえば言えないと思いますけれども、とにかくネット上の一種の出版活動がなされており、誰もが情報を発信できるようになった。立山先生の表現ではありませんけども、マス・メディア対個人。個人でも何十万、何百万という読者を獲得することができるわけです、印刷工場を持つことなく。アメリカ合衆国最高裁の表現でいえば「情報の本当の意味での自由市場が訪れた」ということが言えるかもしれません。このような特徴が第1番目にあげられます。

### 1-2 資料の鮮度

第2番目は、資料の鮮度です。インターネットに登場する情報は、小松先生の先ほどのスピーチの中でありましたけれども、新しいものがどんどん出てくる。むしろ印刷媒体で間に合わないから、ネット上に新しい情報をどんどん入れてくる。ところが、鮮度はいいけれども、逆に、ずっとそれが放ったらかしであるということも起きてくる。紙のものでは更新されているものでも、インターネットにそれが置かれているということも、しばしばあります。ここでは、ネット文献の特徴を説明するために、2つの視点を掲げておきたいと思います。1つは、ユーザビリティというもの。利用のしやすさですね。それから2番目は、アクセシビリティ。アクセスのしやすさというものです。出版・発信が容易であるということは、アクセシビリティが非常にいいわけですがけれども、他方で、鮮度の問題としては、ユーザビリティがマイナス評価を受けざるを得ないときがあるわけです。きちんと更新されていないとたとえアクセシビリティがよくても、それは利用する価値がないものになってしまうのです。

### 1-3 資料の保存

3番目は、資料の保存問題です。これも鮮度とかかわってきますけれども、先ほどの小松先生の例ですね。きのうアクセスしたのだけでも、きょうアクセスしたらデッドになっている。ノット・ファウンドとなる。皆さんもそういう経験をされたことがあると思います。自分のブックマークにあるサイトが消えている。これではアクセシビリティがないということになってしまう。

図書館の本をかってに持ち出す不届きな学生はたしかにいますけど、基本的に図書館の本はある所にあるわけです。番号がふられてですね。貸し出していたら、「貸出中」という表示がどこかでされて、あるいはカウンターでそれが分かる。何月何日までに返ってくる。そのときにアクセスすればそこにある、というシステムがつけられているわけですが、インターネットではそういうものは基本的にはつくられていません。そういう意味ではアクセシビリティはない。

### 1-4 資料の形態

4番目の特徴として形態的な特徴があげられると思います。きょう、XMLとか最先端の話が出てきましたけれども、リソースの形態が非常に多岐にわたっています。紙媒体であれば基本的には全部紙なわけですけれども、ウェブ文献の場合にはHTML、そこにJAVAが起動するとか、様々なプラグインが必要なドキュメントがある。プレーンなテキストファイルもある。PDFファイルもあってアクロバットリーダーがなければ読めない。それ以外にも各種のワードプロセッサでフォーマットされた文書がある。それはワードパーフェクトを持ってなければ読めないとか、ワードを持ってなければ読めないとか制約がある。ワードでも97だったら読めなくて、99にしなければダメだとか、様々な形態のドキュメントが入り乱れている。これが1つ。

もう1つは、皆さんご存じのとおり、ネット文献にはページという概念が基本的にありません。巻物のことをscrollといいます、ブラウザにscroll barというのがあります。グーテンベルグによって発明された出版革命によって、人類は書籍を大量に流通させることに成功したわけですが、それ以前は巻物の時代だった。つまり、形態的には、ページというものがなくなって、前の時代に戻ってしまったような、そういう流れになってい

ます。紙媒体であれば、きちんとページがありますから、何ページ何行目とここで言えるわけですけれども、1つのドキュメントに1つのページしかない、何行目というのをどうやって数えたらいいのか。大変ですよ。このような特徴があります。

## 2. ネット文献の引用上の問題点

こういうネット文献を実際に使って、引用しながら文章を書こうとすると、どういう問題点が生じるか。5つほどあげておきました。

### 2-1 資料のオーソリティ

第1番目は、資料のオーソリティです。ネット上には匿名文献がかなり多く見られます。アカデミックなものでも少なくない。これはオーソリティが求められるアカデミックな世界では非常に大きな欠点になります。どこの組織が、あるいはどこの団体が、どういうスタンスで、この資料をネットに公開しているかということが必ずしも明らかではない場合もある。その作者、制作者は、どういった資質あるいは資格を持って、またタレントを持って書いているのか、明らかでない場合もある。確かに内容的には魅力があるけれども、それを根拠として文章を書けるかという問題がでてきます。

### 2-2 資料の正確性

2番目に、正確性の問題。たとえオーソリティがあっても、その内容的な正確性が担保されない場合があります。例えば、アメリカで、最大の非営利の法情報サイトとして有名なコーネル大学の **Legal Information Institution (LII)** では、最高裁の判例をデータベースで提供していますけれども、法律論文で引用する場合については、公式あるいは私的にしても、判例集、紙媒体を典拠して引用するようにと指示しています。同じように、世界最大の法情報データベースのオーストリー (**Aust LII**) というサイトでも、正確性に問題があるということが彼らのサイトに書いてある。アカデミックな利用については、紙の判例集を引用するよう、そして、もし誤りがあつたら我々に知らせしてほしいというふうに書いてあるわけです。このような資料の正確性の問題があります。

### 2-3 検証可能性

3番目に、検証の可能性です。先ほど、保存の問題があると言いましたが、ロケーションがしばしば移動する結果、資料に依拠して反論したり、批判したり、批評する機会が失われてしまう。アカデミックな世界では、こういう知的営為をする上で、その根拠になるものがなくなるわけですから、これは非常に大きな欠点だと言えらるでしょう。

### 2-4 改訂過程の可視性

4番目、ネット文献は改訂過程がよく分からない場合が多い。いつドキュメントが修正されたか、訂正されたかということが分からない。書籍の場合には、初版であるとか、改訂版であるとか、訂正が行われた場合には、そういうことが明示される。あるいはルーズリーフ形式の出版であれば、何ページの何章はいつ差し替えられたかというような表示がある。これもネット文献の場合にはないことがあります。

### 2-5 ロケーション情報の煩雑

5番目、ロケーション情報が非常に煩雑です。ご存じのように URL というのはしばしば非常に長くなります。横書きならまだいいのですが、日本の紙媒体の論文を書くときには縦書きですから、段組みが非常に狭かったりすると、URL が何行にも及んでしまうことになってしまう。その例をちょっと見てみたいと思います。

これはつい10日程前、平成11年11月19日の最高裁の第二小法廷、公文書一部公開拒否処分についての取消請求事件の判決です。まだ新しいので、判例集には出ていませんが、もしこれが「民集」に搭載されるとしますと、最二判（最高裁第二小法廷）判決、平成11年11月19日民集、今年の方は53巻に掲載されますので、53巻X号Y頁という形で引用することができるはずですが、これが日本の一般的な引用形式、サイテーションの形式です。

この事件は、すでにわが国の最高裁判所のウェブで見ることができます。どういうURLになっているかといいますと、こういうふうになっています。

【例】 <http://courtdomino.courts.go.jp/judge.nsf/39ddf8baffe316724925645a003176d9/728ca889eaeda5de4925683100193879?OpenDocument>

3行(注:本要旨では2行)にもわたっています。同時に保存の問題があつて、ご存じのように、最高裁サイトでは判決速報であつてストックしませんからある時期にきたら古いものから落ちていきます。

さて、サイテーションというのは、幾つかの基本的な機能を備えています。まず1つは、読者が知りたい情報、すなわち、そのリソースに到達しなければならないリソースというのを短いところに全部含んでいるわけです。エレガントであり、パッと見てすぐ分かるわけです。さらにまた、オーソライズされている。つまり、ここでは「民集」という漢字2文字ですけれども、最高裁が発行している公式判例集に載っているということがこの2字から分かるわけです。さらにまた紙にはページ数がありますから、どこの箇所という特定も可能です。ピンポイントのサイテーションができますが、最高裁のウェブからは難しい。

### 3. 諸外国におけるネット文献引用法に関する動向

続いて少し外国の例を見てみたいと思います。

[例] **Smith v. Johns, 123 F. 2d 456 at 457-458(4th Cir. 2000).**

ネット文献の引用をどういうふうにするかということが既にアメリカで議論されている。上に出ていますのは、合衆国の連邦の第四巡回裁判所というところの判決が出たと仮定したサイテーションです。スミス・パーサス・ジューンズ。WEST社のフェデラル・レポーターという第二シリーズの123巻の456ページにあつて、該当箇所は457～458ページで、これは第四巡回裁判所で2000年に出た判決だというふうになります。

これは一般的な引用形式であるわけですが、ここでは2つの問題があります。まず1つは、略号「F」で表されているこの判例集はWEST社のものです。発行者が特定の企業に絞られてしまう。情報の発信体が独占された状態になっているわけです。もう1つは、これは紙媒体ならいいのですけれども、媒体がデジタルになったら、この引用方式では間に合いません。この2つの問題があります。

そこでこれをどう解決するかということで、ウィスコンシン州の法曹会がこういう形式を考えました。これは2000年に第四巡回裁判所から出た12番目の判決で、第16パラグ

ラフというふうに、パラグラフでピンポイントをさせようと。これはネットだけではなくて、CD-ROMなどに含まれている全てのデジタル文献もパラグラフに番号を打つことによって、サイテーションしようという解決方法です。WEST社の判例集も一応事実標準でありますので、後ろのほうに、その判例集番号もつけておくとしています。

[例] **Smith v. Johns, 2000 4Cir. 12, 16, 123 F. 2d 456**

ところが、この提案は全米の裁判会議で却下されてしまいます。パラグラフをつけるのは非常に煩雑であるというのが、裁判官たちの多数意見でした。ところが、1998年になると、全米ローライブラリアン協会という団体が、自分たちの案、サイテーションに関するガイドを出して、パラグラフ方式を採用するということになりました。これは同じように、スミス・パーサス・ジョーンズの2000年のウィスコンシンの第12番目の判決で、16番目のパラグラフを引用しているときの例です。

[例] **Smith v. Johns, 2000 WI 12 ¶16**

この方式を支持するのは、英米系ですとオーストラリア、カナダの最高裁。アメリカの州レベルで50州のうち11州が採用しています。

こういう動向は何を示しているかといいますと、ユニバーサルなサイテーションを進めようというものです。つまり、ある特定の出版会社の判例集だけをサイテーションするのではなくて、メディアにも媒体にも拘束されない新しいサイテーション、これユニバーサル・サイテーションといいます。その開発を進めていく。そういう動きが加速しているということが言えると思います。

その一例ですが、ライブラリアン協会によるガイドの解説の抜粋ですけれども、ケース名、年と管轄、事件番号、特定のパラグラフという順番になっています。

[例] **Smith v. Johns, 1998 WI 453 ¶ 82**

[URL] [http://www.aallnet.org/products/pub\\_sp9807\\_brief.pdf](http://www.aallnet.org/products/pub_sp9807_brief.pdf)

#### 4. ネット文献引用問題の展望

最後に、「ネット文献」を普及させていくにはどうしたらいいかということについて、外国での取組み、動向を手がかりに、アカデミック、アカデミックでないに関係なく、ネッ

ト文献を私たちが使っていくためにはどういうふうにするか、4つほど考えられる可能性をここで示しておきたいと思います。

第1番目は、サイテーションを標準化していくということです。これまで数多くのガイドが出ています。予稿集の中にそれらを並べておきましたけれども、多くの取組みがあり、出てくる数だけ多岐にわたってしまっている。これを標準化していかなければならない。ユニバーサル・サイテーションをつくっていく必要がある。わが国のユニバーサルなサイテーションというのはまだありません。これをどうするかということ。

第2番目は、ネット文献のスタイルを確立することです。これはネットを見ていたらお分かりのように、発信者それぞれ、自分の好きなデザインで資料を公開しているわけです。このような自由な発信がインターネットの特徴だったわけですが、それでいいのかどうか。やはり、先ほど出てきましたように、パラグラフをうつというような、基本的なルールを持っておかないと、ピンポイントのサイテーションはできないわけです。これをつけなければいけないか。いつ改訂したかということはどうやって示すか。これはメタタグなどに埋め込むことによって改訂情報を全員タグの中に入れることを共通のルールとするのか。そういうスタイルをどう確立するかということです。

3番目、消失や変動への対応です。どんなにスタイルを確立しても、それがノット・ファウンドでは引用するに足りない。オーソリティもなくなってしまう。そこで、これをストックしたらいいと考えるのです。例えば、ある認証機関あるいは国会図書館のウェブ版みたいなものをつくって、そこに引用してほしい文献をどんどん送り込む。そこでは消失や変動はありませんから、引用したいときにはそこにリンクを貼るといような形で解決できる。これが3番目の方策です。

4番目は、URL に変わる新しいリソースのアドレッシング方式の開発です。詳しくは予稿集をご覧くださいと思いますが、"Uniform Resource Name" という概念がいま出てきています。これは個々の URL を持った文書を登録しておくのです。登録した名前が URN で、それは第三者機関みたいなどころから与えられる。引用するときは、この URN で引用する。URL 自体が変動しても、URN については変わらないというようなシステムをつくらうというのが、OCLC など考え出されて、実際にアメリカなどでそのシステムは利用されていますが、あまり普及しているとはいえません。

インターネットの核心は、私に言わせると、情報をみんなで共有する、シェアする非常

にいいシステムだということです。物を共有することはできませんでした。しかし、情報は共有することはできます。ところが、この共有が一時的、短期的であれば、その情報化社会というか、情報を共有した社会というのは貧弱なものになってしまいます。共有が永続的であり、長期にわたらなければ、その情報をもとにして、よりよい社会を築くことはできない。あるいは、よりよいアカデミックな実りを得ることはできない。そういうふうには私は考えています。

もしネット文献をみんなでシェアできるような、そういう時代がくれば、よりよいアカデミックなネットの活用ができるのではないかと考えています。

ご静聴ありがとうございました。(拍手)

## 「SHIP-project と法情報学の展望」

明治大学法学部教授 夏井 高人

明治大学の夏井でございます。

報告を早速始めるべきところではありますけれども、まず御礼を申し上げます。この度は、このような立派な会場をお借りできまして、またこのように盛大にシンポジウムを開催することができ、関係各位に感謝申し上げたいと思います。

このシンポジウムは、今年5月に第1回目を開催いたしました。そのとき見えていた方も何人かきょうお見えのようですけれども、今回が第2回目であります。なぜ「共同シンポジウム」であるか。主催団体が3つあるから共同であるというのが、形式的な理由でありますけれども、実質的な理由といたしましては、開催経費の一部を文部省等からの補助金などに頼っていることがあります。ところが、お手元の予稿・資料集の目次をご覧くださいますと、「サイバー法研究会」というのと「法情報学研究会」という団体名が出てまいりますけれども、「SHIP-project」というパートが出てこない。これはなぜだろうと疑問に思われる方が多いと思います。これは、SHIP-project でやっていることが今回のプログラム全部に被っているからだということになります。

### 1 SHIP-project とは？

わが SHIP-project は、社会科学系の情報プラットフォームをつくろうというプロジェクトであります。この名前の由来自体が語呂合わせなのですが、SHIPの「S」はsocial、「H」はhuman、「I」はinformation、「P」はplatformのプロジェクトという形になっております。具体的な素材としては、とりあえず法情報データベースをターゲットとして研究開発をやっておりますが、その開発過程で得られた知識やノウハウ、技術などは、ほかの社会科学系の様々なデータベースや研究手法に応用できるであろうという見込みのもとに、かなり広い領域を前提に考えております。

しかも、単なる技術開発ではございません。この法情報データベースを素材として研究するという事は、実はインターネット上で、あるいは将来インターネットよりもっといいネットワークができていられるかもしれませんが、ネットワーク環境で何かデータを収集し

たり、利用したり、蓄積したりする。そういう営みを通じて学問研究をしたり、楽しんだり、生きたりする。そういう環境のもとでは、いったいどういうことが起きるかということ、いろいろと多角的に検討したうえで、具体的なシステムの中にその成果をインプリメントしていくというかなり欲張ったものになっております。

具体的に申しますと、今回のシンポジウムのテーマとの関係では、午前の部で出てまいりました「消費者の個人情報」もあります。これは消費者個人にとってはプライバシーかもしれないし、個人のデータかもしれません。だけれども伝統的に、個人情報、消費者情報の塊は、その塊をもって秘密のものとして扱ってきた企業にとっては、知的財産権であるトレード・シークレットでもあったわけで、要するに私的な財産権としての側面も持っている。データそれ自体は全く同じであっても、社会的な機能が違うということになると思います。我々が法情報データベースを開発すればするほど、我々の研究活動が企業活動ではないのにそういう事柄と関係を持ってしまうという問題が起きてまいります。

例えば、現在公開されている判例だけをデジタル化するのであれば、既に日本の様々な商用法情報データベースでも実現されておりますし、そんなに問題もないかもしれません。しかし、各大学に保存されております判決原本の中から逐次デジタル化作業を進めて、もしもこの世の中に存在した全ての判決がデータベースの中に収められたとします。そうすると、略式命令とかそういうものは別といたしまして、判決によって有罪判決を受けるものは、その判決が現存されている限り、それらが全てデータベース化されることとなりますので、明治初めの頃以降、我々の何代か前の祖先も含めて、法務省にさえない全ての情報を含んだ「前科・前歴一覧表」みたいなものを自動生成することができてしまう。その結果として、プライバシー侵害どころではない非常に大きな問題を起こしてしまうかもしれない。そういうふうな問題が当然あるわけです。

じゃ、そのためにどうするかということになりますと、技術論としては、XMLの技術をうまく使えば、何かのスイッチの切り替えで、Aさんとか、Bさんという匿名の表示に切り替えたり、特定の権限を持っている人だけが実名で読むことができるようにするとか、そういうふうな仕組みをこしらえることはすぐできます。そのような仕組みを破るような悪い奴がいるということが危惧されるときには、2種類データを用意しておくということもできるわけで、そういう対処は可能であります。

が、しかしよく考えてみると、その判決それ自体は文化的な産物であり、また貴重な歴史的な史料でもありますので、たとえ人権侵害に当たるような結果が発生したとしても、

それ自体として歴史的な価値があるということ、そのこと自体は否定できない。公開することによる弊害がある場合には、公開しないという扱いをすべきだということはあると思うのですが、公開するのが非常に困るようなものであるからといって、その史料自体の歴史的な価値が損なわれるということはありません。むしろ、もしも人類がもっと賢くなって、何百年かたって、そういう問題をクリアできるようになったときには、そのような史料があったということの完全な復元できる形で我々は保存しておく未来の我々の子孫に対する義務みたいなものがあるのではないかというふうにも思われるわけです。

そうしますと、我々がなすべき仕事は、現状における価値観を前提にして、先ほどの顧客情報でいうと知的財産権対プライバシーとか、その他いろいろなぶつかり合いが生じてしまいますけれども、そういうものをどうにか解決するための中間的な何かバランスのとれた考え方を模索するという努力を、今すべきだと思います。でも、それだけでは不足に、もしかしたら人類全体が将来どういうふうな価値観を持って生きていったらいいのかというような、もっと哲学的なことも考えていく必要もあるのかもしれないとも考えます。

午前中のお話以来いろんな話し合いの中で、各国の法制度などのバックボーンが違うという話題が出てまいりました。例えば、ガイドラインに従って自主規制でいくという場合でも、その自主規制を支える社会的なバックボーンがあるからこそ、そのガイドラインが機能する。そういうものがないところで単純にガイドラインでいきたいと思います。それはただの紙に書いた文字列に過ぎないということになるので、むしろそういうところでは強圧的に何か法律でガンガンやったほうがうまくいくということだってあり得る。しかし、「法律に従え」と言った途端に「全体主義的だ」と考えるような人がたくさんいるような社会で、強圧的な法律を入れたら、もちろんその法律は機能しないということに、逆になってしまいます。

ですから、どのような社会的状況のもとで、どのような社会的装置が持ち込まれて、それがどのように使われるかという、そういうことをしっかりと考えることがすごく大事なんだろうと思います。

これは個人的な考えですが、私の考えによると、法情報は、徹頭徹尾「ツール」だろうというふうに考えております。そのツールをどういう目的で使うかは、いろんな立場の人の自由である。例えば、警察の場合には、犯罪人の検挙・取締りのために使うわけでありまして、判決を書く裁判官の立場では、自分の判決の結論を正当化するための理屈の1つとして法律を使うわけですし、企業にとっては、自分の企業活動によるメリットを最大限

引き出すための何か道具立てとして法律を使うということになります。法律それ自体として何か価値があると考える立場もちろんあって、法哲学でも自然法論のような考えの人は、たぶんそうだろうと思います。けれども、実務レベルで考えると、たぶんツールであります。ツールである以上、ツールそれ自体は本来何か性質を持っているものではないので、使う立場によって、良くも悪くもなるということになります。

我々が何をしたらいいかという、ツールであるということを率直に素直に認めたいうえで、弊害が出にくいような使い方をどうにか電子的な世界の中に盛り込んでいくことができたらいのではないかと。そんなことを考えるわけです。

そんなことを考えながらプロジェクトを始めたわけでありますけれども、このプロジェクトの目的とか構成などの形式的な部分については、第1回のシンポジウムで報告いたしました。その内容は Web 上で入手することができます。

**【参考 URL】**

SHIP-Project とは? [http://www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel\\_h/legalinfo/doc/SHIP-proj.htm](http://www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel_h/legalinfo/doc/SHIP-proj.htm)

## 2 1999 年度における SHIP-project の活動

1999 年度の活動の概略を報告いたします。

### (1) プロジェクト専用研究施設の建設

約 3000 万円ほどの予算で専用の施設を建設していただきまして、そこにサーバなどの装置を設置してもらいました。サーバの関係は、明治大学の和田悟先生が中心になって鋭意作業を進めておりますが、ある程度馬力のあるサーバでとにかくどんどん成果を公表していきたいということで、だんだん道具立てが揃っている段階であります。うまくいけば 12 月からは、その施設で簡単な研究会みたいなものは開けるようにしてあるので、定例研究会的なものを作りたいとは思っております。

## (2) 共同シンポジウムの開催

共同シンポジウムを開催いたしました。第1回目は5月29日、第2回目が本日(11月27日)です。

## (3) 夏期研究合宿の開催

夏期研究合宿を開催いたしました。

それまでは、ずっとプロジェクト・メンバーによるメーリングリストだけで議論してまいりました。

先ほどから言っておりますように、単にデータベースをつくるという仕事ではないので、サイバー領域における様々なプライバシーだとか知的財産権の問題もきちんと検討しつつ、かつ情報それ自体の技術的な側面、あるいは法哲学的な側面、言語学的な側面、そういうものもきちんと研究して、総合的にやっていきたいということを考えておりますので、どうしてもサイバー法研究会の会員、法情報学研究会の会員の協力を得ないと、プロジェクトそれ自体が成り立たないということになります。そこで、SHIPのメンバーだけでなく、サイバー法研究会と法情報学研究会のメンバーにも随時適当に入ってもらったりして意見交換したり、相互に協力してやったりしております。

そういう形でやってまいりまして、メーリングリストでもずいぶん議論できたのですが、しかし、ちょっとだけ正直に言いますと、インターネットで議論するのは、やはり限界がありますね。しゃべると簡単なこと多いですよね。「あっそうか、これ誤解だった。ごめん」で済むようなことも、何か書いている間にだんだん腹がたってきて、「この野郎」って思ったりしてしまいます。あとで冷静になってから「謝りたいな」と思って、メールで返事を書き始めるんです。でも、ただ謝るのは癪だなと(思わなければいいのに、ついつい思ってしまうので)「これは俺の誤解だった、ごめん。しかし、……」と書いちゃうんです。だからまた「しかしとは何ごとだ」というので、お叱りの返事が戻ってきて紛糾がさらにひどいことになる。でも、会ってみると、ふだん過激なことを書く奴だなと思っても、意外と酒飲みだったり愉快な人だったりとか、だいたい人間同じだなと感ずることが少なくないです。で、一緒に風呂でも入って「ここの酒うま

いね」なんて言いながら、だんだん打ち解けて、すぐに話がまとまるとかですね、対面でのお付き合いには非常に多くの利点があります。いわゆる「赤坂の料亭」スタイルみたいな感じですけど、やはり人間、面と面と会って何かやるというのは、すごく大事だと思います。

そういうことで、この夏（1999年）に、プロジェクトのメンバーである某先生に幹事をお願いして、ちょっと安い温泉宿を探してもらって、そこで合宿をやりました。その成果が第2回共同シンポジウム予稿・資料集の48ページ以下のところに書いてあります（本講演要旨集では145ページ以下）。亜細亜大学の町村先生がほとんど全部書いてとりまとめてくださったものです。議論の進め方のドラフトと議事進行も全部、町村先生がしてくださいまして、私も名前を連ねているのですが、48ページの前書きのところだけを私がちょっと簡単にまとめて、49ページ以下はほとんど全て町村先生にまとめていただいたものです。

ここに書かれていることは、SHIP-projectとして、こうやっていこうと取り決めたことが幾つか入ってます。詳しくは省略します。これから、これは大変な問題である、考えていかなければいけない問題だ、ということが幾つか積み残しのものがありまして、そういうものをさらに今後5年間で考えていく。考えて、結論を出すというよりも、こういうことを考えているぞということを、こういうシンポジウムとか、その他Web上のいろんなチャネルを通じてどんどん提供したい。そうすることによって、同じような問題は、同じように何かWebを利用して何か学問研究しよう、あるいは商売しようとする人にとっては必ずぶち当たる問題だろうと思うので、何かヒントになるようなものを提供できたら、文部省等から補助金をもらってやっている意味があるのではないかと、いうふうな感じを持っております。

とりあえず、現在、非常に困っている問題が幾つかあります。最も根本的な問題としては、やはりフォントの問題があります。Unicodeの問題を含め、フォントの問題は、議論を始めると何十時間あっても足りないくらいです。日本でしか通じませんが「フォントにフォント大変だ」という・・・しょうもない駄洒落を言いましたけれども、そういう大変な問題なのであります。

簡単に言いますと、何円という半角文字（𠄎）がありますよね。あれは目でみると「何円」と日本ではそうなりますけれど、例えば同じコード番号が、韓国ではウォンというふうに割り当てられていますから、ただ単純に訳も分からず「500エンで買う」と

いうふうにメールをやったら、向こうでは「500 ウォンで買う」というふうなメールに見えてしまうということが起きてしまいかねない。そうすると、そもそも電子商取引というのは成り立つのか。これフォントの問題です。

世界の全ての国に、重複して番号を使わないように、例えばアメリカ国は0番～100万番まで、日本国は100万1番～200万番までというふうに、領域を全部完全に国連か何かで割り当てちゃって、その範囲内で使いなさいというふうにやっしまえば、この問題は絶対に起きないのだけれども、残念ながら最初にアメリカでできたアスキー・コードを真似して各国で勝手に文字コード体系とかフォント等を開発した結果、こういうことが起きてしまっている。もしかすると、電子取引は、こういう本当につまらない問題で失速してしまうかもしれないなという危惧さえ持つこの頃であります。

法情報データベースをつくる場合でも全く同じ問題が起きてしまいます。データベースには日本からだけではなくて、海外からもアクセスしてくる。本当に「法情報」として伝えられるかという、意味が分からなくてもいいから、まず正しい文字の形が見えなければいけません。それをどう確保するかという問題がなかなか大変。そういう問題もあります。

#### (4) 「'99 XMLフェスタ：XML開発の日」への参加

その他技術的な問題も含めていろいろ研究してまいりました。

つい最近では「'99 XMLフェスタ：XML開発の日」というのに、小松弘先生と私と和田悟先生の3人で行って意見交換などをしてまいりました。非常に有意義でありました。

### 3 SHIP-Project における法情報データベースの構築

今後は、今年予算の範囲内で、データ入力やれるところまでやりたいと思っています。

たしか立山先生のお話の中にあっただのですが、ソースとしての法情報を完璧に提供できるデータベースを使っても、それを使いこなせるかどうかは全く別問題です。もちろんそうです。それから、ソースとしての法律条文だとか、判決とかを商用データベースの企業とか、我々の大学プロジェクトとか、そういうところがバラバラで出すということが、何

かすごく無駄なことのようにも思える。本来、第1次ソースである法情報の発生源のところで、きちんと無償で提供すべきものではないかとも考えられる。そこらへんを考えてみると、商用データベースの企業なども含めて、パネル・ディスカッションではなくて「バトル・ディスカッション」というのをやってみたほうがいいのではないかなと、ちょっと考えました。

2000年5月20日と21日に、第3回共同シンポジウムを明治大学駿河台校舎で開催することを予定しております。そちらのほうでは、少し拡大して、プロジェクトや研究会のメンバーだけではなく、いろんなところの方々に集まっていただこうかと企画中です。どこでも共通の悩みがあるはずだし、今後のデータベース企業として生き残っていくためには、ソースだけでメシを喰う時代は終わってしまったので、ソースの使い方とか、そういう付加サービスをどれだけくっつけていかないと、たぶん喰っていけないと思うので、そこらへんのところを議論していく。学者としても、学者の立場でどういう付加サービスを付けていくかということが勝負になるだろうと思うので、そういうあたりを議論できたらいいなと考えながらやっております。

このあとはパネルでということにいたします。

長くなりまして申し訳ありません。(拍手)

## 第2部パネルディスカッション 「インターネットと法情報」

[

司会]

養老真一（大阪大学法学部助教授）

[パネリスト]（発言順）

小松 弘（弁護士）

夏井高人（明治大学法学部教授）

立山紘毅（山口大学経済学部教授）

指宿 信（鹿児島大学法文学部助教授）

門 昇（大阪大学法学部講師）

<司会> 大阪大学法学部の養老でございます。パネル・ディスカッションの司会という大役を仰せつかりまして非常に恐縮しているところですが、パネラーの皆さんの助けを借りながら進めさせていただきたいと思えます。

さて、夏井先生が書かれた文書などを読ませていただくと、SHIP-projectでは、「法情報流通を目的とする大規模な情報プラットフォーム」の構築を最終的には目指しているとなっています。

このパネル・ディスカッションでは、パネラーの皆さんに、そういうものが法律専門家や一般社会にどういう影響を与えるのか、いろいろな話を折り込みながらお話いただきたいと思えます。

まず最初に、私の個人的興味から始めさせていただきます。XMLによる法律情報の発信について、小松先生に報告していただきました。法律情報というものをXMLで発信する事になれば、何がどう変わるのか、どのような利点があるのか、そういうあたりを簡単に説明していただけないでしょうか。

<小松> どこが違うかという、これは全然違うということになります。4つにまとめることができますが、1つは、インター・オペラビリティ（inter operability）が高い。簡単に言いますと、例えば阪大と明治大学とで別々のデータベース、ベンダも違う、つくった人も違うというようなものがあるとしても、その間で情報を交換することができる。従来、コンマ区切りとか、タグ区切りとかでやっていると、どこのコラムが何の情報であるか

ということは、また別に交換しなければいけない。それからデータベースの側でも、データのやりとりのためのプログラムをわざわざ作らなくてはならない。これが XML を使うと、汎用のプログラムを通すことによって、全然プログラムがいらなくなるということではないのですが、従来よりは非常に簡単になるという点が1つ。

もう1つは、XML でタグが付いておりますと、通常テキストですと、人間が読んで高度な自然言語解析をしないと機械による加工が難しいというものに対して、XML である程度コンテキストの情報を与えておくと、機械で自動的に加工ができる、あるいは処理がしやすいということがあります。

3つ目が、リンクとか引用、参照あるいは注釈を付ける。これは法情報にとって必須のもので、例えば宗教の場合は「経典」というのがありまして、経典というのは、いわゆるお経ですね。法律でいえば一次情報である法条文とか判例ですが、これに対して、これだけ読んでも分かる人はいないので、だいたい注釈や何かが付かなければいけない。これは「緯書」(イショ)といわれる、「イショ」といっても遺言状ではなくて、経典の「経」に対する経緯の「緯」です。「緯書」というものがどうしても必要になる。この「緯書」に対応するものとして、XML のタグを利用することができるということは言えると思います。

4つ目が、テキスト情報とか、あるいはワープロの情報ですと、例えば Word などでも差分情報というのが取れないことはないんですね。ただ2つの似たような文書があるときに、どこが違うかを出せという命令をすると、たいてい非常に悲惨な結果になって、使い物にならないということがあります。XML の場合、まだ研究開発途上という面もありますが、かなり精度の高い差分情報が取れる。この4つが、全然違う点だと思います。

〈司会〉 ありがとうございます。XML は情報の相互交換等に大変便利であるとのことですが、我々のプロジェクトでは1つのチームで1つのデータをつくるのですから、データの相互交換性はあまり関係ないのではないかと、何となく思ってしまうのですが、そのへんはいかがでしょう。夏井先生でも、小松先生でも。

〈小松〉 1つのプロジェクトであっても、阪大と明大で同じものをつくられるかどうか。これはまたご趣味の問題もありますし、あるいは法律事務所と大学で同じシステムが使えるというわけではなくて、日本の法律事務所は一般に零細企業が多いので、高いデータベースが使えないので、XML だと大抵のツールがタダで手に入るから、すごく嬉しいということもあります。

〈夏井〉 具体的にご説明しますと、幾つかのメリットがあると思っています。大きな法

情報データベースを大企業が何千億円もかけてつくろうと思ったら、トップダウンにスパッとできるかもしれないです。大学の研究者が付加価値の高いデータベースをつくろうと思うと、ある特定の法領域を幾つかの大学に割り当てて、コンカレントにやっていくしかないだろうと思います。そうやると、どういう問題が出てくるかという、仕様を予め定めていても、最後のところでは異なってくるということが、もちろん出てきます。例えば、原告名には「げんこく」というふうに平仮名でタグ名を付けようときめたら、ある大学では、それ気持ち悪いから漢字で「原告」と付けようとするかもしれません。単純に HTML とかテキストだったら、平仮名の「げんこく」と、漢字2文字の「原告」とは違う文字としてコードとして認識されるから、互換性のないデータの塊、あるいは互換性のない種類のデータであると認識されてしまうかもしれない。しかし、XML の場合には、平仮名で「げんこく」というタグが付いていても、漢字2文字で「原告」というタグが付いていても、それは同じ性質のものであると定義をするファイルをつくってしまうと、全部置き換えて使うことができるので、複数の大学でたまたま細部の仕様が違ったものができてしまっても、どこが違ったのかということさえ分かっていたら、全て同一のデータベースの一部として相互運用することができます。

それから、また別の角度からですけれども、さっきの差分が取りやすいということとも関連するのですが、最初の法律ができて、そのあと改正法というものができます。改正法は、例えば「第21条をこのように改める」、こんな感じになっていて、ほかのところは何も手をつけてない。こんなタイプのものが多いですね。改正法というのは、いまの例だと、21条をこのように改めるという文章しかなくて、有斐閣にしる、第一法規にしる、そういうところで編集して新しい「六法」をつくる。こういう形になっていますね。もしもオリジナルの法律と改正法律があったら、自動的に判断して、新しい条文の文章を変更のあったところだけ総取り替えをしてくれるようなものをつくれれば、差分のところだけ自動的に置き換えるようなものができるはずですよ。そうすれば、オリジナルのテキストも保存されているし、改正法それ自体も保存されているし、改正法によって改正された後の条文もあるという3種類のもので用意されていることになって、これは法学研究の上で非常に便利ということになります。

現在、それを探す手だてとしては、図書館の奥のほうへ行って、埃まみれになって古い官報を探すしかないわけですが、それがもしも全部順次積み重なっていくと、法学研究は飛躍的に進むと思います。

そういう形でやるためには、従来のテキストファイルとか、HTML ではちょっと無理で、やはり XML を使わざるをえない。その他いろいろメリットはあるのですが、XML は法学研究者にとっては非常に可能性を秘めた、非常に便利というか、助かる道具立てだというふうに理解しています。小松先生、そうですね。

〈小松〉 おっしゃるとおりです。

〈司会〉 ありがとうございました。さて、XML を利用するには DTD を作成する必要があるわけですが、どのようにデータを使用するのかよく考えないと、DTD も非常にきめにくいのだらうという気がします。先ほどアメリカの Legal XML の例を小松先生に報告していただいたのですが、DTD をきめる人間のルールをまず先にきめるという、なかなか大変な話を紹介していただきました。さて我々はどのように DTD を決定していけばいいのでしょうか。

〈立山〉 実をいうと、今、何を考えていたかといいますと、そういう共通のお互いに非常に豊かな情報が流れるような状態にするために、情報の様式を統一しようという話があるわけですね。私は、今、大学の中での情報の流れを管理するためのルールをつくらうということを言っております。その際にたてたルールとして、1つは、発生源がデータ管理の責任を負うという「発生源管理」の原則。もう1つは、一貫性を保つという「責任性」の原則。もう1つは、「相互運用性」の確保。そのようなルールを立てたわけです。もっともその前提に、さらに個人情報の切り分けの問題というのがあるのですが、とりあえずこれは退けておくとして、問題は、できるだけ分散的にやりましょうということを原則にしたわけです。その際に、例えばさっきおっしゃったように、発生源ということ言えば、判例とか、法令とかについて言えば、まさにそれを出したところがそれを管理して、オリジナルを提供するほうが一番能率がいいということは、はっきりしている。問題は、相互運用性や一貫性です。インター・オペラビリティという言葉が使われたのですが、もう1つ、コヒレンス (coherence) を確保するためには、分散に頼るわけにいかないという、そのジレンマに実は直面していて、私がお尋ねしたいのは、SHIP-project というので、今ある意味でボランティアな形でできていて、例えば、今後トラブルが起きたときのということで、小松先生から先ほど、寄託機関としてどこかを設定しているというお話があったのですが、そのコヒレンスや、あるいはインター・オペラビリティを確保するための、あるいは相互の情報の利用関係という情報の流れ、あるいは改定経緯ですね、そういうものをどこかで一貫して管理する。情報の流れについての情報というものを、独立の情報とし

て生成して、誰かが見ておかないと、これは大変なことになるということを、まず直観したわけですね。それはある意味で、今のこのプロジェクトがどういう形で、次のステップへ行くのかというあたりを、私からはむしろお聞きしたいということをお願いしたいのですけれども。

〈夏井〉 私の願望も入っているのですが、事実が全部ではないという前提でお聞きいただきたいのですけれども、私は、例えば裁判所なり法務省なりがソースを出すべきだということを既にいろんなところで書いてきましたし、主張もしてきました。そういう動きは実際にあるようです。

ただ問題は1つだけあります。やはりフォントの問題です。最高裁の速報をご覧になった方はお分かりだと思いますが、文字化けしているのにお気づきだと思います。これは裁判所専用の特製フォント集というものがあまして、それを使わないとちゃんと見られないということになっています。裁判官がみんなそれを使っているものだから、それをコンバートして最高裁で上げてくれればいいのだけど、速報ですから、コンバートしている暇がないのでしょうかね（これは皮肉ですけれども）。

そういうのをどうするか。私は、そういう問題も含めて、官庁も商用データベースをやっている経営者も、集まってちゃんと議論すべきだと思います。議論した結果が、我々の考えている結果と違ってもかまわない。だけれども、何か取り決めをしていかないと、結局最後までつまらない問題で振り回されていしまうから、議論して決めればよいと思うのです。信号機の色が「青」がいいのか「緑」がいいのかという議論とほとんど同じ議論で、誰かが決めればよいわけですね。そういうことの音頭取りの役割を、我々のプロジェクトがやっていければ、それもいいのではないかと思います。欲を言えば、我々のプロジェクトで提案しているものが事実上の標準になってくれれば、学者としての満足度も非常に高いという感じにはなるかなと思いますけれども。

〈小松〉 法情報を公開するときのモデルにアメリカがよく使われると思うのです。アメリカを見られたら分かると思いますけれども、州でも連邦でも各裁判所が自分たちのサーバを持って情報を提供しています。日本だと、各地裁では、競売情報ぐらいは出しているところありますけれども、判例は最高裁がやっているだけ。こういう落差を見たときに、**SHIP-project** がモデルとしているものはどういう……。今の世界にないような気がするのですけれども、イメージとしては、分散型でサーバを幾つも置いて、それをコネクティングしていくという、そういう形でやられるということでしょうか。

〈夏井〉 開発の場面では分散がいいと思います。ただ、それをちゃんとしたデータであると保証して出さなければならぬ段階がどこかで出てくると思うのです。そこではフィルタをするためのサーバはどこか1か所に絞らなければいけないと思います。でも、そのコピーを何万個かつくって、世界中のいろんなサーバで持っていて全然かまわないわけだから、保証されたデータを持っているところは別に1か所でもかまわないだろう。その意味で、分散から始まって、どこかで集約してきちんとオーソライズして、それからまた分散していくと、そういう運動を無限に続けていくというのが、いいのではないか。

それから、第1次ソースは、どうやったって法務省や裁判所などからしか出さしかないわけだから、それはそれで、そういうチャネル取り決めをして、お互いに不信感を持たないような取り決めをきちんとつくって、お互いに協力していけばいいだけの話ではないかと思えます。

〈指宿〉 それが今、立山さんが懸念された、情報をどこが管理しているか、オーソリテイを与えるアカンタビリティはどこが持つかというのが明確でない形のところに、ソースがちゃんとデータが提供されるのだろうかという、ここが1つのポータルサイトでここに全部あって、自分たちの情報が改ざんされたりしないようにという責任主体が明らかであれば、まだ提供してもらいやすいのではないかなという、私の直観ですけれども、特に日本政府の場合。

〈夏井〉 そうですね。先ほど、指宿先生のお話の中でもあったのですけれども、法情報に限らず、学術論文や小説なども含めて、もしかするとどこかでこれが確定版であるというものを保証できるデジタル的なアーカイブみたいなものをつくって、国会図書館本を納めるのと同じような感覚ですけれども、そこにファイルを納めたら、それが確定版であるというような感じですか。フォントの種類だとかレイアウトなどもそこで確定してしまつて、改訂は許さないという形にすれば、コピーであっても原本性が一番保証されているような、そういうアーカイブみたいなものを、もしかしたらどこかでつくっていかなければいけないかもしれない。

昼休み中に雑談を交わしたときに、私がちょっと意見を言ったんですけれども、さっきの引用の議論にしても、何かフィックスされたようなものでなければ引用というのがそもそもあり得ないという考え方もできるのではないかと。最近そんなふうに思っています。要するに、可変的なものについて引用というものはあるのだろうか。文章の中で、例えば「岡村弁護士は『〇〇』と言っていた」というふうに引用していたとします。そのカギ括弧の

中が可変的なものであるとすると、引用したことにならないのではないか。どこかでフィックスさせなければいけないのではないか。デジタル空間でそれをやろうとすると、どこかそういうデータを登録するところとか、寄託するところだとか、それで原本と同じ価値を持つものだと保証するような巨大なアーカイブを誰かがつくって運営していくしかないかもしれないと思いましたけどね。でも、我々は、それを実現する能力を持っていません。もし議論の末にそういうやり方がいいのだという結論になったら、それは提案していくこともあるかもしれません。それは法情報学研究会としても、サイバー法研究会としても、今後も議論していきたいなと思っていますけれども。

〈司会〉　いまの引用の問題に関して、門先生にお話を伺いたいのですが。

〈門〉　指宿先生の先ほどのご説明の中でも触れておられると思うのですが、インターネット上の情報の引用というのは難しい問題がありまして、現実に私もインターネット上で公開されているいくつかの論文を読みますと、次々とその中で URL の引用がたくさん出てくるんですね。それはアメリカの雑誌に限らず日本でも最近是非常に多いですから、そういうものをクリックしていくと、**Not Found** とか、**File Not Found** とかいうような表示がいっぱい出てきて、現実にあまり機能してないことが多いようです。これからそういうのがいっぱい出てくると、かえって混乱するのではないかという面もあって、この引用の問題というのは非常に複雑です。この問題の展望についてお聞かせいただきたいと思います。

〈指宿〉　私が、これがいいということはなかなか言えなくて、最後に4つぐらいのルート可能性があるとして申し上げた、ああいう形で。それから夏井先生がおっしゃったような納本的なものでやるかしないと。例えばアメリカのロースクールでは、既に「URL 文献は引用するな」と言う先生すら現われている。それは一部ですけれども、そういう指導をされている方もおられるぐらいですから、そういう事態を乗り越えるためには、Web 図書館みたいなものをつくっていく。では、誰がいったいするかということがありますが。資料の判例や法令、それから行政文書については、例えば、オーストラリアの **AustLII** (Australasian Legal Information Institute) が1つのモデルになるのではないかと思うのです。あそこは、単独のサーバをニューサウスウェールズ大学とシドニー工科大学という2つの大学のジョイント・プロジェクトでやっている。そして政府関係機関、地方機関もみんなそこにドキュメントを出す。そういうシステムをつくりました。

では、アカデミックなドキュメントをどこでストックするか。やはり公的な機関、例え

ば国会図書館の分館を関西につくり、デジタルなアーカイブをつくろうとしていますけれども、それをもっと拡張させて、そこに登録制の論文の URL を受け付けるようなコーナーをつくるといったアイデアはあり、技術的には不可能ではないと思います。ただ、それを実行するだけのコストをかけて見合うものかどうかということです。これだけインターネットが盛んになっているにもかかわらず、やはり紙媒体というのは不可欠な状況ですから。

〈夏井〉 さっき指宿先生のお話を伺っていて、指宿先生のプレゼンテーション中のクリップアートで「巻物」の画像を示されながら、昔に戻っている部分があるという話を聞いて、「あっそのとおりだな」と思ったんです。どこがそうかと思ったかという、現実世界の本では、どうして引用について難しい問題が起きないのかということに関連します。本を出版すると、普通は、少なくとも 200 部ぐらいは刷りますね。多いものは何万部も刷りますね。そうすると、もし仮にその本の原本が失われたとしても、印刷したものがどこかに何十冊か保存されているでしょう。そして、引用された箇所を図書館なり個人の蔵書などで確認するチャンスがあるからだと思うんです。ところが、Web の場合には、確かに 1 か所のホームページにアップロードすると何万人からも閲覧することはできるけれども、そのコンテンツはそれ 1 個しかないから、昔の羊皮紙にきれいにキリスト教のお経みたいなものを書いたような巻物が 1 本しかない状況と同じになってしまいます。誰か一生懸命複製して写本を作ってくれば(これはミラーサイトのことを言っているんですけども)、その複製物もあるかもしれない。でも、ミラーサイトだから、もしかしたら書き写しや間違いもあるかもしれない。そういうヨーロッパの中世に近い世界に戻っちゃったのかなと思ったんです。羊皮紙は非常に丈夫なものだから、それが代々キリスト教のお坊さんが受け継がれて読まれても、ちゃんと使えます。その意味では、1 個のソース (コンテンツ) から何人も人が閲覧可能だし、いろんなものに使えるのだけど、でもやはり 1 個しかない。教会が火事で燃えてしまったり、蛮族の侵入で壊されたりするとなくなっちゃう。これは要するにクラッカーによってサーバが壊されるということを意味しますけれども、何か中世に逆に戻ったような部分もあるのかしらなんて思っています。これを防ぐためには、どこかきちんとアーカイブを創るしかないのじゃないでしょうかね。現実世界とパラレルに考えるとね。

〈司会〉 アーカイブに関してちょっとお伺いさせてください。Web 上の情報について、本当にアカデミックな普通の論文か、もしくはそれに近いつもりで書いたものに関しては、

おそらく大きな問題はないのだらうと思います。例えば物理の世界では、プレプリント・データベースという論文の巨大なアーカイブがインターネットの初期の段階から存在していて、研究者は論文を学術雑誌に投稿する前にプレプリント・データベースに載せるのが一般的になっています。また、それを引用する形式も大体決っています。

ところが、引用したい文献というのは、必ずしもアカデミックなものばかりではない。インターネット上にはそうでない情報もかなりあるわけです。そういうものも電子図書館に登録されるのでしょうか。当然、登録対象となる情報を発信した人は登録されることに對して慎重にならざるを得ない。それに関して、立山先生・指宿先生からご意見をいただければと思います。

〈立山〉 実をいうと、仮にアーカイブがあったとしても、先ほどあったように検索エンジンを備えていて、それでいつでも誰でも検索できるよという、それももちろんあると思うのですが、もう1つ、必ずそのような場合にはインデックスを付けるという作業が出てまいります。そこには当然、分類という行為が行われるんですね。そうすると、私が思い出しますのは、中国の『四庫全書』です。簡単に言いますと、当時、清朝の時代に存在した図書を集めて、文字通り4つの蔵に分類して集めた、というものです。

その4つの蔵、というのが大分類で、その下にさらに小分類があるんですが、『四庫全書』については、皆さんよくご存じのとおり、評価が2つに分かれます。といたしますのは、当時の清朝に批判的な本は、そこに収めるのを許されなかったという言論弾圧の側面もありますが、その一方、その分類自身が清朝の価値観なり文化なりというものを反映したものでした。それはそれで貴重な史料なのですが、これを現在使おうとすると非常に困難です。

実は、私ども山口大学経済学部にて東亞經濟研究所というのがありまして、そこが持っている文書は、もとは『四庫全書』によって分類されておりました。それを7、8年前にNDC（日本図書十進分類法）で全部やり直したんです。ざっと6万冊近くありますから膨大な作業なんです。手間の膨大さもさることながら、NDCというのは20世紀後半の日本人の価値観による図書の分類ですから、そもそも無理といえれば無理な話ではあります。しかし、そのことによって、古い中国の書籍が、われわれの利用可能な情報としてよみがえったことも間違いない事実です。しかし、それが、たとえば25世紀になったときにアーカイブとして通用するのかなどなのか。その意味では、アーカイブというものの機能自身をかなり絞り込んで考えなければいけないのかなという気もしていたんですね。

もちろん、言論統制につながるのは論外だと言わなければならない。しかし、その機能というものを、いわゆるオリジナリティーとインテグリティをオーソライズするような、そういうところに限定した形であるのか。それとも、やはりデータベースというものの前提に従ってインデックスとか、そういうものを何か考えるのか。そのへんのところが、今お話を伺っているとき思い出したということで、とりあえずコメントしておきます。

〈指宿〉 きょうは話さなかったのですが、インターネットの文献学的なところで言うと、リソースのエバリュエーション（評価）というのがすごく問題になっているんですね。だから、あるリソースを探し出したときに、これがいったい引用に足るものかどうか。使えるというのを、どういうふうに判断していくか。紙の媒体では、我々はだいたい直観的に、あるいは経験的に身につけているわけですよ。きちんとした編集者のいる雑誌というのは、どういう論文を掲載するかについて、あるスタンダードがあって、それをクリアしたもの、あるいは編集委員会をクリアしたものだけしか載らない。そういう了解事項があるわけです。ところが、Web 文献といふのは、ネット文献といふのは、そういうものがない。そうなる、たとえば電子納本するとしても、それをいま立山さんがおっしゃったように、あるものを落としたりしていくわけにいかないですから、原則からしたら全部入れるということになると、その質の問題が出てくる。あそこには悪いものしか入っていないということになると、紙のほうがいいということになると、動機づけが非常に弱くなると思うのです。誰でもそこのできるのだったら、逆に私はしないというふうには。

これは法律だけではなくて、今あらゆる学問分野で出てきている状況で、むしろネットには載せないということのほうが、自分の文書や作品、そして、資料としての価値を高めることになると、インターネットが目指していた理想とは逆の方向に現実は向かってしまっているという状況もあるので、直ちに電子納本やそういう形が本当にいいかどうかということには疑問を感じているのです。

〈夏井〉 立山先生のことについてですけども、昔は、本当に紙と筆しかなかったから、インデックスをつくったら、しかもお上がつくったらそれを民のほうで改訂するというのはできないですよ。けども、今は全文サーチエンジンもデジタルのものだったら使えるわけだし、キーワード自動切り出しなんというのも自動的にできます。誰がどんなふうインデックス付けしようと、そのソースとしての一体性が確保されている限り、もう一度洗いなおして、自分で勝手に要素を抽出して体系を造り直すことは、それは表現の自由の問題じゃないかと思うんです。また、くだらないものもたくさん蓄積されることは間違

いないだろうとは思いますが。でも、現在では、自分の好みのもとか自分にとって価値の高いものだけを選んでいろんなリンク集をそれぞれ作っていますよね。それと同じような感覚で、「〇〇百選」とかそういうものをアーカイブに対してかってにリンクを貼ってつくるのは、それは自由だと思うのです。紙媒体だとそういうことが絶対できないわけだから、そういうことが自由にできる環境があるということは、重要なことだと思います。

私は、フランス革命の当時の「百科全書派」の人たちの考え方をいつでも思い出します。彼らの考えは傲慢だけれども、少し正しいところがあります。知識を全て記述して『百科全書』ができれば、人類は向上するはずだと思っていたところはすごく傲慢です。でも、知識が全くない状態よりは、傲慢であるけれども知識を書き溜めた『百科全書』が存在する状態のほうがずっといいわけです。しかも、それに対して全ての民衆がアクセスできるなんていうことはあり得ないのだけれども、それがなければ絶対アクセスできません。だから、インターネット上に溢れるばかりの情報があって、その全部にアクセスすることなんてできっこないのだけど、それでも、あるということ自体が重要なんじゃないか。あとは、アクセスの仕方、使い方、取捨選択の仕方をきちんとトレーニングして考える。そういう場をつくるのが、これからの大学の仕事ではないかと思います。

そういう素材があればあるほど、どれを選んでいいか分からなくなるから、むしろ私は好都合だと思っています。それこそ、もし世の中に指宿先生の論文しかなかったら、指宿さんの考えで世界の全ての人々が洗脳されてしまうことになります。やはり山ほどあって、全部矛盾していて、どれがいいか分からない状況があるほうが、むしろ「じゃ、君はどう考えるのだ」というトレーニングがしやすいかな、なんて逆説的に考えたりもします。

〈司会〉 ありがとうございます。ネット文献に関してだいぶ話が発展しました。立山先生は、ライブラリも含めて情報が氾濫していく社会というものに対する問題点をいろいろ講演の中で指摘されました。情報のインデックス付けとか、専門語を一般語に置き換える等、情報の一種の編集作業を行政に任せれば危険であるというお話をされたと思います。そこで我々のような普通の行政機関ではないところが、このような作業を手掛けるというのは、社会的には立山先生がおっしゃるような危険を回避する1つの手段ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

〈立山〉 昨今では、国立大学は行政機関かどうかという、ここを言いだすといやになる頭の痛い話もありますのでやめておきますが、さっき夏井先生がおっしゃっていたことに関係するならば、「大学」というのは、あるいは学問の自由とか、それから派生する大学の

自治という原理というものの原点とは、われわれが一種のプロフェッショナリズム、少なくともこういう知識の世界に対して専念するというのもって、そういう自治の領域というのはあるというふうに、私は考えています。単にそれを誰の発意によって、誰の財源によって運営されているかという問題によって、国立だ何だというのが分かれてくる。そういうふうには、私は捉えてない。むしろその意味では、今の話題でいえば「法」という情報、あるいは「情報」そのものに対して、そのありようというものに対して専念し、それを継承して発展させるということに対してのプロフェッショナリズム、そこに依拠して進めていくというところに意味と役割があるのではないかと考えています。しかし、それは別に、だから大学でなければならないというつもりは全くないのであって、その事に専念するという人であれば、いろいろな形で参加するということがあつていいし、そういうものがなければ、今の社会というものに対して私は非常に危惧する部分がある。

つまり、一方に、データベース屋さんが、アメリカの国境を越えて日本にもやってくるといった形で、それこそ世界が1つのデータベースに統括されるような事態というのも、あなたがち空想の世界とは思えない部分があります。かなり主体的に、多種多様な領域を、自覚的に努力して作り出すということをしていかないと、今の情報の流れとか、あるいはそれを支えている様々なモチベーションから考えると、たいへんこのましくない方向へ向かっていくのではないかと危惧します。ですから、対抗的な専門家集団の確立もまた、そのための1つの試みというふうに、私は考えたいと思っております。

〈司会〉 ありがとうございます。

あと5分ぐらいほどしか時間はありませんが、ここで会場のほうから発表者の皆さんに質問があれば伺いたいと思います。

〈質問者：町村〉 いろいろ面白いお話をありがとうございます。アーカイビングの話ですけれども、図書館みたいな公的な機関がやるというのも1つの手ですが、ネット情報というのは、検索エンジンにしても、ネットランキングとか、トップテンみたいなところとか、様々な広告機能から利益を得るのですが、自発的にボランティアみたいなことをやりながら、しかし経済的にはペイするような、そういう活動というのが隙間産業的に出てきてますよね。アーカイビングなども、そういうインセンティブを利用してできないかなというのが、1つの考え方なんですけれども。それだと、1か所に集中してというよりも、公立図書館あるいは私立図書館みたいなのが、あっちこっちにポコポコ出てきて、それらがいっぱひ総合して全体の1つのアーカイビングをつくるみたいな、そんな発想もあり得る

と思うのですけれども、そのへんはいかがでしょうか。

〈指宿〉 1つの例を挙げたいのですが、オーストラリアのマックアリー大学というところが、19世紀の判例データベースをインターネットで構築しています。つまり、古い判例というのは経済的にペイしないので、商業出版社が手をつけないんですね。それをやろうというので、政府の補助金をもらってやっていると思うのですが、この検索については、AustLIIがやっているんですね。インデックス付けについてはマックアリーがやって、それを高速で検索するシステムはAustLIIが提供している。そういうふうには、データをつくらせるところと検索機能を分担してネットワーク上でやっていく。そういうのがもっといっぱいできれば、十分に可能というか、展望があるのではないかと。実際にそうやっている例もあるということで、ご紹介しました。

〈夏井〉 ビジネスチャンスではないのかなという気も、ちょっとするのですが。

〈立山〉 今の話とはあまりかみ合わないのですが、私はいくつかの階層性があると思うのです。といいますのは、「法情報」と一口で言いますが、性質が全然違うのがあるわけです。例えば、「判決」と「法令」でも違うと思うんです。といいますのは、判決だと、当事者への言い渡しというのがあって、言い渡しによって効力を発生するというのがあります。法令の場合ですと、特に法律の場合ですと、最高裁の判例にあるとおり、東京都内の官報販売所に最初で入手可能な時点というのがありますから、その時点をどう判断するかとか、その途中にもし改ざんの可能性でもあったとすると、遡及処罰の問題とか、理論的に厄介な問題がいっぱい出てきますから、一口に「法情報データベース」といっても、これはその性質によって、主体とか何とかというのは大いに変わったほうがいいと思うのです。

ただし、ビジネスチャンスについてはさっぱり分かりません。ただ、先ほど町村先生がご指摘になった点でいえば、おそらくそのリンク集とかランキングとか称するもの、あるいは検索エンジンの設計の仕方、最近ではヒットの件数を重み付きの数値で表示するというものもありますが、それも設計の仕方によっていろいろあるのだと思うのです。そういうものが自発的にできる余地は意図して残しておくべきだと、考えているわけです。そこにある意味での自由な空間の意味というものもあろうし、いわゆるそういう幾つかの方向からの、幾つかの価値観からの突き合わせということによって、いわば真理への近道が開かれているというのは、それこそ、T・I・エマソンの言うな表現の自由の価値というものと直結すると、私は考えています。

〈夏井〉　すごく単純な算数ですけども、もし世の中の全てのコンテンツについてアーカイブをつくろうとするならば、現在ちゃんと動いているサーバと同じ数のサーバが必要になりますよね。要するに、重複して入っていないという前提で考えるのですけれども、全部オリジナルのものだとすると、そのコピーをつくるためには、同じ分量のサーバが必要である。一挙に2倍に増えますよね。そうすると、2倍に増えた時点で、実は世の中に存在するものは2倍になるから、永遠に終わらないというふうな話になります。これは冗談ですけども、だけれども、少なくとも全部入れようとするそうだと。だから、全部入れるのは所詮無理なわけです。重要なものを入れるしかないわけで、これはネットワーク空間だからそうだというのではなくて、もともと文献というのはそうなんじゃないですか。戦争によって、あるいは腐ったりして、捨てられたりして、貴重なものかなりのものが既になくなってしまっているわけだし。最近では、出版事情の関係で、本を出版した翌日には溶解されてなくなってしまうようなものも多いと聞いています。そうだとすると、誰も見たことなく、新刊書目録にしかないような本なんてものも、いくらでもあるのじゃないかなと思ったりするんですけどね。

これはネットに限らずそういうものかもしれないですよ。でも、自薦でも他薦でも、文化財として残しておいたほうが良いものは積極的に収集すべきだし、現時点では価値がないとか下品だとか思われるようなものであっても、とにかく「取めてください」と言われたら受け取る場所がどこかあってもいいのではないかと。あとは好きなものを集めるようなサイトがあってもかまわない。ただ、それがもともとのオリジナルのものと同価値だということを保証するような、そういう高い信頼性のあるサイトとして運用されることが大事だろうと思うのです。そういう考えだと、ビジネスチャンスありますよね。

〈司会〉　ありがとうございました。

それでは、第2部のパネル・ディスカッションをこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

## 〔閉会の挨拶〕

岡村道久（弁護士・近畿大学産業法律情報研究所講師）

岡村でございます。

きょうは、珍しく私は発表をしないでコーディネーターとして最後に挨拶だけをさせていただきます。

たしか1995年か6年に、きょう司会をされている田中規久雄先生のリンク集をWebで拝見したのが、法情報をインターネット上で見た初めての出来事でした。その少し後でしたか、きょう、いらっしゃっている指宿信先生が書かれた本を拝見して、それでインターネットというのは、少なくとも外国法については非常に使いものになるのではなかというような気持ちを抱いた時代がございました。

しかしながら、その時代に、それでは日本の法律情報はどうだったのかと申しますと、全然Webに上がっていないというのに近い状態でした。当時、NTTのサイトでしたか、そこに著作権の条文が上がっておりまして、それが恭しく日本の法情報の1つであるということ、あちらこちらからリンクが張られていたということ覚えております。

本日、先ほどから先生方のお話を伺っておりまして、感慨を受けました。「ドッグイヤー」という言葉がありますが、まさにそのとおりの状態で、人間の1年分が犬の7年分に相当するという意味のようなのですが、わずか3、4年の間に、こうなってしまったという状況ですので、非常に隔世の感がございます。ただ、おそらくドッグイヤーどころではないような急速な状態で、これから先は進んでいくのではないかと思います。

半ばでしか学者でない私が、こんなことを申し上げるのは、ちょっと口幅ったい話かもしれないかもしれませんが、本日前半でおこないました「サイバー法」にいたしましても、また後半でおこないました「法情報学」にいたしましても、なかなか日本のこれまでの縦割りの科目別の区分では捉えきれないようなところがございます。本日、朝からご報告いただいた先生方は、あるいは憲法、あるいは行政法、あるいは民法の専門家であり、パネリストの先生の中にも、企業法務、あるいは弁護士がいらっしゃるというような形です。もちろん指宿先生のように、刑事法のご専門家もいらっしゃるわけですが、こうした形で各領域の専門家の先生方が集まって発表ができるようになったということを考えますと、この点でも非常に隔世の感がございます。そういうような形で、学際を超えてこれからいろいろと考えていかなければならないという時代の要請が、ますます出てきていると思います。

そうした中で、きょうの研究会の「サイバー法研究会」あるいは「法情報学研究会」で、学際を超えて、あるいは研究者、実務家、企業法務という区分的を超えて、できるかぎり英知を集められるような形で今後も進めていくことができれば、我々としてもありがたいと思っております。

新入会員も募集しております。詳しくは「サイバー法研究会」あるいは「法情報学研究会」を Yahoo ででも引いていただいたら、すぐに URL は出てくると思いますので、またホームページのほうものぞいていただければと思います。

きょういろいろご講演を願った先生方に、どうもありがとうございましたと申し上げますとともに、きょう聴きに来ていただいた方々の名簿を拝見しますと、北海道からいらっしやっていたり、あるいは東京とか、いろんなところからいらっしやっていたりしております。非常に遠路を来ていただいております、改めてありがとうございましたと申し上げたく存じます。

最後になりましたが、何よりもこの場を提供いただきました大阪大学、そして大阪大学のスタッフの皆さんが、いろいろと表になり、あるいは裏方になり、今回の発表会を支えていただきましたので、大阪大学スタッフの皆様、温かい拍手をいただきますよう、よろしく願いいたします。(拍手)

どうもありがとうございました。

(シンポジウム終了)

## SHIP-Project 1999年夏期研究合宿における討議結果要旨

### SUMMARY : Debates and Studies in '99 Summer

町村泰貴

Yasutaka MACHIMURA

夏井高人

Takato NATSUI

SHIP-Project は、次世代データベース・プラットフォーム技術の確立し、そのプラットフォーム上で稼働する社会科学系の実用アプリケーションとりわけ法律実務での使用に耐える法情報データベースの開発をめざして1999年4月に開始された共同研究プロジェクトである。

SHIP-Project は、1999年9月12日から15日にかけて、合宿形式による研究会を実施した。研究合宿の参加者は、次のとおりである。

夏井 高人 (明治大学)	石前 禎幸 (明治大学)
田中規久雄 (大阪大学)	和田 悟 (明治大学)
小松 弘 (弁護士)	大六野耕作 (明治大学)
養老 真一 (大阪大学)	町村 泰貴 (亜細亜大学)
後藤 邦夫 (南山大学)	中所 武司 (明治大学)
新保 史生 (補助者)	

ここに公開するのは、この研究合宿において2日間にわたり徹底的になされた討議結果の要旨である。

討議は、町村が事前に作成した討議項目案に基づき、町村の司会よってなされた。

討議結果は、町村が整理した上でテキスト化し、プロジェクト専用のメーリング・リストによりプロジェクト・メンバー全員の閲覧に供された。そして、一部手直しをした上で、プロジェクト・メンバーの同意を得てここに公開する。

なお、研究合宿における討議の際には、プロジェクト・メンバーである和田悟(明治大学)及び小松弘(弁護士)が作成したXMLアプリケーション・プロトタイプの実演とその実演に基づく討議・意見交換もなされた。この討議・検討の結果、最初に立法さ

れた法律のXML化テキストとその改正法のXML化テキストとを自動相互参照して、特定の時点における法律文を自動生成するシステム（改正前の時点で指定して検索すると改正前の法律文が表示され、改正後の時点を指定して検索すると改正された部分だけが新しい条文に置き換えられた改正法の法律文が表示される。）は、ほぼ実用化の目処がたったものと考えられる。しかし、詳細部分については更に検討する必要があることや、XML文の条文用タグ名セットについてプロジェクト・メンバーの間で完全な合意ができていないことなどの理由により、本資料集では、これらプロトタイプの紹介は省略せざるを得ない。これらプロトタイプについては2000年5月に明治大学駿河台校舎で予定されている第3回共同シンポジウムにおいて正式公表される見込みである。

また、法情報学研究会での議論の結果は、未整理であり公表できる段階にないので割愛する。

(プロジェクト・リーダー：夏井高人)

## (目 次)

- 1 収録するデータの範囲
- 2 データの入手、継続的入手の方法
  - A. データベース立ち上げ時のデータ
  - B. 継続的な情報入手について
- 3 データ構築上の諸問題
  - A. イレギュラーな文字の処理について
  - B. 漢字カタカナ文の処理
  - C. 準用・引用、読替規定の処理
  - D. 特定時点で有効な法令を提供する場合の問題点
  - E. 法令相互、法令と判例、判例相互のリンク
  - F. 法律用語辞典電子版の作成
- 4 データ公開に関する問題
  - A. プライバシーの保護
  - B. データ公開の範囲・属性の区別

## 1 収録するデータの範囲

法情報提供の基本となるデータベースは、法令データベースと判例データベースとに分けられるが、それぞれの利用価値を高めるために法律データベースとしては、憲法・法律・条約に加え、最高裁判所規則、政令、省令のような行政立法・下位法規、行政通達・訓令、および地方条例を含んだものが理想である。また判例データベースとしては裁判所の判決に加え、家事審判、公取審決、労働委員会裁決、海難審判などの各種決定、および破産以外の倒産決定（和議認可決定における和議条件、更正計画認可決定、会社整理認可決定、特別清算認可決定）などが含まれることが望ましい。

さらに関連情報として、立法資料（国会議事録または行政庁の立法過程で明らかにされた文書・報告書類）、判例評釈や論文、判例法令に関係する時事ニュースなども、少なくとも資料の所在を指し示すポインターの形で取り込むことが望ましい（注1）。ただし、実際には、論文や時事ニュースではその収録に困難が予想されるので、判例評釈程度の取り込みにとどめることとなろう。

判決に関しては、特に明治期における毛筆のものなど、原本を画像として収録するならば、法制史的な検討に有用性が見込まれる。また修正の赤が入れられた原本なども同様である。

また判決原本には地図・図面、写真、商標等などが添付されていたり、物あるいはビデオテープ類が添付されていることがあり得る。これらのうち、地図等の図面は縮小して添付するとして、物等は記録と同視して取り込まない。

関連事件や同一当事者の事件は特にポインターを示さないが、同一事件の審級関係については示しておく必要がある。そのほか付加する情報としては、刑事判決では、分類・参照条文をある程度機械的に処理することが可能である。これに対して民事判決では、訴訟費用と仮執行宣言以外には適用法条がほとんど記載されていないので、機械的な処理は難しい。

（注1）多くの判例データベースは判例評釈を含めている。また、フランスの官報は法律・政令について立法準備資料の掲載号頁を指示するのが通例であり、立法過程の議論が重要になれば必要な情報といえる。

## 2 データの入手、継続的入手の方法

### A. データベース立ち上げ時のデータ

プロジェクトの最終的な目的は法情報の網羅的なデータベース構築だが、当初は実験的に分野を限ってデータベース構築を試みる必要がある。デジタルデータ化は明大で業者に入札発注するとして、さしあたりは以下のデータを取り扱う。

- ・大審院判決（明治期より）  
明治大学にてデータの収集を行う。
- ・大阪大学保管の判決原本  
大阪大学での判決原本利用が可能となる来年度以降に着手する。
- ・会社更生関係の法令、判例、更正計画認可決定  
官報等より町村がデータ収集を行う。
- ・公職選挙法・議員歳費関係の法令  
大六野を中心にデータ収集を行う。
- ・民事訴訟費用法  
町村が作成したデジタルデータにデータを追加する。
- ・旧法令集オリジナルバージョン（基本法：憲法・民法・商法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法＝治罪法）の収集  
明治大学にてデータ収集を行う。

### B. 継続的な情報入手について

プロジェクトの目指すデータベースが有用なものとなるためには、最新の情報により常にアップデートされる必要があるが、さしあたりの目標として新法令はデジタルデータで立法当局から直接受け取れるように交渉する。判例についてはなお検討中である。

### 3 データ構築上の諸問題

#### A. イレギュラーな文字の処理について

古い判決原本については画像により毛筆書き自体を収録する。また、デジタルデータとしては、画像を利用して原典に忠実に表現するデータを用意し、これに対して常用漢字や他の記号に機械的な置き換えをしたバージョンの2種類のデータを提供することとする(注2)。なお、この標準的でない文字処理の点については法情報学研究会<[http://www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel\\_h/legalinfo/index.html](http://www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel_h/legalinfo/index.html)>の専用メーリング・リストである legal-info MLの議論が一応の道筋をつけており、合宿ではほとんど触れられなかった。

(注2)置き換えの場合の参考

「電子情報処理組織による不動産登記事務の取扱について」(平成元年5.1法務省民三第1695通達 最終改正 平成6.11.30)

「韻字俗字・正字一覧表(平成6.11.16法務省民三7007号通達)

法務省民事局第二課戸籍実務研究会編『わかりやすい一表式韻字俗字・正字一覧』日本加除出版

#### B. 漢字カタカナ文の処理

戦前の法令・判例の漢字カタカナ文・濁点半濁点なし・句読点なしを、ひらがな文、濁点半濁点付加、句読点付加するべきかどうか、戦後であっても、旧仮名遣い(憲法など)や項(番号なし、昭和23年以降は1項のみ番号なし)に手を加えるかどうかを検討された。

合宿では、平仮名・句読点濁点付きに置き換えるバージョンも提供するという前提だったが、現代語化はしないこととされた。

### C. 準用・引用、統替規定の処理

ある条項が同じ法令または他の法令の条項を準用している場合、または定義等の規定を引用している場合、従来の読み手は参照先の法令と見比べて補充するという作業が必要となる。これをデータベースにおいては機械の側で行い、参照先の法令を取り込んだ後の条文を表示することができないか、できるとすればその方法は、という問題である。

関連条文へのリンクをいちいち作っておいて、そのためのボタンを設定するとなると、法改正や新法の成立の度にすべての法律データを再検討し、リンクやボタンの設定をし直さなければならない。それでは知的なデータベースにはならないし、メンテナンスの面倒さから、結局利用されないシステムになる。そこで、できれば、関連条文を自動検索し、その検索結果のリストも自動生成し、関連条文に必要なテキストを挿入・交換した後の合成テキストも自動合成できるというような感じが望ましい。

もともと、引用先の規定を補充する場合は、補充すべきフレーズを確定する必要がある、これは機械的な作業で可能か否か疑問がある。

また準用規定では、むしろ準用元の一語を準用先の条文に挿入して表現すべきである。

(例) 憲法 61 条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。

→ [予算] について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した [予算] を受け取った後、(以下略)

上記の [ ] 内に「条約の締結に必要な国会の承認」を代入すれば完成だが、二番目以降は「承認」、あるいはより正確には「承認の議決」とすべきであろう。

合宿では、引用・準用関係を自動化できるものは自動化し、充填する範囲の確定が必要なものは人力で行うとの方針が確認された。

#### D. 特定時点で有効な法令を提供する場合の問題点

特定の時点を入力すると、その時に有効な法令を表示することがプロジェクトの目標であるが、多様な経過規定（時際法）をすべて織り込んだ修正は可能か疑問がある。

たとえば、新民訴法の附則では原則として施行前に生じた事項にも適用があるとしつつ、16条に損害額認定の特則（248条）は新法施行前に事実審の口頭弁論が終結した事件について適用がないとしている。こうした場合をどのように処理するのかという問題がある。1998年5月1日言い渡しの損害賠償判決について当時の有効な規定を参照しようとした場合、単純に248条が有効な規定として出てくる・こないとはできない。

この点について合宿では、原則的施行日後の有効規定としては一律に新民訴が表示されるが、248条には経過規定に特則があることが注記され、事実審口頭弁論終結時を入力して判別するサブシステムが現れるとする方法などが検討された。

また、遡求適用の場合はどのように処理すべきか、例えば、法令Aが1990年1月1日施行の法令Bにより改正され、しかもその適用が施行前に生じた事実についても適用するとされていた場合、1989年12月1日時点で有効な規定はAか、Bかという問題もある（注3）。

##### （注3）民事訴訟法附則3条

新法の規定（罰則を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、新法の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、前条の規定による改正前の民事訴訟法（以下「旧法」という。）の規定により生じた効力を妨げない。

さらに時限立法では終期を定めているので、施行期日の他にタグを入れなければならない。

これらを処理するシステムの前提として、時際法のパターンについて、まとめておく必要がある。

## E. 法令相互、法令と判例、判例相互のリンク

法令・判例で他の法令・判例を明示的に引用・準用しているものは、単純なHTMLでも容易にリンクできる。しかし実質的な関連性を含めてリンクを設定するのは困難を極める。当面は明示の場合のリンクにとどめておくこととなった。

## F. 法律用語辞典電子版の作成

合宿では法律用語辞典が自前で必要であるとされた。各法律ごとの定義規定へのリンクだけでなく、定義規定を収集し、併せて重要な法律用語について定義ファイルを作成することが検討課題となった。

## 4 データ公開に関する問題

### A. プライバシーの保護

判決文は公開の存在であるが、容易に検索し集積できるデータベースとして公開する場合にはプライバシー保護が施されてよい。そこで、原文にある固有名詞を記号に置き換えて伏せるか否か、伏せるとして、すべて伏せるか、原則伏せるか、例外的に伏せるか、その基準をどうするかという点が議論になった。

原則は当事者・証人・訴外関係人の自然人氏名を非表示とし、例外的に著名事件、当事者の個性が強い事件（例えば三浦事件）、著名人に関する事件は表示する。住所は都道府県まで表示する。法人団体は一律表示とするが、刑事被告人名は研究者が閲覧する場合であっても非開示とする。

また原告タグ、被告タグ、参加人タグ、証人タグ、訴外人タグ、鑑定人タグ、弁護人タグ、代理人タグ、検察官タグ、裁判官タグ・・・を付加し、訴外人タグ付きまでは非公開を前提にし、限定的開示も可能とする。

## B. データ公開の範囲・属性の区別

プライバシー保護とデータ利用の利便性を両立させるためには、データ利用者の属性により、固有名詞入りのデータを提供するか、記号データを提供するかを区別する必要がある。その区別をするとすれば、その属性の基準（研究者、実務家、学生、報道機関、一般）が問題となる。

当面、5年間の実験プロジェクト段階では、会員制を前提にし、大学研究者・法律実務家に限って原則承認し、目的外使用をしない旨の誓約書をとる。その他特別に許可する場合のほか、大学院・学部学生は指導教授を経由して連名の誓約書をとる。この誓約書をとった場合の効果は、目的外利用を拒否、差止めることに加え、場合によって損害賠償請求も可能である。ただし、情報主体がデータベース団体（我々）にプライバシー侵害を理由に訴えを提起した場合の免責は困難ではないかと思われる。

(以上)

このシンポジウムの開催費用、この予稿・資料集その他の関連資料等の印刷・出版費用は、明治大学学術フロンティア推進事業「社会・人間・情報プラットフォーム・プロジェクト」における研究の一部として、文部省及び学校法人明治大学から支援を受けています。

この講演等要旨集に収録されている予稿及び資料等の著作物の著作権は、各著作物において著作者として表示されている者に帰属しています。

名 称：SHIP プロジェクト・サイバー法研究会・法情報学研究会第2回共同シンポジウム講演等要旨集

発 行：2000年5月20日

編 集：田中規久雄，夏井高人

執 筆：新保史生，米丸恒治，坂東俊矢，鈴木正朝，小松 弘，門 昇，  
指宿 信，立山紘毅，町村泰貴，岡村久道，夏井高人

協 力：新保史生，岡田好弘，山神清和

発行者：明治大学学術フロンティア推進事業「社会・人間・情報プラットフォーム・プロジェクト」，サイバー法研究会，法情報学研究会